

まして、アメリカとの間に例の五百十一条第一項第三号に該当する相互防衛条約を結んだ場合に、ただちに、必要によつては海外派兵をさせられるおそれがある、これが有力な反対論になるわけです。しかし私は、その防衛の条項自体から、ただちに日本の自衛軍……われわれの時代になれば自衛軍と称しますが、自衛軍を海外に派兵するという義務は生じないと思うのです。……

○下田政府委員 ……MSA協定を締結した場合に、海外出兵が必要になつて来るのではないか、むしろ並木さん御自身は、そういう事態にならぬというお考えのようでございます。その理由でございますが、日本が締結いたしております広義の軍事条約といたしては、御指摘のように安保条約があるだけでございませぬ。この日米安保条約は、いかに解釈いたしましたも、それからは日本が出兵の義務を負うものではないことは御承知の通りでございます。……MSA法の五百十一条から、安保条約以外の軍事条約を結ぶ義務が生じはしないかという次の問題が起つて参ります。しかしながらこれはまだ交渉しての見解ではございませぬが、日本側の一方的見解では、必ずしもそういう安保条約よりも一歩進めたような軍事条約の締結は必要ではないというのが、私ども事務局の研究の結果になつております。

また御指摘の海外出兵の義務は、MSA協定とは別の問題ではないかという点でございますが、私どももそのように考えております。……MSA協定を締結すればすぐ出兵の義務を伴うというような結論を出す前には、その二重、三重のギャップをのんでかからないことには考えられないことでありまして、決してそのようなまづぐな結論は、いかなる意味においても出ない、……

○並木委員 ……それでMSA反対の一つの根拠は私はなくなつて来ると思ひます。それともう一つ有力な反対の根拠としては、MSAの援助を受けると例の中ソ友好同盟条約の発動の対象となる、こういう議論があるわけなんです。これに対しても私としては何もMSA援助を受けたからといつて、中ソ友好同盟条約の直接の発動の理由にはならないと確信してあるのでありますけれども、この際政府の見解を伺つておきたいと思ひます。

○下田政府委員 中ソ友好同盟条約との関係の御質問でございますが、中ソ同盟条約とMSAの問題とは何ら関係がないと存じます。いかなる意味でソ連、中国が日本を敵視しておりますのか、両国政府の見解は私どもの関知しないところでございますが、MSA協定を結ぶことによつて敵国と見なされるならば、アジアには日本以外にMSA協定を結んである国がたくさんございます。それも敵国と見られなければならぬわけでありませぬ……

○並木委員 ……MSAの援助をもちろん押しつけるものではないというし、それからまた原則として無償であるというし、海外派兵などということは夢にも及ばないことであるというようなことを考えて来ますと、私どもは今までサンフランシスコ条約に調印し、日米安全保障条約に調印してある今日、躊躇することはないように思われるのであります。……

○土屋政府委員 ……ただいまお話になりました保安隊に対する関係だとか、……やはりさらに検討を続ける点もございましたので、現在まではその検討を続けて来たというのが実際であります。……

(MSA軍事援助と再軍備) (外務委 五号 五・六・七頁参照)

○戸叶委員 こういう問題は、別に軍事援助でも経済援助でも、言葉にこだわる必要はないというお話でございましたが、これは日本にとりましては、非常に重大な問題だと思えます。ことに日本は軍備を持つておりませんので、軍事援助をするということは、結局軍備を持つという方向に行くものではないかと、私どもは非常に懸念するものでございます。そこでもう一度確かめておきたいのは、それでは今まで保安隊なり、警備隊の方に与えている完成兵器、そしてまた完成兵器がそのままMSAの中に含まれ、また日本に資材を与えて発注させるというような、そういうつたある意味の軍需産業を興すという、幅を持つて解決しますならば、経済援助とも思われるそういう面の両方のものので考えた場合におきましても、それは経済援助として、日本の外務省では解釈するわけでございましょうか。

○岡崎国務大臣 ……たとえばミリタリーという字が使つてあるから何か気になるということであれば、これはたとえば防衛とか自衛とかいう字にかえてしまえば、字だけの問題ならそれで解決してしまふわけでありまして。それを日本に適用する場合に、そういうふうにかえることに話合いがつくかどうかは別問題として、これはまだ話してないからわかりませんが、軍事という字がじやまになるなら、防衛でも自衛で

もそういう字を使えば、字の上からは消えてしまふわけです。……実際は軍事援助と考えられるか、それとも内容的に日本の自衛のための援助と見るかであつて、……それをよく考えなければならぬだろう、こういう意味で申したのであります。

○戸叶委員 ……今の保安庁が再軍備はしていないと言つても、外国の兵器を借りて来て、再軍備しないと言いながらも再軍備の方向に向つてある。……私どもの御質問したいのは、その言葉ではなくしてむしろその内容であります。……その言葉のまかしはどうでもつくかもしれないけれども、実際の問題は、それが防衛力をふやすための援助だとか何とかいうまかしにすぎないとか考えられないわけでございます。……まあ軍備だけでもしかたがない、防衛ということにしておこうというくらいに考えていらつしやるのではないかと私は考えるわけでございますが、……アメリカは多分日本に防衛力の漸増を望んでおられると思ひますし、政府もまたそういう点を望んでおられるようでありませうけれども、この漸増とMSAの問題とは当然関連して来ると思ひます。このMSAの援助を受けた場合において、防衛力を量る面でふやさうとなさるか、あるいは質の面においてふやさうとされるかを伺いたしたいと思います。……量の上でふやさなければならぬ場合には、MSAを受けることを遠慮なさるかどうかという点を伺いたしたいと思います。

○岡崎国務大臣 ……この自衛力の漸増ということとは、何も今回初めて考え出す問題ではなくして、安全

保障条約の前文にある以上は、ずつとその点には考慮をめぐらして来たわけでありませう。われ／＼の考えとしては、三つの制約のもとに、なるべく自衛力を漸増する方向に持つて行きたいと思ひます。三つの制約というのは、一つは、たとえば日本の物的資源であるとか設備とかで可能な範囲において、もう一つは日本の政治上、経済上の実情において可能な範囲において、さらに日本の憲法その他の法規の範囲内で可能な程度、こういう二つの制約のもとにできる場合にはぜひ漸増したい、こう考えております。それは早く言うると、今のところは量的にごく少数のものは別といたしまして、五百人とか三百人とかいう必要なものはあるかもしれませんが、大きな量的の増強は、今のところは別に考えないというのが実情でございます。

○戸叶委員　もう一つ伺いたいことは、アメリカの中ではもうすでに、日本に駐留兵を置くことは非常に経費もかかるからまずい、引揚げさせるべきだというような輿論が起きておるといふことも聞いておりますが、それとこのM S Aの問題とは一体関係があるかないか。……

○岡崎国務大臣　……私の申すのは、アメリカ側からそういう要求があつたら断るとか断らぬとか、それは要求もないし、まだわからぬのです。だからそんなことを言つておるのではないので、アメリカ側としても日本の実情に対して無理なことを言うはずがないということを申しておるのであります。

○戸叶委員　……アメリカの輿論も日本の自衛力漸増を望んでいるとするならば、あるいは量的にもふやすというようなことが望まれるかもしれないと思ひます。従つてそういう点を考慮して政府は、今その

問題は言われておらないにいたしまして、当然起きて来る問題でございますから、そうしたことに対する態度はあきめになつておかなければならないと思ひます。……

○岡崎国務大臣　……政府は三つの制約のもとにできるだけ自衛力の漸増をやらうと考えておる。ところがその三つの制約からいへば、ただいまのところは量的にふやす意向はないし、また制約の中においては今のところふやすのは適当でないと考えております。……

○戸叶委員　……この協定がもしも日本の政府で受けることに決定いたしましたときには、調印の前に国会におかけになりますか、あるいは調印後にかげようとなさるか、……

○岡崎国務大臣　これは常に憲法なり法律上の重要な点でありますから申し上げますが、憲法では条約締結するその事前または事後にと書いてあります。条約を締結するということは、これは憲法学者の一樣に認めるところであります。その条約が日本の国に対して効力を発生するときが条約を締結することになります。……調印の前にかけるのが原則であつて、調印の後に、つまり効力発生後にかけるのは特別のやむを得ざる場合のほかはしないわけでありませう。ところが調印と同時に効力を発生しないで、批准行為をもつて効力が発生する場合には、調印をしてから国会にかけてその承認を求めて、効力発生の手続をとるのがこれは普通のことです。従つて批准条項がついておるかないかによつてその手続の前後は違ひますけれども、批准条項がついておるものについては調印後国会にかける、これが憲法学者のいづれも

認めてある原則であります。

(MSAの武器貸与) (外務委 五号 一一・一三頁参照)

○並木委員 オーツリゼーションにいたしましたも、これが出て来た根拠というものは、大臣としては知つておられるはずでございますが、いかがですか。なぜこれを議会に出したか、……たとえばもう少し具体的に申し上げますと、今まで保安隊に武器が貸与されておつたものを六月一ぱいで打切られるから、新たな法的措置を講ずる必要があるからであるというようなこと、それから前に國務省から声明が出された、朝鮮動乱がなくなると特需というものはなくなる、従つて今後二年間特需を保障するというような報道と照し合せますと、あるいはこのMSAの今度の援助というものがこの声明と見合うものではないかとか、また先ほど申しましたように日本の保安隊を軍隊に持つて行く、あるいはこれを強化して行く、は海外派兵もさせるのだとか、いろいろこれに対する見方がありますので、そこで大臣が得られた的確な理由というものを知りたいのであります。

○岡崎國務大臣 ……ただ想像されることは、今までも日本としては、いろいろの形ではありましたが、とも保安隊に対する武器等の援助がありましたし、またいわゆる特需という形で日本の国内の産業に対しての注文もありましたし、またこのごろの言葉でいえば域外調達といいますが、そういう種類のものもあつたわけでありまして、こういうものをアメリカ側としては今までのいろいろの形でやつておりました。こ

れは日本ばかりではありません。ヨーロッパにもそうあります。それを一つのMSAというものに統合しようとしておるのは確かなやうであります。従つて今まで日本に対していろいろの形で来ておりました援助を統合する形にいたすものではないかとも一般的には想像されますけれども、これとて的確にそうであるというわけには参りません。

○並木委員 保安隊に対する武器の無償貸与の期限が今月一ぱいで切れるのですけれども、これについては何か話合いがあるはずであります。どうなつておりましたでしょうか。

○岡崎國務大臣 期限が切れるというふうには私は聞いておりませんが、しかしこの問題もMSAに関する限りは今申しした通りまだ話合いをしておりませんからわかりませんが、一般に法令とかあるいはアメリカ側から出ておりますいろいろの報道で判断しますと、七月以後には、援助をすればMSAに基いて援助するということになるのではないかと一般的には想像されますけれども、今までの分は別だろつと考へております。但し何かそこに調整の必要ありやいなや、これもまだ的確には何も申し上げられません。

○並木委員 今までの分の処理方法というものの相談がなされているはずなんです。前からこの保安隊の武器の貸与については契約を結ぶということで、……保安隊の武器貸与、それからさつきの域外調達といろいろありますけれども、そういうものについてすべてこれは軍事費から出されておつたと思つたのです。未解決のものもあるのですけれども、その点はMSAの問題に切りかえられて、すべて過去のものは無償

になつてしまふのかどうかお伺いしたいのです。

○岡崎国務大臣 アメリカ側に船については法律が出ており、それに基いてやつたのであるが、保安隊の武器についてはまだそういう法律もないから、アメリカ政府としてもどういうふうにするのかきまつていないようである、従つて日本側としてもまだきめておらないということをお申し上げておるので、とりきめを何とかしないとかいうことを申し上げた記憶はありません。なおいろいろの援助につきましては、これも私直接当つておりませんから、日本に適用する場合まだどうなるかわかりませんが、過去のもは過去のものであり、新しく今度MSAの援助を受けるとすればこれから始まるのであつて、遡及的になるのではないのではないかとこのように法案からは想像されますが、まだ的確なことは言えません。

○並木委員 アメリカの年度はもう来月の一日から始まるので、大臣の答弁ですと、どうもちよつとテンポが合わない。私たちが先般来国会でいろいろ検討した結果というものは、MSAの援助はそれほど神経質にならなくてよいという結論なのであります。どうしてサンフランシスコ条約に署名をしておる現内閣、それから日米安全保障条約で守つてもらつておる現内閣、そうして保安隊に武器貸与まで受ておる現内閣が、MSAの援助を受けるのに躊躇するのか、……

○岡崎国務大臣 私も感じとしてはそう神経質にならなくてもよいのではないかとも思いますけれども、現に国会等の論議をごらんになれば、……いろいろの意見がいろいろの党派から出ておるのであります。

従いましてわれ／＼としては異なつた角度からあらゆる問題を検討する必要があるものであります。早く結論を出すことは望ましいのですが、その意味ではまだ引続き検討中でありませう。

○並木委員 ……大臣の頭の中にMSAというものは軍隊を持たなければ援助を受けられないのだ、こういう先入観があるのではないですか。そのことがいろいろ反対の立場に立つ人の言葉に触れて、うっかりは飛びつけないというような警戒心になつて行くのではないかと私は思う。そういう警戒心が先ほどの内閣の問題ではございませぬけれども、かえつて国民に何となく不安な感じを与えるというふうには私にはとれるのですけれども、軍隊を持たなくてもMSAの援助を受けるといふ点につきましてはどういうふうになりますか。

○岡崎国務大臣 ……軍隊を持たなければ援助は受けられないという点は間違ひであると思ひます。これも實際話をしてみませんからわかりませんが、おそらく軍隊がなくとも援助は受け得ると考へておりませう。

○並木委員 軍隊を持たないで、つまりMSAに盛り込まれておる軍事的義務のことではありませんが、……ごく最近現存の日米安全保障条約でよろしいという報道がアメリカ側から伝わつて来ておるわけです。従つて、あらためて例の五百十一条第一項第三号にある双務的または多辺的の相互防衛条約は結ばなくてもよろしいところまで来たわけだと思ひますが、……

○岡崎国務大臣 ……一般的の報道以外にないのでありますが、一般的の報道はそういうふうについてお
ります。

○並木委員 ……M S Aを受ければ海外へ保安隊を送らなければならぬだろう、またやがては軍隊にし
て海外派兵というところに行くような、反対論はそういうところから疑心暗鬼で出て来るのです。……

○岡崎国務大臣 ……これが日本の自衛力増強と経済面の寄与に役立つものであらうと考えておりますか
ら、それならば受けるのが望ましいということをやつたのであります。……

○並木委員 M S Aの内容なんですけれども、……実は域外調達、こちらでつくりたい、つまり保安隊に
対する武器でも、海上警備隊に対する装備でも、金だけ援助を受けて日本でつくりたい、向うでつくつ
た完成兵器とかそういうものでなく、こちらの自由につくりたいという意向を持つておるのですけれど
も、……

○岡崎国務大臣 保安隊の必要とするものは、自分の国の保安隊ですからなるべく自分の国の工業力でつ
くるのが当然であらうと思えますけれども、こういうものは設備に非常に金がいるものであります。保
安隊の必要とするものが少量であれば、……これは具体的に見てみないとわからないと思えます。原則的
にはそれは御説の通りだと思えます。

○並木委員 ……今度のM S Aの援助について、いわゆる軍事的援助、経済的援助、技術的援助とありま

すが、大体軍事的援助でありますか、それとも経済的援助も含まれるか、そういうことを話し合つてい
はざなんですけれども、もう少し腹を割つて答弁していただきたいと思えます。なぜ私がそれを聞くかと
いうと、五百十一条の第一項を見ると、軍事的援助の場合には例の六項目の条件が入つて参ります。とこ
ろがその第二項の外務省からもちつた案によりますと、(b)と書いてあるのですけれども、その(b)を見ると
軍事援助を除いた他の経済、技術援助の場合には、第一項のような軍事的義務を必ずしも負わない条件に
なつております。……

○岡崎国務大臣 ……いわゆる一般にいわれております軍事援助というものは、幅の広いものがありまし
て、たとえば相互防衛の資材及び訓練というのもありますし、相互防衛のための財政的な援助というもの
もあるようであります。これは一般的のもですが、現にそういうものをいろ／＼の方で受けておるわけ
であります。その幅の広い中で、日本として受ける場合にどうなるかということについては今後の問題に
なると考えております。

(M S A援助と自衛力の漸増) (外務委 五号 一四・一五頁参照)

○池田(正)委員 ……自衛力の漸増ということは政府の意図するところである。従つてそれには三つの条
件があつて、それに当てはまれば受けるのだ、受けてもいいのだという意味に私は解釈したのですが、……

○岡崎国務大臣 ……日本は自衛力の漸増ということを安全保障条約の前文でうたつておる。そこで自衛

力を漸増するについては今言つたような三つの考慮が必要なのであつてその考慮の範囲内できるだけ漸増して行こう、こういうことになつておるといふことを申し上げているのであります。

○池田(正)委員 ……結局そういう趣旨にかなえばM S Aの援助も受けるというふうに解釈していいのですか。……

○岡崎国務大臣 M S Aの援助条件というものは、自衛力の漸増というものは表面的には何も出ておりません。五百十一条にいろいろ書いてあります。しかし日本の場合にどれが当てはまるかはまだわかりませんが、要するに自衛力漸増をやればM S Aの援助条件を全部満たすのだということには決してならないと思ひます。

○池田(正)委員 ……これは日本全国民が注目している問題なんだ。しかも今後の日本の国防上、あるいは治安上、あらゆる問題に関連し、経済問題にまで関連して来る大きな問題があらゆる機関において取上げられて論議されているときに、わからぬというそんなばかな話はあるもんじやない。かような無責任な政府というものはあるもんじやない。そうなつた場合にはどうするかということの心構えがなければならぬはずなんです。……

○岡崎国務大臣 ……実際のM S Aの法律というものは長いものでありまして、そうしてその中で、各国が受けた場合の各国の今までの協定を見れば、どれも一律ではない。その各国の状況によつて違つておるのであります。従つて幅の広いものである。そこで日本でかりに受けるという話があれば、そのうちどれとどれは望ましいか、どれとどれは望ましくないかということ、ずつとあらかじめ研究しなければならぬわけでありまして。その研究を今やつておるのであつて、具体的に日本に当てはまる場合にどうなるかということ、それはひとつ受けたいから話をしてみようという結論になつたときに、初めて向うと話をし出て来るのであります。その前に、向うと話もしないうちに、結論を言わないからとか、あるいはこうなればこうなるという仮定の問題について政府の意見を述べないから無責任だというのは、それは私は受取れないのであります。

○池田(正)委員 ……もしも日本の政府のあなた方が今希望しているような条件であれば受けるというのか。それでは希望している条件はどういうことであるかということ、こまかいことを私は聞いていたのではない。基本的に日本の国情と利害とに一致すると政府が考えた場合に、それならばそういう場合には受けるというのか、どういう角度から考えても現在の情勢下においてはこれは受けられないというのか、……

○岡崎国務大臣 ……われ／＼としては、国内の法規に何ら抵触することなくして、しかも日本の国情に最も適するような形でもつて受け得るものならばぜひ受けたいと考へております。

(再軍備計画に対する方針) (外務委 六号 八・九・一〇・一一頁参照)

○西尾委員 ……日米安全保障条約の前文におきましては、米国は日本が直接及び間接の侵略に対する自

国の防衛のため漸増的にみずからの責任を負うことを期待しつつ云々と、こういうふうに定めておるのでありますし、私の承知するところでは、一九五五年を一応の目途として考えておるように思うのであります。当然日本の政府といたしましても、この精神にのつとりましてできるだけ早くアメリカの軍隊は帰つてもらつて、日本の国は日本人で守ることについてのいろいろな考慮なり計画なりがなくてはならないと思つてあります。……日ごろから日本の国は日本人で守らなければならぬという信念を持つておられる木村長官が、かつて九州において発言せられたということは、木村長官の立場からしますならばしごくもつともなことだと思つてあります。……しかも木村長官は、それを単にこれは自分の個人的な試案であるということ的前提としないで談話をせられたのであります。聞くところによりますと、吉田総理にもこの案が提出せられておるといふのであります。単に自分が胸のうちで考えておるといふのではなくて、文章にせられて、それが自分の案にもせよ、総理大臣に出されたといふことは、これはやや表面的ではないまでも、相当公の性質を帯びて来ているのであります。後にはこれはそうではなかつたのだといふ取消しのようなことがありましたが、私の伺いたいのは、この国会を前にして、吉田総理の手に出した案を談話として発表せられたといふことの、その政治的感覚、いかなる政治的意図をもつてさういふことをせられたのか、あるいは政治的感覚がまつたくゼロであつたのか、その点を伺いたいののであります。

○木村國務大臣 ……現在の保安庁、保安隊、これらの行き方、それから計画いかんという質問があつたのであります。そこで私は、大前提として、ただいま日本の置かれた財政力をもつてしては、現在のところ十一万を増員することは不可能である。但しこれは訓練の強化と、あるいは装備、施設の改善、拡充によつて十分にこれを強化して行きたい、これが大前提であります。

次に計画の点については、……これを計画するのが当然である。しかしその程度に今至つていない。たゞこういう方針でもつて自分は案を立てさせておる。これは一部局であります。この案はまだ省議を経ていないのであります。これは発表してもらいたいといふことであるから、それは省議を経ていないから発表できない、これが事の真相であります。総理の手に出したといふのは、これは私は九州への出張の途次、たま／＼他に要件があつたのでありますから、自分の心構えとして、いわゆる将来の日本の治安情勢によつて警備力を増加する必要がある場合に、どれくらい点まで増加すべきであるかという一応の試案であるからといふことで、これはもとより総理は私の直屬長官でありますから、これを何したところが、総理は、まだ不確定の案ならば、さらに確定の案ができた上にしてもらいたいといふことで私は引下つたのであります。これが事の真相であります。

○西尾委員 ……それを国会直前に発表したというからには、われ／＼の受けるところでは、すでに総理の手元にも出してあるし、相当自信を持つたものであるとしか考えられぬのであります。……まつたく政治的な考慮は払わなかつたのであるか、これを伺いたい。

○木村国務大臣 ……さような政治的考慮は毛頭ありません。ただ、新聞記者諸君……これは私はあえて言います。保安庁の新聞記者とは常に会談をいたしてあるのであります。これは談話でありまして、私は発表する意図なんか毛頭もないのであります。つまり自分の心構えはこうだということを申したにすぎないのであります。

○西尾委員 ……一体政府はしばらく現在の状態では再軍備はしないんだ、こう言っておりますが、しかしらばプリンシプルとしては軍備をしたいと考えておられるのであるかどうか伺いたい。

○木村国務大臣 ……およそ独立国家として、みずからの手によつてみずから守るべき態勢を整えるのは、私は当然だと思ひます。……もとより私は日本の財政力が増進し、しかも国民の意気がそこまで上るのであれば、私は当然いわゆる再軍備と申しましようか、みずからの国をみずからの手によつて守るべき態勢を整えるのは当然なことであらうと私はこう考えるのであります。

○西尾委員 ……政府はそう考えておるのでしようか。そういうことについて閣議等においていろいろ御協議なされたことがありますようか。

○木村国務大臣 閣議の問題とはまだなっておりませんが、およそ日本の国民である限り、さような考えは、発表することは別問題であらうと考えますが、私はみな持つておるのじやないかと思ひます。

○西尾委員 ……吉田総理は、今まで諸条件のために軍備はしないのだということを言つておつて、プリ

ンシプルとしても軍備はしないのだと、とればとれるような意見を吐いておるようであります。……建前としては軍備を持つべきである、しかしながらその条件が整わないために、今のところは軍備は持たぬと政府は考えておる、こう了解していいのかどうか……

○木村国務大臣 ……政府の意図としては私は申し上げることはできません。

○西尾委員 ……私は、日本の政府としては軍備を持つべきであるという考え方を持つておるものと理解するのが当然だと思つております。この重要なことを、政府の方針が何であるかということを確認しながら、自分の個人的な意見ばかりを今まで木村長官が言われておつたとは少々受取りがたいのであります。……

○木村国務大臣 ……憲法第九条第二項によつて戦力の保持を禁止されておるのであります。従つて戦力を持つということになれば、ここに初めて憲法改正問題が出て来るのであります。その点についての考慮も十分に払わなければ、これは決定することはできないのであります。そこで繰返して申し上げますが、……日本の財政力と、ほんとうに戦力を持たなければならぬという日本国民の自覚がどこまで出て来るか、この問題であるのであります。……

○西尾委員 ……憲法で戦力を持つことは禁止せられておるのでありますから、持つことはできません。しかし政府は、日本は日本の国民によつて軍備を持たなければならぬのであるから、将来軍備を持ちたい

と考えておるのだということは、決して憲法に禁止するところではないのでありますから、そういうことは言えるのであります。言えないから言わないのであるならわかるのでありますけれども、言えるのかかわらず、……国民の間から軍備を持つということが盛り上つて来なければならぬと言われましたが、……この軍備を持つべきかどうかという問題を、単に国民の輿論の盛り上りを拱手傍観して待つということは、今日の政治家のとるべき態度ではないと思つておられます。……吉田さんの言われるように、ただ単に民主主義の政治であるからといつて、軍備を持つか持たぬかという問題を、国民の盛り上りを待つという事は、私は遁辞でしかないと思つておられます。……

○木村国務大臣 ……われ／＼といたしましてはどこまでも国民の盛り上る考え方をよく把握して、向うところを誤らしめぬようにするのが政治の要諦であろうと存じます。従つて私は、民間において日本が戦力を持たなくてはならぬのであるというような気持の盛り上りの一日もすみやかならんことを期待しておる次第であります。……

○西尾委員 ……MSAの問題について見ますと、内交渉があつたかどうかという問題も後に論議いたしたいと思ひますけれども、そういう一つの問題について、……憲法第九条を改正せずとも軍備を持ち得るとの説は傾聴に値する、こう言われたさうであります。初めてあなたはこれを言われた。この問題については、あなたはおそらく内心軍備を早く持ちたいということをお考えになつておられて、従つて憲法の問題等につきましては、相当御研究があつただろうと思ふ。それがこの国会を前にして、憲法を改正せずとも軍備を持つてるといふことは傾聴に値すると言つたことは、政治的に見ると非常に重要な性質を持つてであります。……

○木村国務大臣 私も憲法第九条の解釈については非常に興味を持つております。そこで、一体自衛のためなら戦力を持つことができるか、これは議論の焦点であります。最近に私はある雑誌を読んだのでありますが、きわめて厳密に、分析的に戦力を持ち得るのであるという議論が出ておるのであります。そこで私はかような意見をもつて傾聴に値するといつた次第であります。……

○西尾委員 ……軍備を持つてということになりますと、今の憲法の改正ということが大きな障害になつて来る。その障害が実は障害でないということ、あなたもさうかもしれないと言つておられるところに実は政治的な意味があるのであります。だからあなたの言われるように、単に傾聴に値するということはおもろん賛成したことはないことはわかつておりますが、……

○木村国務大臣 ……憲法九条の解釈についてはしば／＼言つておる通りであります。しかしながら最近にもさうな説をなす者があり、その論文たるや詳細微妙をきわめておる、まことによく分析的に研究してあるから、これは傾聴に値するということをお話の中でたま／＼言つたのであります。……

○西尾委員 私は実は警察予備隊令が保安庁法にかわつたときには議席を持つていなかつたので、……警

察予備隊令では寸法が合わなくなつて、保安庁法に改正したときの理由、事情というものをもう少し伺いたい。

○木村国務大臣 ……警察予備隊は、当時の国内の治安情勢の必要からポツダム政令として急遽制定されたものであります。警察予備隊の組織及び権限については、きわめて抽象的に規定されておるにすぎないのであります。ところで昨年八月に機構改革の問題が起つたのであります。そこで行政機構改革の一環といたしまして、簡素にして能率的な機構のもとに警察予備隊と海上警備隊と統合して、その一体的運用をはかるために、保安庁というものが創設されたのであります。……

○西尾委員 ……私は保安庁法と警察予備隊令とを比較してみましたのでありますが、……保安庁法の方が抽象的である。その次は警察予備隊令では、「補うため警察予備隊を設け」、「警察予備隊といへば、明らかに警察の予備の部隊である、普通警察で、内乱等を鎮圧することができない場合に、そのために予備につくつてあるのだというので、この点でも警察予備隊というのははなはだ具体的によくわかつておるのであります。保安庁法においては「部隊を管理し」部隊という抽象的のものでは何のことかわからぬ。こういうふうに見てみますと、やはりこれは警察予備隊令のごとく、政府がしばしば現在でも説明しておるようによつた間接侵略、国内の治安維持のために起つたものであるということが明瞭なのです。この場合においても、もしかりに外国から日本を侵すというような場合がありますれば、われわれ武器を持たない人民

でも、ときには竹やりを持つてでも防衛に当らなければならぬ場合があり得るのですから、ましてやこういう警察予備隊がその衝に当ることは当然であります。それなら、今までの政府の説明だけなら、警察予備隊令を警察予備隊法にすればよかつたのではないかと思うのに、保安庁法ということになつて来ると、特別の必要がある場合に、そういうふうな部隊だとかいつて抽象的なことにしておるのです。……

○木村国務大臣 ……警警予備隊の組織及び権限についての規定がきわめて抽象的だ、それを詳細にしたのが保安庁法であるのであります。これは警察予備隊令と保安庁法と対照して御研究くださいますれば、いかに保安庁法が権限組織について詳細をきわめてあるかということは一目瞭然であります。……

(軍隊・戦力の定義) (外務委 六号 一一・一三頁参照)

○西尾委員 ……今の保安隊をわれわれは、あれは保安隊という名の軍隊だと解釈をしているのであります。……アメリカのおそらく国民の大多数も保安隊という名の軍隊だと考えていると思うのであります。……アメリカの人民も、それを保安隊という名の軍隊だと考えて、これを増強するために軍事援助を与えようというのとだろつとわれわれは考へておるのであります。御承知のごとく、M S A の援助の内容を見ますと、軍事援助と経済援助と技術援助と、大体大別して三種類ありますが、……軍事援助はごくわずかなんです。その軍事援助の中から日本に援助するものの予算がその中に組まれていること等から見ましてもこれは保安隊という名の軍隊を強化するために M S A による援助を与えようとしておるものだと私どもは考へておる

のであります。政府は今の保安隊を軍隊でない、軍隊でない、こういうことを言われている、吉田総理も千四百億ほどの予算を持つているものを軍隊などと言えば、世間に笑われるということと言われましたが、……およそそれが軍隊であるかないかということは、いろいろな判断の仕方がありますけれども、これはやはり主観的に軍隊でないのだということではなく一般の普遍性というものがなければならぬ。一般的に客観的にそれは軍隊でないといつて了解できるようなものでなければならぬのではないかと思うのです。……

○木村国務大臣 一体軍隊とは何ぞやということですが。そこで軍隊とはまず第一に對外戦争を目的として創設されたもの、そしてわれわれの解釈によりますれば、これは戦力に関係して来る。つまりその編成裝備から申しまして、近代戦を有効に遂行し得る総合実力組織である、こう解釈いたしております。そこで保安隊は對外戦争を目的としてつくられたものではありません。しかもその裝備編成からいつて、とうてい近代戦を遂行する能力がないのであります。これを軍隊と言おうと言まいとそれはごかつてでありませぬ。……

○西尾委員 ……今日の軍隊というのは、昔の軍隊のように一国の軍備、一国の戦力というものでその国の防衛をするものではなくて、集団安全保障の時代であります。集団安全保障の時代でありますから、……日本一国の兵力だけでは日本の国は守れないけれども、これは軍隊である。これは他の国と協力する

ことによつて、軍隊の役目を果たすことができるのであります。すなわち日本の今の保安隊程度のもものはなほだどうも不完全で不十分でありますけれども、これはアメリカと防衛協定をするという限りにおいては、十分に戦い得る能力があるのであります。……それが軍隊としての範疇に入るか入らぬかということとは、その防衛協定をやつておる国の軍力と総合的に考えるべき性質であつて、ただ日本の軍を切り離して、こういう千四百億程度のもは軍隊と言えないとかなんとかいうことは、近代的軍備というものを語る資格なしということではないかと思うのです。……

○木村国務大臣 私は、保安隊は憲法第九条第二項にいう戦力ではないと思ひます。およそ憲法第九条は何を規定しているか。いわゆる「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」ということが書いてある。そこで自衛力は持つてよろしいということは、これは当然なことでもあります。ところがこの戦力、いわゆる近代戦を遂行し得るに足るべき、そういう陸海空軍に相当するようなものであれば、これは往々にして侵略戦争に使われるおそれがあるから、それをつまり禁止するということになつておるのであります。……

(MSA軍事援助) (外務委 六号 一四・一五頁参照)

○穂積委員 ……今までのアメリカ政府の対日政策、特に再軍備強化政策、ことに五月以後急速に表面に現われて参りましたMSA問題に対する向う側の態度等を見ておりますと、岡崎外務大臣が、MSAの五百

十一條に規定されたようなミリタリー・オブレーションをやらないうであらう、あるいはまた軍隊の要求をしないであらうというように言うておられますが、それは向うの言葉にまつたぐうらはらが合うのです。意識的にそういうふうなしめし合せをされたか、あるいは下打合せをされた結果であるか知らぬが、事実合うのです。それはどういふことかという点、こちらはいまだ輿論の上においても憲法上もさしつかえがあるので、……そこで日本に対する再軍備政策あるいは国際条約によります共同防衛の義務規定等につきましては、経済援助または続いてMSAによる援助を表面に出しますときに一挙に解決しようとしていない。これは保安庁の当局とされましたも……MSAも性格的には軍事予算でありませんが、その軍事予算に癒着せしめまして、そうしてわれわれが今日生きるためには背に腹はかえられないという事実をつくつておいて、しかる後に憲法改正なり、あるいは共同防衛の義務規定を打出して来る、あるいはまた軍隊の増強を要求して来る、こういうことは、国際政治に直面されて、日本の再軍備問題に対する当局におられる方々は、当然察知さるべきである。われわれは浪人いたしましたして寝ておつてすらそれを感じるのでありますから、……これまでの日本の保安隊への援助をMSA援助に切りかえて、日本の自衛体制を促進するということが報道されております。……

○岡崎国務大臣 ……今までの援助がMSAに切りかわるであらうという予想は立つわけでありませう。それにつきましても、ただいま穂積委員のお話では、自衛ということはいけないうような御口吻のようにも聞えましたが、われわれは自衛を強化することは一向さしつかえないと考えておりまして、……かつ経済面に寄与するならば、受けることが望ましいということをお申しておるのであります。

○穂積委員 ……国の自衛の強化になるものであるならば、MSAに切りかえられてもけつこうだというのですから、今まで借りたことがえさになりまして、MSAに切りかえられますならば、MSAによる義務規定が問題になる。……MSAによりまして、これが切りかえられることが日本の自衛の強化になるならばかまわぬというふうな御口吻でございますが、とんでもないことでありまして、MSAの問題というのは条件次第であります。……

○岡崎国務大臣 ……まだ受けるとも、受けないともきめてないのであつて、受けるという交渉をいたしておらない、それは今後の問題であります。

○穂積委員 何らのとりきめもなく、あるいは正式な決定もなく、だらりとくれるものは借りておくということは、将来のために禍根を残すものだと思つております。……あるいは保安隊に対しますアメリカの発言権の一つの基礎になるのでありまして、長官も言われる得意の自衛というか独立自衛という条件にはなほだしくもどつて参りますので、従つてどういふ理解でそういうことを言つておられるのか。それをお尋ねして、同時にこれを処理されるためには、あとで問題が起きないように明確にきまりをつけていただきたいと思ひますが、それに対する所信をお尋ねいたします。

○木村国務大臣 …… MSA の関係は私ばかりませんが、万一そういう問題でこれとひもつきというようなことになるおそれのないように、われ／＼は十分考慮して処置いたしたいと考えております。

(MSA 軍事援助) (外務委 六号 一八・一九・二〇・二二頁参照)

○並木委員 …… MSA を受けるときの二大眼目として、一つは自衛力のために役立てば、もう一つは経済のために役立てばという点がございしますが、自衛力のために役立てばということは、主として保安隊関係になりますので、……

MSA の援助の中に、たとえば小艦艇を MSA の費用から日本に貸与するということが報道されておりますが、これは現に今五箇年約束で日本が借りているフリゲート艦や上陸支援艇等別物のものが、新たに一九五四新会計年度において日本に来るように受取れるわけです。つまり言いかえれば、現在の海上警備隊の装備プラス MSA によるところの小艦艇というふうに解釈できますけれども、そう解釈してよいか、それとも今のフリゲート艦と上陸支援艇というものをリプレースする、……

○上村政府委員 …… 新聞紙上で小艦艇を貸与するというような記事は見たのでございますが、MSA の関係がはたしてどういふふうになるか私も承知いたしておりません。またフリゲートと別個のものになるのかあるいはフリゲートを含んだものに相なるかということとは、……自衛力という解釈を単に保安隊、警備隊というものだけでなく、あらゆるものを総合した力であるというふうに解釈いたしておりますので、保

安隊、警備隊のみとは限りませんが、保安隊、警備隊がこれに当るのではないかと私もは解釈いたしております。

○並木委員 とにかく保安隊、警備隊が主力であることは事実なんです。そこで今の海上警備隊の問題と同じような性質なんですけれども、保安隊の現在の武器もいつまでも同じものを使えるはずはないと思えます。……その場合に MSA の援助が来なければできないのじゃないかと思うのです。……

○上村政府委員 現在保安隊で借りております武器が、MSA とどういふような関係になるのかまだ私も承知しておりません。しかしながら現在米軍とのいろ／＼な話におきましては、一応 MSA と関係なしに、たとえば弾丸等についてはくれるような話が進んでおりますし、さしあたりのところは支障はないと思うのでありますが、……

○並木委員 …… MSA の援助が来なくなると、では日本で日本のための装備をつくるか、……現在の装備というものを増大して行くための MSA 援助であるか、規模を大きくして行くための MSA 援助であるか、それとも現在の装備がだん／＼役に立たなくなつたときに漸次これにかえて行くための MSA の援助であるか、……

○土屋政府委員 現在保安隊が在日米軍から借用しております武器、それから今使用をしております弾丸などにつきましては、……今まで保安隊に貸し付けておつたそういった武器などについても、アメリカは

どこかにそのはけ口を見出さなければならなくなるだろう、……MSAの援助を今日本がアメリカで予想しておられますいわゆる防衛援助というものによつて受けました際に、兵器なり何なりの形で来ますが、同時に日本の兵器産業あるいはそういうような装備の産業に必要なたとえば工作機械とか、あるいは技術とかいうもので来るといふ面も多少あるうと思ひます。これはアメリカがほかの国に対するMSAの援助と同じような項目でしてある内容、もちろん全貌がわかつておるわけではありませんが、それを調べた結果によりまして、そういう趣旨の援助をしている国もあるようであります。従つてかりに日本がMSAの援助を受けるといふことになりまして、防衛計画による援助を受けましても、完成兵器だけが来るのではなしに、日本の生産に、あるいは日本の産業に必要な機械とか技術というものが来るといふことが一応考えられます。……

○並木委員 日本が負うべき義務的のもので、なお事務当局として検討の結果、疑問のある点があるので。さつき岡崎外務大臣が、義務的のもので問題もあつたと言われましたが、その点示してもらいたい。このMSA援助を……軍事的義務についてもまず支障はないものと思ふけれども、……軍事的義務について支障はないというその見解を、この際尋ねておきたい。

○土屋政府委員 ……結んである条約として軍事的義務らしきものを予想されずものは、安保条約以外にないと思ひます。そこで安保条約に規定してあります義務は、軍事的義務といふことを普通の意味で使へるかどうか、……比較的消極的な義務だとわれ／＼は承知しているわけでありませう。それ以外にはないわけでありませうから、……従つてこの軍事的義務は、国民も納得した義務だろうと、こう考えられるのであります。

○並木委員 ……第五百十一条の第一項の三号に、「米国が一方の当事国である多边的又は双務的の協定又は条約に基いて自国が受諾した軍事的義務を履行すること」と、これに該当する協定といふものはあらためて必要がない。必要がないといふか、そういうものがなくても、今ある安保条約でMSAを受ける資格が出て来るのだ、こういう結論にはかわりはないわけですか。

○土屋政府委員 さようでございます。

○並木委員 ……MSAを受けるについて、アメリカと日本との間で結ぶのは、よく言われる相互安全保障条約といふものなんですか。といふことは、ちよつとお尋ねする点をも少し敷衍すると、ここに米国とユーゴとの間に相互防衛援助協定といふものがあります。これはおそらくMSAに基いてできた最初の相互防衛援助協定ではないかと思ふのです。こういうような形でアメリカと日本とのMSA援助の協定ができるかと了解していいわけですか。……

○土屋政府委員 ……第五百十一条の(a)項の第三号にあります、いわゆる軍事的義務を負うべき協定を結ぶのではなくて、こういう企画が日本にもあるといふことをいつて、それをアメリカが承認をするといふ

合意の形があつて、初めて日本は援助を受ける資格を持つことになりまますから、資格を持つということを確認した上で初めて両者が援助を受けるというとりきめをするわけです。……

○並木委員 ……やはり軍事援助に関する協定という名前がつきますか。アメリカと日本との間の相互防衛援助協定ですか、あるいは相互安全保障協定ですか、……

○土屋政府委員 ……相互防衛援助協定というような実質を持った協定を結ぶのでありますから、そういう意味の名前を付するのが最も適当であろうと思ひます。

○並木委員 そうすると、軍事援助に関する……軍事的という字は入りませんか。

○土屋政府委員 ……相互防衛物資並びに訓練に関する援助の項目であるわけです。そんな点から見まして、日本がしいて好まない限り、軍事という言葉を使う必要はないというふうに考へております。

○並木委員 ……第五百十一条の(a)のところには、「軍事、経済又は技術の援助」と書いてあります。(b)のところに行くと、軍事が抜けてしまつて、「すべての経済又は技術の援助は」と出ているのです。そうすると(a)と(b)とで条件が違うように思われるのです。ですから軍事援助であるならば、軍事という文字が入らなくちやいけないのじやないかという疑問から聞いたのです。……

○土屋政府委員 ……第五百十一条は(a)と(b)とございまして、(b)の方に経済的なものがございまして、これは条件が違います。従つて日本が(b)によつてアメリカとの援助を話し合うということになります。

ば、当然経済的な援助ということになりますが、私どもがなせいわゆる軍事援助と称せられるものだけを考へているかと申しますと、これは五三年から五四年度にかけてのアメリカの新規予算の内容を見ますと、日本が受けます費目というものが、さつき申し上げました相互防衛資材並びに訓練というふうに盛られてあるわけでありませぬ。……軍事援助という言葉は、やや広汎に使われているようでありませぬ。アメリカの方の予算のあれから見ますと、今申し上げました相互防衛資材並びに訓練というものと相互防衛財政というものをあわせて両方アメリカでは軍事援助と呼んでおるようであります。……

○並木委員 ……相互防衛援助協定の場合に、批准条項が含まれておるのを常といたしますか。それともいきなり調印して効力を発生しますか。

○下田政府委員 それはもつぱらその国によるわけでありませぬ。……

……先ほど来、申しました日本憲法の建前によりませぬと、調印で、すぐ効力を発生するような条約は、実は日本は結べないのであります。これはよくよくの必要がありませぬと、国家の緊急事態に依りて、調印即時効力を発するという条約を結ぶ必要がありませぬと、あるいは調印と同時に効力を発生して、事後に国会の承認を求めるということになるかもしれませぬけれども、それは実は憲法第七十三条の「時宜によつては事後に」という例外の場合でありませぬと、原則といたしましては、もし調印で効力を生ずるならば、あくまで調印前に国会の承認を経ておかなければなりません。

(MSA交渉の中間報告) (外務委 七号 一・二頁参照)

○岡崎国務大臣 いわゆるMSA、相互安全保障法の問題につきましてはいろいろ国会でも質疑がありました。したが、われわれも従来から相互安全保障法や、その他アメリカが各国と結びました協定等につきましてもずつと研究をして参つたのでありますが、その結果まず根本的な観念を明らかにする必要があると、大体はわかつておるような点もありますが、念のために日本がこれを受諾するかどうかを研究する資料として、元には、アメリカ政府の公式の見解を求めることが必要であろうと考えるに至りました。……そこでお手元に資料がありますから資料に基いて御説明をいたします。……

(1) 相互安全保障計画によるアメリカ合衆国の諸外国への援助の基本目的は、自由世界の安全を維持し、かつ、増進することでありと承知するが、日本に援助が与えられる場合、日本国政府としてはこの援助により国内の治安と防衛とを確保することを得るに至れば、右基本目的は充分達成されたものと了解するがいかん。

こういう点であります。

これはもちろんこの文章でおわかりのように、いろいろ巷間には意見が伝えられておりますが、日本政府としては、要するに国内の治安と防衛、この二つを確保することを目的としてこの援助を受けるものと考ええる。それ以外のたとえはいろ／＼いわれております海外に出兵するとかなんとかいう説もありますが、

そんなことは日本政府は考えておらないのだ、この点はどうであるかというのが質問の第一点であります。……

(2) アメリカ合衆国政府が相互安全保障計画に基いてなさんとしている日本への援助が日本の防衛努力の援助である限り、日本の防衛能力が考慮せられるに際しては、日本国政府としては、まず日本の経済が安定し、発展することこそその先決要件であると考えられるがいかん。

要するにわれわれの考えでは、防衛能力を考慮することになれば、まず経済が安定しなければいけません。これによつてすべてのことが基礎となるのであるから、アメリカが相互安全保障計画で日本を援助しようとする、その日本を援助しようとする目的が、治安と防衛ということにあるならば、まずその先決条件として、日本の経済が安定するということを考慮するべきものであらうと思ふがどうであるか。……

(3) 日本国政府の了解するところによれば、前記の援助を受けるためには、相互安全保障法第五百十一条(a)の該当規定の適用を受けなければならぬものと思われる。この点に関連して、次のように了解するが、その通りであるか、

(a) 前記の第五百十一条(a)の(3)に規定されている「軍事的義務」履行の要件は、日本の場合には、日米安全保障条約によつて日本がすでに引き受けている義務の履行をもつて足りるものである。

(b) 同条約(a)の(4)に關し、「自国の防衛力を増進し、かつ、維持すること」という要件は、日本について

は、国内の一般的経済条件の許容する限度内で、かつ、政治的及び経済的安定を害することなく、これが実現されれば足りるものである。

これが全文であります。この第三項につきましては、御承知のように相互安全保障法第五百十一条は(a)と(b)となつております。いわゆるテクニカル・アンド・エコノミカルの援助というものが日本に適用される場合には、(b)でなくして(a)であろう、われわれはこういう想定のもとに立つております。

(a)につきましては、これも安全保障法に御承知のように六つの要件が記載されておりまして、この六つの要件を満たさなければなりません。しかしながらこの六つの要件の中の多くは、たとえば自由主義諸国間の安定をはかるとか、経済的の安定を考えるとかいうので、読み上げてみますと、この六つの要件の一は、国際間の理解と親善の増進及び世界平和の維持に協同すること、二は国際間の緊迫の原因を除去するために相互に合意せらるべき行動をとること、三、合衆国が締約国である多数国間または二国間の協定または条約に基いて、自国が受諾した軍事的義務を履行すること、四、自国の政治的並びに経済的安定と背馳することなく、自国の人的資源、物的資源、施設並びに一般的経済条件の限度において、自国の防衛力及び自由世界の防衛力の増進と維持のために全幅的に貢献すること。五、自国の防衛能力を増進するために必要とされる一切の合理的な措置をとること。六、合衆国が供与した経済及び軍事援助の有効なる利用を確保するために適切な手段をとること。こういう六つがありますが、われわれが最も基本

的に考えておりますのは、この第三と第四のいわゆる軍事的義務の履行と自国の防衛力を増進維持すること、この二つの要件であろうと考えまして、これに対する日本側の意見としては日米安全保障条約がすでにありますので、この義務があるから、これでもつて第一の軍事的義務は満たされるであろう。ついでに申し上げますが、日米安全保障条約にありません義務と申すのは、第一条に、アメリカの陸海空軍を日本の国内に置くということ、第二条における、第三国に対して日本がアメリカの事前の了解を得ずして基地を提供したり、日本の国内を第三国の軍隊に通過を許すというようなことをしない、これははなはだ消極的な義務といえは義務であります、これがすでに安保条約で引受けてある義務とわれわれは考えております。そこでこれで十分じやないかというのが第一の質問であります。

第二の質問は、もちろん自国の防衛力を増進維持するといつても、これは国内の経済的の条件が満たされなければできないことであるし、また政治的にも経済的にも安定ということがなければできないから、安定を害することがないように、その範囲内でしなければならぬ。こういうことを申しております。

こういう考えからわれわれは、この四つの点がM S Aに対する基本的な考え方であつて、これがはつきりしないと、一体これは受入れるべきものか、受入れるべからざるものかという考え方もまとまらないと思ひましたので、この質問をいたしましたのであります。

これに対しまして先方の回答がお手元に来ておりますが、これを念のために読み上げてみます。前文は

省略いたしました内容だけ申し上げますと、

一、相互安全保障計画に基く合衆国の援助は主として自由世界の安全を維持し、かつ、増進することを目的とするものであり、かつ、この計画に基いて日本が受けることになる援助は、日本をしてその国内の治安を維持し、かつ、平和条約第五条(c)項において保証されている自発的な個別的または集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることにより、その計画の主要目的を達成しようとするものである。

二、日本に対する援助計画を策定するに当つて、経済的安定が日本の自衛能力の発展のために考慮されるべき必須の要件である。相互安全保障計画は、各参加国が、経済上の要請に関する自国の分担を完全に引き受けることを前提としているが、もちろん、被援助国はその一般的な経済条件及び能力の許容する限度においてのみ寄与をなすことができるものと諒解される。なお、日本が同計画に参加することを決定した場合には、相互安全保障計画のため必要な物資を合衆国が日本において買付ける可能性は増進するものと期待される。

三、相互安全保障法の下において与えられることのある援助は、相互安全保障法第五百十一条(a)の規定に合致することを条件とするものである。援助を受領するための条件の一つとしての軍事的義務の履行の要件は、日本の場合においては、同国が日米安全保障条約の下にすでに引き受けている義務の履行をも

つて足りるものである。相互安全保障計画にも、または合衆国と日本との間に存在するいかなる条約上の義務にも、自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはない。第五百十一条(a)項(4)は、もちろん日本が「自国の政治的及び経済的安定と両立」し、かつ、「自国の人力、資源、施設及び一般的経済条件が許容する」程度の寄与をなすことだけを要求するものである。

こういう回答をいたしましたして、最後にこういうふうにつけ加えてあります。これは一般的な観念だと思いますが、

相互安全保障の観念は、自由世界の目的達成のために、合衆国から援助を受ける諸国が、自らを助けること及びそれぞれの間及び合衆国との間において最高度に協力することに、全力を尽す限りにおいてのみ達成されるものであるという認識に基いている。相互安全保障への積極的成果を最大の効果並びに最小の遅滞及び費用をもつて実現せしめるように、援助を受ける諸国の努力を結合する目的のために、合衆国の資源を引き続いて使用しようとすることは、合衆国の確固たる希望である。

こういう返事が参つておりますが、この返事はもうほとんど御説明を必要としないくらい詳細であり、明らかであるように考えております。政府といたしましては、今朝この回答に接しましたので、閣議におきましても、まだ資料ができておりませんので、私からその回答文を読み上げまして閣僚にも報告いたしました。しかし資料等もまだそのとき整つておりませんでしたから、いざれ資料を見て、十分研究の上政府と

しての態度を決定しようということにいたしてありまして、ただいまのところ、これによつて受けるとか受けないとかいう態度はまだ決定しておりません。

以上が御報告の要旨であります。

(MSA軍事顧問団の権限) (外務委 七号 五頁参照)

○大橋(忠)委員 私はMSAを受けた場合に内政干渉がひどくなるのじやないかということを憂慮しておるものでありますが、五百十一条を読んで見ましても、「自国の防衛力及び自由世界の防衛力の増進及び維持のために、自国の政治的及び経済的安定と矛盾しない限りにおいて、自国の人力、資源、施設及び一般的経済状態が許す限り全面的寄与を行うこと。」それから「自国の防衛能力を増大させるために必要な一切の合理的な措置をとること。」それから「合衆国が供与する経済及び軍事援助が有効に利用されることを保証するために適当な手段をとること。」こういうようないろ／＼な条件が規定されているのでありまして、この援助を受けると、日本がはたしてこういう義務を遂行してあるかどうかということをおアメリカとしては当然調査し、そして履行してないと思つた場合においては、干渉して来るおそれが非常にあるのではないか、これがために國務省以外の官庁においても役人を任命して派遣することができるといふことが法律に規定してあります。そういうような点について外務当局はどういう見解を持つておられますか御質問いたします。

○土屋政府委員 ……日本が軍事援助を受ける場合におきましては、いわゆる軍事顧問団が派遣されることも一応予見はいたすわけでありまして。しかしながらこの軍事顧問団の任務は、これもおのずからMSAの中に規定されておりまして、MSAの援助につきまして日本政府とその計画についての打合せをする、在日米軍の調達についての協力をする、第三には軍事顧問といたしまして、たとえば訓練が必要となる場合におきましては、日本側に対しての訓練の実施についての協議をする、こういうことがその主たる任務のように承知いたします。従つて、その限りにおきまして軍事顧問団の意見の発表ということも当然あることだと思ひますが、これが日本の国内政治に干渉するような程度と性質のものを持つておるといふことは予見しないわけでありまして。……

(MSAの軍事的義務による海外派兵の不安) (外務委 七号 六頁参照)

○並木委員 ……こちらの質問の中に「この援助により国内の治安と防衛とを確保することを得るに至れば、」という条項が入つております。この文字に拘泥するわけではございませんが、もちろん国内の治安と、国内に限られた防衛という意味で書いたのでしょうか。それで先ほど大臣の説明では海外に日本の兵を——兵と言つては政府には迷惑かもしれないけれども、出兵をするようなことはないといふ答弁が得られたのだという説明でございました。ところが回答の方を見ますと、一の回答のところ、「この計画に基いて日本が受けることになる援助は、日本をしてその国内の治安を維持し、」ここまではいいのです。と

ところが、「かつ、平和条約第五条(c)項において保証されている自発的な個別的または集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることにより、その計画の主要目的を達成しようとするものである。」という回答が来ております。……

○土屋政府委員 この往復書簡を見まして、私どもも日本側が質問をしましたことにイエスカノーだけの返事ではなくて、アメリカ側の回答にはアメリカ側の意見がついでに述べられておるような印象を受けます。ただいま御指摘になつた点もまさにその点だと思えます。日本政府の聞きましたのは、MSAによる援助が日本に与えられました際に、その主要目的というものがどこにあるかというところからしぼつて、これは国内の治安と防衛だろう、こう聞いていたことは御指摘の通りであります。これに対してアメリカはそれをそうだという返事のかわりに、日本はすでに平和条約の五条の(c)項において受けておる日本の一つの義務と申しましようか、条約上の約束がある。その中と同じものだ、こういう返事なのであります。そして、その食い違いはどうなるか、私も宙には平和条約の線からお答えが申しかねるのであります。ただ日本が聞いておる国内の治安と防衛を確保するということが主目的かということに対しては、その通りだという意味がこの中に含まれておると私は思います。……

○並木委員 ……(3)の(a)ですが、政府は「前記の第五百十一条(a)の(3)に規定されている「軍事的義務」履行の要件は、日本の場合には、日米安全保障条約によつて日本がすでに引き受けている義務の履行をもつて足り

るものである。」、こういうふうに聞いてやつたのに対して、アメリカ大使館からの答えでは、「相互安全保障法第五百十一条(a)の規定に合致することを条件とするものである。援助を受領するための条件の一つとしての軍事的義務の履行の要件は、日本の場合においては、同国が日米安全保障条約の下にすでに引き受けている義務の履行をもつて足りるものである。」、これではつきりしているのです。ところがそのあとにちよつとつけ足しがございます。「相互安全保障計画にも、または合衆国と日本との間に存在するいかなる条約上の義務にも、自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはない。」、こうなのです。ここでこれが特につけ加えられたのはどういうわけか、外務当局としてどういうふうに解釈されますか。答えとしては「日米安全保障条約の下にすでに引き受けている義務の履行をもつて足りるものである。」、そこで切つてもらえばつきりするわけです。そのあと特につけ加えて、「自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはない。」、こうあるがいかかですか。

○土屋政府委員 ……MSAの援助を受ければ、日本からの朝鮮派兵というようなこと、あるいは日本の治安部隊を朝鮮に派遣するようないことが要求されるということがあるのではないかという心配をする、その心配に基いて質問をする人があるが、自分は大統領からそういうことは絶対はないという確言を得て来ているのでここに申し上げます、……

○並木委員 「日本の治安維持の部隊」というものは何をさすものと政府は了解しますか。

○土屋政府委員 ……ここでアメリカの言うところの「治安維持の部隊」というのは何をさすのだろうかとい

うことを考えまして、さしあたりは保安隊かというふうな考えも持ちました。持ちましたが向うからよこしました回答の中を見ますと、必ずしもそういうふうなだけにだけはとれないので、……—何と言いましよるか部隊と訳してありますし、大文字で書いてございませぬから、これは日本の治安に当るいろ／＼の機関があろうし、またいろ／＼のものが考えられようが、その際に日本が考えているような機関、あるいはは部隊というものがすべて自衛のためにあるので、外国に今派遣するということをしてMSAで予期していないということを考えて、私はこの部隊は特定な日本部隊をさしたのではない、日本が現在の体制によりまして、日本の国内防衛に応じますものは全部総括的にここに取上げて、治安に任ずる部隊というように書かれたものだとして了解いたします。

(保安隊の増強と武器貸与) (外務委 七号 七・八・九頁参照)

○並木委員 ……全体を通じて受けた感じは、やはり日本の国内の治安と並んで、国土の防衛あるいは日本の自衛ということが強く出ておることは否定できないと思ひます。ところで日本の保安隊は国内の治安の維持を主目標としておるのであります。従つて防衛力を強化する、また自衛力という言葉を使つてあります、そういうものを確保するためには、他に考えられないとすれば、やはり何と申しましても保安隊

の増強ということがどうしても必要になつて来ると思ひます。……本年度の保安庁における保安隊、海上警備隊の拡充強化の方針をこの際お尋ねしておきたいと思ひます。

○中村説明員 ……保安庁関係の歳出予算は約七百十九億円でございします。これに国庫債務負担行為額といたしまして百億円ございしますので、これを加えますと、八百十九億円となります。このうちで保安隊及び警備隊の維持関係の費用といたしましては、年度額といたしましては四百四十億円でございします。それから残りの約三百七十九億円が臨時費でございまして、その臨時費が大體質的な強化に使われるというふうに一応考えられるものでございします。……

○並木委員 ……その内灘の使用の問題、それから保安隊の配備の計画、重点的にどういふふうな本年度は配備をやつて行くか、そういう編成ということについて、……

○中村説明員 ……軽飛行機五十機、ヘリコプター十二機、これが一番おもなものだと思ひます。……

それから警備隊につきましては先ほど申し上げました船舶、警備船と、それから掃海船、そういうものを入れて十八隻でございます。それと軽飛行機五十機、これが一番大きなものであります。

……内灘につきましては、これは保安隊で使つておりますたまたまというものは、全部米軍から貸与を受けることになつております。……

○並木委員 もちろん米軍から今借りている装備は、継続して借りられるという前提のもとにこの計画が

立てられていると思えますが、本年度の見通しとしては、なお米軍から貸与を受けている装備というものは、新しく強化されるものであるかどうか、……その米軍から借りている装備について、わかっているだけこの際お聞きしておきたい。

○中村説明員 ……二十八年度も米軍から武器その他保安隊としては借りて行くつもりでございますが、その内容につきましましては、大体今度皆さんのお手元にお配り申し上げる資料程度をあまり出ないのではなにかというふうに考えております。

○戸叶委員 ……今アメリカから借りてありますところの武器が、……国内の治安維持の練習かあるいは演習か、どつちか知りませんが、そういうものにたいへん役立つていられるとお考えになつていられるかどうか、……

○中村説明員 ……どの程度役に立つかということは、はつきり申し上げられないと思えます。……

○戸叶委員 その兵器を使う場合に、たしかアメリカの方から監督官か何か来て、いろいろ注意をしいたと思うのです。その後今でもなお監督官が干渉を続けているかどうか、……

○中村説明員 ただいまのお話は、保安隊における米軍の顧問のお話だと思えますが、これにつきましましては実は占領時代に最初に武器を借りましたときに、顧問の責任において保安隊の隊員が武器を実際上使用させてもらつていっているという形をとつたわけでございますが、それがその後平和条約が発効いたしましたもそ

のまま続いているわけでございます。それにつきましましてはお互いにぐあいが悪いので、中央におきましてあるときめをしようという話が進んでおりまして、この点につきましましては木村保安庁長官も予算委員会でしたし御説明があつたと思えますが、これがまだでき上つておりません。それができ上りますと、各現地部隊におりますアドヴァイザー——顧問は全部引揚げてもらふ。あとは学校とかあるいは管区の總監部とかそういうところに若干してもらつて技術的ないろ／＼の援助をしてもらうというふうに考えております。なお現状におきましても顧問たちは、われ／＼に對しまして技術的ないろ／＼な援助はいたしてくれませんが、干渉とかそういうことは絶対にございません。

○戸叶委員 ……もしも今後M S Aの援助を受けることによつて完成兵器が援助の形で来た場合に、保安庁の今の装備局長といたしましては、その武器に対して何らかの条件をおつけにならうとなさるか、それともそのまま日本の防衛力漸増に非常に寄与するものとしてお受けになるおつもりか、……

○中村説明員 ……日本人の体格にそぐわないようなところがございましたら、それは向うで改造してもらうか、あるいはこちらで受取つた上で改造するか、そういうことはして行きたいと思ひます。

(M S A軍事援助と再軍備) (外務委 八号 一五・一六頁参照)

○須磨委員 ……第一項の中に「平和条約第五条(c)項において保証されている自発的な個別的または集团的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることにより、」ということがございます

が、この点は日本側から送っております覚書にないことを新たに提示したものでございます。これによつてMSAの援助が実現した場合において、政府がお考えになつておることと違う場面が出て来るかもしれないと思われるのでありますが、いかがなものでありましようか。

○岡崎国務大臣 ……われ／＼の方は直接現在のことを申し出ておりまして、国内の治安と防衛というふう
に言つたわけでありまして。アメリカの方では、MSAの精神が各国の自衛体制をできるだけ早く整備し
て、世界の平和の維持に持つて行くつもりでありますので、平和条約にすでに認められておる日本の国有
の権利をさらに有効にするのだというふうな表現にいたしましたのじやないかと思ひます。……

○須磨委員 それでは、昨日の予算委員会における吉田総理大臣の御答弁の中には、このMSAを日本は
結局受けてもよろしいというふうな御発言があつたように思われますが、それについて外務大臣の御見解
をまず承りたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 ……日本の防衛能力に寄与する面もあるし、経済の安定ということにも役立つと考えら
れる以外に、特に日本として憲法なり法律なりに違反したり、あるいは政治的に非常に意味のあるような
義務を負わなければならぬという点はないように考えます……

○須磨委員 ……今日は警察予備隊から進んで保安隊になつておるのでございませう。ただいま私はその
ために質問をいたした次第であります。平和条約第五条による固有の日本の自衛権というものを、だ
んだん増大するということを先方も言つておるところを見ますと、警察予備隊の進化した保安隊というよ
うなものではなくて、正式の意味における日本の軍隊というものにだん／＼進むものをこしらえるという
ことになりはしないかと私は思うのでございませうが、このことはこの問題の核心をなす重要な点でござい
ますから、それに関する外務大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 ……外国の力を借りないで、自衛といひますか、あるのは日本の安全を守るといひます
か、できるだけ早くその方途を講じたいという意向ではあるのでありますが、ただ現在のところそれはで
きない話だから、安保条約でアメリカの軍隊に直接侵略の方を受持つてもらつておるわけでありませう。し
かし方針としては、先の先のことになるかもしれないませんが、自分の国は自分で守るのがあたりまえだとい
う考え方を持つております。……

○須磨委員 ……アメリカの軍隊が直接、間接の侵略に対する防禦に当らなくなるときに、それに役立つ
日本の防衛力をつくることとございませうから、自然自衛力というものにだん／＼なつて行く性質のもので
あることは、まぎらう方のないことだと思ひます。それについて政府は、お覚悟があつてこれをお引受け
になるのかどうかということがわれ／＼として知りたい点でございませう。

○岡崎国務大臣 これは今申しました通り、援助を受ける受けないにかかわらず、政府としては、自分の
国は自分で守るべきものであり、そのために努力して早くそういう時が至るようすべきものだといふ根

本的な観念を持つております。……

○須磨委員 そういたしますと、これを受けてだん／＼経済力を増し、従つて防衛力を漸増する上において役立つて参る、その途中において政府は今まで保安隊と呼んで来たものに自衛軍としての一つの性格を与えらるというお見込みを今からお持ちになつてこれを考えられるおつもりでありますか。

○岡崎国務大臣 自衛軍とするしないは、憲法その他の関係もありますし、また国民一般の考え方もあります。自衛体制をできるだけ早く整えるべきであるというのが政府の考えであります。それをいゆる再軍備にするとかしないとかいう問題は、いつも申します通り、日本の国内の経済上、政治上その他の関係にもよりますし、また国民一般が憲法を改正すべきだという圧倒的意見が出て来た場合には、これは政府は国民の意見に従うべきであると思ひますけれども、……軍隊とか軍隊でないとかいうことは別として、できるだけ早く自分の国は自分で守るべきであるという体制に持つて行くことである、こう考えております。

(保安隊と憲法第九条自衛権) (外務委 八号 一九・二〇頁参照)

○穂積委員 私はMSAの問題に関連をいたしましたして、防衛または外交上の日本に及ぼしますところの問題……についてのみお尋ねをいたしたい……自分の国は自分の力で守るのが当然だし、経済上または憲法上許されるならば、将来そういうふうにして行きたいという趣旨のことをしよつちゆうおつしやつており

ますが、現在の状態においても、自分の国を自分で守るといふその守る中に、現在の保安隊の実力行使による防衛を含んでおりますかどうか、……

○岡崎国務大臣 保安隊の任務は、保安庁法に書いてある通りでありまして、国内の秩序と平和を維持する、そのために必要とあらば実力を用いる、こういうことであります。

○穂積委員 ……吉田首相の答弁の中に、もし日本に対する外敵の侵略があるならば、保安隊は黙視することはできないと言つておられます。……外相はどういうふうに理解しておられるか、伺いたい。

○岡崎国務大臣 私も当然そう思つております。つまり保安隊なるものは国内の平和と秩序を維持する目的でつくられておる、目的はその通りである、しかし自分の国が侵略されるというときには保安隊といわず、警察といわず、われ／＼微力ながら石を持つてでもその侵略を防ぐのは当然であります。これは自衛権の発動として、国民全般がこの侵略者を撃退すべく努力する、その一部として保安隊がやるのは、やはり当然だろうと思ひます。

○穂積委員 ……しかしながら国家の実力組織といたしましての保安隊が、外敵に對しまして国家の命令、指揮すなわち国権の発動によりまして抵抗をし、事実上の戦闘行為を行うということになりますと、明らかに憲法第九条に反するものとわれわれは理解いたします。……当時私もその憲法審議に参加いたしました、われ／＼が第九条を歓迎しながら、それを守るには、一つは自衛権がどうなつておるかとい

うこと、もう一つは米ソを含めず国際連合諸国による安全保障の確約が必要ではないか。そういう政治的な機構なくしてはこの憲法第九条は守れないのではないかということ、将来をおもんばかりまして、今日あるを予期いたしましたして申し上げますが、……野坂参三さんが二十一年六月二十六日の議会におきまして、その自衛権の問題と自衛権を行使するための実力行為の問題について区別すべきではないかということ、その自衛権の問題と自衛権を行使するための実力行為の問題について区別すべきではないかということ、吉田さんはこういうことを言っておられます。「次ニ自衛権ニ付テノ御尋ネデアリマス、戦争抛棄ニ関スル本案ノ規定ハ、直接ニハ自衛権ヲ否定ハシテ居リマセヌ」これは岡崎さんも御承知の通り、アメリカの当時の意向といたしましては、自衛権をすら放棄させる意向であったのであります。……すなわちこの言葉の裏には、自衛権は放棄をするとは直接には書いてない、書いてはないが、しかし次に「第九条第二項ニ於テ一切ノ軍備ト国ノ交戦権ヲ認メナイ結果、自衛権ノ発動トシテノ戦争」……戦争というのは保安隊であろうと何であらうと、武器を持つた国家の部隊の実力行為と言わなければなりません、戦争モ、又交戦権モ抛棄シタモノデアリマス、従来近年ノ戦争ハ多ク自衛権ノ名ニ於テ戦ハレタノデアリマス、」そういう意味においてわれわれは自衛戦争すら放棄しなければいけないということ、さらには当時文部大臣であり、今日憲法を守らなければならぬところの最高裁判所の長官であります田中耕太郎さんが、このことについてさらに言っております。「不正義ノ戦争ヲ仕掛ケテ来タ場合ニ於テ、之ニ対シテ抵抗シナイデ不正義ヲ許スノデハナイカト云フ」お尋ねで

あるが「詰リ正シイ戦争ト正シカラザル戦争ノ区别モ全然無視シテ単ニ不正ナル力ニ負ケテシマフト云フヤウナコトニナリハシナイカサウスルト詰リ国際政治ニ於キマシテ、不正義ヲ此ノ儘認容スルト云フ風ナ、道義的ノ感覺ヲ日本人ガ失フト云フコトニナツテモ困ルデハナイカト云フヤウナコトモ考ヘラレマス、併シナガラ決シテソレハサウデハナイ、不正義ハ世ノ中ニ永ク続クモノデハナイ、剣ヲ以テ立ツ者ハ剣ニテ滅ブト云フ千古ノ真理ニ付テ、我々ハ確信ヲ抱クモノデアリマス、サウ云フ場合ニ於テハ、輿論ノ力ガ」いいですか、実力とは書いてありません。実力とは書いてありませんが「今後ハ国際政治ニ於キマシテモ益々盛ンニナルコトデアリマスシ、又或ハ仮ニ日本ガ不正義ノ力ニ依ツテ侵害サレルヤウナ場合ガアツテモ、併シソレニ対シテ抵抗スルコトニ依ツテ、我々が被ル所ノ莫大ナル損失ヲ考ヘテ見マスト、マダ、日本ノ将来ノ為ニ此ノ方ヲ選ブベキデハナイカ、」と明言しております。そこで実は私がその後の情勢を憂いますと、二十六年の正月であつたと記憶いたしますが、マツカーサーが年頭の談話発表の中におきまして、日本の憲法は自衛権を放棄してないということを言い出した。これが始まりであります。実はマツカーサーは自衛権すらないということ、憲法制定の場合におきまするあれにおいては言っておるわけでありません。しかもあなたにしても、吉田さんにされました、当時の司法大臣であつた木村さんにしても、この間自衛権の問題については否定しないし自衛権を行使する軍隊を持つことすら違憲ではないという考え方について興味を持つておるといふように、だん／＼とそういう話になつて来ておる。そしてきのう発表

になりましたM S Aに対しまするアメリカからの回答書、この中では安保条約以外のミリタリー・オブ
リゲーションは持たなくてもいい。それから経済的の援助はうんとやるといふことだけ打出して、その援
護を借りて政府はM S Aを受諾することをジャスティファイしようとして輿論に訴えておる。まづたくご
まかしてあります。これだけによつてわれ／＼はM S A協定をするのではない。M S Aが法律そのもので
あります。法律そのものはどこまでも否定されておりません。でありますから第一の問いに対する向うか
ら答への中で、「自発的な個別的または集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使する」と書いてありま
す。……吉田さんも今度の議会におきまして盛んに集団自衛という言葉を使い出しておる。そして今度の
回答の第一項の中でもそのことを忘れずに明記されております。従つて最初に私のお尋ねしたいのは、そ
れは日本国の憲法に反するのじやないか、自衛の名のもとに今日ですら保安隊の実力行為が国権の発動と
して認められるかどうか、その法律的根拠を伺いたいのであります。

○岡崎国務大臣 いろ／＼お話であります。平和条約第五条にすでに自衛の自発的な固有の権利とい
ものが認められており、これは国会で絶対多数の承認を得たものであります。従つてわれ／＼は自衛権は
独立国の固有の権利として持つておるといふことを確信しております。しかしその自衛権に基いて集団的
な安全保障機構をつくるかどうかといふことは、われ／＼が自発的にきめることであつて、何もやつてい
かぬとかいいとかいふ問題ではないのであります。要するに憲法で規定されておりますのは、戦力を持た

ないということでありませぬ。戦力を持たないといふことは、われ／＼は憲法によつて十分これを守つてお
ります。従つて集団安全保障といひましても、たとえば日米安全保障条約のごとく、日本は兵力を持たな
い、戦力を持たないといふ建前で、アメリカとの間に集団的な安全保障の——これは一つの変形ではあり
ましようが協定を結ぶことに何ら妨げはないと考えております。しかし戦力を持たないといふことが根本
であつて、憲法に違反しないといふ点はその点にあると考えております。

(保安隊増強の意思の有無) (外務委 八号 二二頁参照)

○穂積委員 ……憲法との関係においてその憲法の改正なくしてそれを行うことはできない、あいまいで
あるといふことを指摘しないで怠慢であつたといひましたしても、そういう事実をもつて、二十一年に制定
されました憲法を改正せずして、これを曲解することはできません。……日本の保安隊すなわち戦力——
あなたは戦力ではないといふことを言うが、向うではフォースという言葉を使つております。日本の保安
隊が結成されましたからの向うの言葉はフォースというのであります。フォースというのは、われわれの
言葉の上における常識から行きますならば、明らかに軍隊であります。実力部隊であります。そして向う
の明らかな情報としては、本年度中に十五万に陸上部隊を増強したいと思つておることは明瞭である。M
S Aを受諾する交渉をする前に、そのことは明らかである。だからこそ今まで政府に向つて幾たびか保安
隊を増強する意思があるかないかといふことをお尋ねしたので対して、頑として増強する意思はないとい

うことを言つておられます。しかしながらそのことをなぜあの中でお尋ねにならなかつたのですか。……これを受ける受けぬということについては重大な条件であります。……今後の交渉においてこの問題は受諾するかしないかの条件としてぜひお尋ねいただくことを希望いたします。……もし向うが保安隊の増強を要求するようなことが条件になりますならば、MSAを断る意思があるかどうか。……

○岡崎国務大臣 ……フォースという字は軍隊である、こういう英語の御解釈のようではありませんが、通常外国では警察隊もポリス・フォースと言つております。

なお保安隊を増強するかどうかということは、……外国政府に一々増強しましょうか、しますまいか、という伺いを立てる性質のものではありませんから、……この際保安隊を増強する意向なし……それが最終的の決であります。

(MSA援助と保安隊の増強) (外務委 八号 二五・二六・二七頁参照)

○並木委員 ……MSAの援助を受けてこれをどういうふうに活用して行こう、そういう腹案があると思ひます。この機会に腹案を示していただきたい。

○岡崎国務大臣 ……たとえば保安隊なり海上警備隊なりに対する直接品物をもつての援助もありましようし、また先ほどちよつと話が出ましたように、保安隊等に必要なたまであるとか、その他のものを日本の国内に注文してそれを買い上げて引渡すというようなやり方もありましようし、……あるいは自衛力が

強化されるなりすればけつこうなので、その間に自国の努力ということも必要だろうと思つております。しかしこれは具体的には話してみないと正確なことは言えないわけでありませぬ。

○並木委員 ……軍事援助ではいけないけれども、経済援助ならば考慮の余地があるというような人がいる。私の了解ではMSAの援助が軍事か経済か技術かということ、はつきり三つにわけることができないのじやないかと思つたのです。……

○岡崎国務大臣 ……しいて区別をすれば、例の五百十一条の(a)項の援助と(b)項の援助とあつて(d)項の援助というものは、純粹な経済的の援助であらうと思ひます。……

○並木委員 従つて軍事的か経済的かというわけ方でもつて、MSAの問題を論議することは無意義である、こういうふうに解釈してよろしゅうございませうか。

○岡崎国務大臣 私は無意義であるというふうには特に考えたくもありませんが、たとえばもしMSAの援助を受けないとしますれば、保安隊の強化ということについても、……これをもしMSAで保安隊に直接そういうものが行くとすれば、それだけ民需に対する負担が軽くなるのでありますから、これは見方によつて結論的には経済的な援助にもなり得るといふ議論も立つわけでありませぬ。それが経済でそれが軍事であるというふうには、あまりはつきりと言ひにくい部面があつしやる通りあると思ひます。……

○並木委員 大臣は金額の点ではあまりとれるだけとるといふような氣持でないのでございませぬけれど

も、一時一億五、六千万ドルと伝えられた金額は、その後増加されるのじやないかというふうにも聞いておるのです。……

○岡崎国務大臣 ……保安隊自身なり警備隊自身に対する直接の援助だけを言つておるのか、その他のものも含んでおるのか、実ははつきりわからないのでありますが、域外調達というのは、通例相当の額に上るのが普通のものでありますから、そういうものがふえるという可能性があれば、またそれで相当の額になり得る場合もあると思つております。

○並木委員 ……保安隊の増強の問題についてお尋ねします。……大臣は保安隊は増強しないと申しました。それから例の軍事的義務は、日米安全保障条約で負つておる義務の限度内ですらうしいということも申されたのですが、この考え方は少し甘過ぎはしないかと思うのです。私たちは、MSAの援助を受ける機会に、自衛軍にまで強めて行くのだという気持を持つておるのですけれども、つとめて政府はこの安保条約の限度で足りるのだというふうに避けております。……アメリカの陸、空軍をいつまでも日本に駐屯させて置かねばなるまい、このことは外国軍隊の駐屯している主権国家でよく起りがちな摩擦という点からきわめて困難であらう、とまではつきり証言をしてあります。その他の証言でも、米軍が日本に駐留することよりも、MSAの援助を与えて保安隊を増強する方が、経費では五分の一も十分の一も安くも上るのだというふうに言つておるのです。……そこで私はこの際保安隊の増強を絶対しない、もしするようなこ

とがあるならば責任をとる、その一箇条を今度の協定の中に入れて行く、そういう意思があるかどうかをはつきりお伺いしたいのです。

○岡崎国務大臣 アメリカの軍隊がなるべく早く日本から去りたいということは、これはもう安保条約審議の際も繰返しわれ〜が説明しておつたところであつて、従つて安保条約というものは暫定的のものであります。こういうことを言つておるのであります。言つておりますがしかしここにもありますように、安保条約というものは「国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的の安全保障措置が効力を生じた」と日本国及びアメリカ合衆国の政府が認められた時はいつでも効力を失う、こう書いてあるのであります。……ただ日本側も少くとも現内閣は常に申しておりますように、自分の国は自分で守りたいという気持ははつきり言つておるのであつて、ただ今それができない、従つて日米安全保障条約で直接侵略に備えておる、こういうことであつて、……それは保安隊をこの際増員する考えはない、増員といひましても、たとえばごく少数の者がふえたり減つたりすることはありましようけれども、普通の常識的に考へて保安隊の増員というようなことは、この際はないという政府の態度を申し上げておるのであります。……

(MSA軍事援助と経済援助) (外務委 八号 二八・二九頁参照)

○戸叶委員 ……軍事援助であるか経済援助であるかというようなことが幾たびか質問されましたが、…

…ことにこれまでは軍事援助ではない経済援助であるように御答弁になつておりましたが、私はそうではなくてまったく軍事援助だと思つておりました。ところが、今日の御答弁では、五百十一条の(b)項は純然たる経済援助と認められるけれども、日本はそういうものではない、軍事援助とか経済援助とかははつきり言えないというふうにお答えになつたように考えられます。そこで今まで軍事援助としてMSAの援助を与えられていた国、その内容、どういふようなものをどういふ形で受けていたかという点を伺いたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 ……私は常にMSAは五百十一条の(a)項か(b)項であろう、そして(b)項はおそらく日本には適用ないものであらうから(a)項の援助であらう、こういうことを申してあるのであります。(a)項の援助が軍事援助という名前をつけられようと、経済的援助という名前をつけられようと、それはごかつてでしようが、私は五百十一条の(a)項の援助であらう、こういうことを常に言つておるのであります。……

○戸叶委員 ……軍事援助と目されている国の例を伺いたいと思ひます。

○土屋政府委員 軍事援助の国の例は、お手元に差上げたものにあつたと思ひますが、数は別といたしまして、述べる必要はございませんが、内容は、どういふ形の援助を受けておるかということは発表されておるわけではございません。これはおそらくアメリカ政府が一番確実な資料を持つておると思ひますが、その資料が一般に公表されて、どういふ形で何がということを発表されたものはまだございません。……

○戸叶委員 ……軍事援助か経済援助かは問題でないというようなことをおつしやられるかもしれませんがけれども、私はそうではないと思ひます。たとえば日本の国には今軍備がございません。従つてまた軍事援助ということは憲法に違反するから言われぬ、しかしほかの軍事援助を受けている国と同じような形なり内容が日本に来た場合も、おそらく日本の政府は、これは軍事援助ではない、五百十一条の何とかとかいふ形におきめになつておしまひになると思ひます。……

○岡崎国務大臣 ……日本は世界でも非常にまれな軍隊を持たない国でありますから、憲法にさしつかえない範囲での協定を結べば結ぶのであつて、それより越えた協定は、ただいまのところ結ぶ意向もないし、また結べないと思ひます。

○戸叶委員 ……憲法に違反しない程度のもをするとおつしやいましたが、もしも政府が、今までのように軍備をしておりながら、軍備という言葉を使わないで防衛という言葉を使つていられるならば、この援助も決して軍備という言葉を使わないで、防衛力増強なりなんなりという言葉を使われると思ひます。そうするならば、私どもはそう思ひませんが、政府としては、それは決して憲法に違反してないといふふうに答弁をなさると思ひます。……

○岡崎国務大臣 ……武器が保安隊に供給された、こういう仮定のもとに申しますと、私はそれは保安隊に対する武器の援助であつて、保安隊自身の性格がかわらない以上は、やはり軍事援助、軍隊に対する援

助という意味ではないと思えます。かりに軍隊に対する援助だという言葉にしますれば——保安隊自身が軍隊でなければそれは保安隊に対する武器の援助だ、こう申します。

(MSAと自衛力漸増計画) (外務委 八号 三〇頁参照)

○並木委員 ……MSAを受けるについて、日本側から防衛計画というものを提出する必要があるのかないかということなのです。…防衛計画、自衛力漸増計画というものを提出する必要は全然ないのですか。

○土屋政府委員 ……アメリカ側がそういう防衛計画なり、あるいは日本の計画なり何なりについて承知したということをおっしゃらないという保証はどこにもありません。…

○並木委員 ……安保条約では日本の自衛力漸増を期待すると書いてあるのです。MSAというものを受けた場合に、この期待というものが当然積極的義務にかわつて来るのじゃないかと思うのですが、…

○下田政府委員 ……そういう問題は発生しておりません。

○並木委員 ……「自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはない。」と書いてあります。日本の治安維持の部隊を自衛のため以外に使わないという、その自衛という言葉に対して、反対の言葉は何になりますか。では、自衛にあらざる場合というのは、国内の治安維持のほか、専門的にはどういふことがあり得るのですか。

○下田政府委員 たとえば海外出兵であります。

○並木委員 自衛という名目のもとに海外出兵することは絶対ないということですか。国際法上ですか何ですか、…自衛権の発動として、自衛のために海外出兵するということは、絶対ありませんか。

○下田政府委員 抽象的に集団安全保障の機構がありまして、その機構から見ました自衛という場合には、海外出兵もあるかもしれません。しかしながらはつきり断つておるようには、安全保障条約の義務以外のものは何ら含まないといつておるのでございますから、そこで押えられておるわけでありませう。

○並木委員 よく、保安隊ならばそういう心配がないけれども、軍と名前がつくものをつくるとその心配が出て来ると説く人があるのです。私はどうもその間の区別がないように思つておるのでありますけれども、…

○下田政府委員 ……国内的の条件としては、保安隊は国内の平和並びに治安のために用いるものであります。これがそうでない、まず軍隊を持たなければ海外出兵の任務を達成しない、国内的にはまずそういう段階になるわけでありませう。そういう段階もまだ——まだと申しますか、現実の問題とは全然なつていない次第であります。

(集団的自衛権の行使) (外務委 八号 三一・三二・三三頁参照)

○穂積委員 ……アメリカからの返答の中で、「集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることにより、」とあります。集団的自衛ということは、日本の現在の場合において一体どうい

うことを意味してあるのでございませうか。

○下田政府委員 これは平和条約第五条(C)の文句をそのまま取りましたので、現在のところ日本は集団的自衛といういかなる意味におきましても、集団的自衛機構の中に入っておりません。

○穂積委員 ……実は私は従来外国が侵略して参りました場合にも、国権の発動としての戦闘行為はしないということが、日本の方針であるように理解いたしておりましたが、これはするということ政府の御解釈はなつておるようでございます。…自衛のため以外には日本の治安維持の部隊を使用することを要求しない。言いかえますと、自衛のためには—ここで治安のための部隊というのは、現在日本においては保安隊が該当すると思いますが、自衛のためにはこれを使用することになるわけでございますね。

○下田政府委員 自衛のためには使用することは当然でございます。自衛と申し防衛というも同じことでありますが、元来防衛ということは侵略に対する言葉でありまして、昔でしたら侵略というものは必ず国境を越えてあるいは海岸から上陸して来て、外から起るものでありましたが、最近の例はむしろそうでなくて、国内に紛争の種をまきまして、その種をもととして事を起すといういわゆる間接侵略が多いのであります。…

○穂積委員 直接侵略に対しますことを私は今お尋ねしておるわけでございます。

○下田政府委員 直接侵略に対しましては、交戦権を放棄しております日本としては、交戦権を前提とし

た防衛はできないことはもちろんでございます。しかしながらいかなる国家といえども、およそ独立国家である以上は、自衛の基本的権利を持つておるわけでございます。でございますから、警察であろうと消防隊であろうとあるいは一人私人であろうとも、その自衛の行為をなすということは、当然国際法から許された行為であると思ひます。

○穂積委員 そうすると保安隊は国家の主権の発動として、国権の発動として、直接侵略の外国部隊に戦闘を加えるわけでございますね。

○下田政府委員 その場合の国権というのは、交戦権ではございません。

○穂積委員 自衛権というのは、言うまでもなく人間が生きております以上は、基本的人権がある。人格、生命の保護を要求する権利があるという自然法の基礎の考え方と思ひますが、私がなぜこういうことをお尋ねするかといいますと、日本の国内におきましても、実は自衛権の存否、自衛権の行使の範囲につきましても、憲法制定当時とはだん／＼かわつて来ております。それからアメリカの日本憲法に対します解釈についても、だん／＼御都合主義でかわつて来ておりますが、今言いましたように、交戦権による戦争という—私が言いたいのは、さきに言われたように、もし外敵が上陸して参りましたときに、そこにある農民であるとか、労働者であるとか、あるいは消防隊の人が、自然発生的に抵抗を試みるという事実ですね。これは事実行為ですが、そうでなくて、国家の実力部隊としての保安隊が、国家の執行部の命令と

して戦いを交える。戦闘行為を行うということは、明らかに国内治安維持の目的を持った自衛の戦闘と解釈していいと思うのです。……保安隊は当然戦闘行為をやる、それは一体どういふことでもございましょうか。自衛戦争といふことでしようか、何でしようか。

○下田政府委員 ……国内の平和と治安を維持することを使命とする保安隊が、万一外敵の侵入に対して戦う場合ありとすれば、これは一私人が自衛本能に基いて戦うと同じように、事実行為であります。これは権利に基づく法律行為ではなく、まつたくの事実行為であります。

○穂積委員 ……基本的な自衛権そのものを放棄するという規定はないが、自衛権を行使しても戦闘行為については、明らかにこれを放棄するのだ。……あなたの従来の国際法における自衛権の法律常識による御答弁であつて、日本憲法によりますお答えではないと私は思います。……つまり事実上の自衛の戦闘行為を、国家の自衛権の基本的な権利として認めるということになると、大分話がかわつて参ります。……抽象的な自衛権ではなくして、すでに自衛権の行使を認める。それも日本の自国の領土内においてはならば、その戦闘行為は正当な行為であるといふ解釈にかわつて来ております。そうなりますと、次々にその基本的な自衛権の行使、すなわち戦闘行為が認められるということになつて参りますから、だん／＼と問題が発展して来る可能性がございます。……

○下田政府委員 御指摘の点は、日本のただいまの憲法のもとにおける立場から参ります当然の制約によりまして、……日本はそれよりも一歩出た協力といふようなことは当然できないわけでありまして。また行政協定の二十四条の協議条項、これをどういふように協議いたそうとしましても、日本の憲法の制約によりまして、その限界を越えませんでした協力態勢といふものはどうしてもとれない、その点は憲法で明確な一線が引かれておると存じます。

○穂積委員 ……今の五十一条によります集団自衛の方法ということになりますと、国連理事会でも決定されない、それから共同防衛の機構も持っていない。にもかかわらず、たとえば朝鮮におきまして中共の軍隊が進撃して参りましたときに、それに対する自衛の——つまり南朝鮮が中共軍または北朝鮮軍によつて占領されることは、日本自衛のために危険を生ずるといふ日本の独自の解釈によりまして、つまり機構にもよらない、あるいは理事会の決定にもよらないで、日本の自発的な判断によりまして、自衛の名のもとにこれが拡大解釈されまして、そして海を渡つて南朝鮮の防衛に協力する、それは侵略でもないし国連の決定にも従つておらない、または日韓におきます防衛機構もできていない、しかしながら日本の自衛を確保するといふ目的を持ちまして、そういう行動にまで拡張解釈される危険はないだろうか。……

○下田政府委員 ……日本は現在交戦権を放棄しておりますので、日本の方からも積極的に助けてやろうといふ場合を想定した意味の集団安全保障体制といふものには参加できないことは明白でございます。……国家は基本的な権利として自衛権を持つておる。朝鮮に共産勢力が伸びて来た場合に自衛権でや

らなければならぬ、その可能性は——日本はやはり憲法で交戦権を放棄しておりませんので、自国の国境を越えて海を渡つて他国に進むということは、いかなる意味におきましても国際法上の觀念からいつて、明らかに交戦権の使用以外の何ものでもないわけでありますから、憲法の制約を受けましてそういうことはとうていなし得ないところであると思ひます。……

○穂積委員 ……武器をもつ実力行為は行わないという解釈で立つておるならばよろしゅうございますが現在すでにそれがかわつて来ております。従つてさつきおつしやいましたように外敵が日本に侵入して来たときには、これは交戦権によらざる事実行為として、これを正当化して認めておる。ところが同じ自衛の名のもとでありましても、あるいはまた日本の治安を維持するためでありましても、朝鮮へ出て行くところの行為は交戦権が必要だが、交戦権は認めておらぬから、そういう外地派兵はあり得ないという御解釈でございますが、私の言うのはそういうことじやないのです。すなわち交戦権による外地派兵、戦争行為でなくて、事実上の日本の治安の維持または自衛を確保するための戦闘行為——事実行為としての戦闘行為でございます。事実行為としての戦闘行為が日本の領土でなくて、朝鮮の地域においても行われる事実でございます。国外における戦闘行為、それは私は明らかに戦闘行為だと思つたのですが、局長は交戦権にあらずして事実行為だと言われる。その事実行為としての戦闘行為が朝鮮に行われたときはどうなりますか。交戦権の発動による戦争行為じやないですよ。場所が違うだけです。そういう事実的な戦闘行為があり得る

でありましようか。

○下田政府委員 ……日本国内でもたとい外敵が攻めて来ても抵抗しない、事実上の自衛も行わないというような議論がありましたことを、私も承知しております。……他国の領土に入つて行くことは、その国の主権の侵害でありますし、領土権の侵害であります。いかなる意味から言ひましても、御想像のような事態は私どもにはとうてい考えられないことでございます。

(MSA軍事援助) (外務委 八号 三四頁参照)

○戸叶委員 ……五百十一条の(a)項に該当するものとして、端的に言えば軍事援助ということになるわけですね。

○土屋政府委員 ……正しくは相互防衛資材並びに訓練でございます。通常の意味で軍事援助と申ししております。

○戸叶委員 ……日本の軍事的な義務の履行の要件は、日米安全保障条約によつて日本がすでに引受けている義務の履行をもつて足りるものである、こう書いてあります。……この「最高度に協力する」ということは、一体どういう意味を持つものであるかということ伺ひたいと思ひます。

○土屋政府委員 ……アメリカ側の回答に書いてある「最高度に協力する」ということはどういう意味かという点を御返事いたしますと、私はやはり援助を受けている各国並びにアメリカ、この相互間において、

またみずからにおいて、つまり経済的な政治的なその国の状態にももちろん制約されますが、その制約の範囲内においてできるだけのことを協力するということが、言葉で表わしますと、「最高度に協力する」というお題目になつてここにうたわれたものだと考えております。

○戸叶委員 ……日本が軍事的義務を負うような場合において、この日米安全保障条約に規定されていることよりも、もつと違う形になつて現われて来るといふようなことは想像されないでしょうか。

○土屋政府委員 これは原文の方をごらんいただきましても、最善を尽すといふふうに書いてあるように私は考えられます。フーレスト・デグリー、できるだけ精一ぱいな程度においてということも書いてございますので、もちろんこの言葉を強くとりますと、各国は無理をしても、どういふ場合でも、ほかのものは全部犠牲にしてということにとる心配があるわけでありまして……

○戸叶委員 ……「兵器を使う軍隊ならざるもの」といふものは、一体国際法から見てもあるかどうかを一点伺いたい。

○下田政府委員 これはたくさんございます。武器を携帯してありますものは、……またソ連はMKVDは非常に強力な国境察備隊というものを持つております。これは飛行機もタンクも持つておりますが、そういうふうな軍隊以外で武器を持つてある機関はたくさんございます。

○並木委員 ……一番小さい軍備はどの国で、その装備はどういふものですか。

○下田政府委員 ローマ法王庁を見ますと、あそこはスイスの傭兵がおりまして、昔ながらの長身のサーベルを下げて騎馬にまたがっておりますが、スイスとかモナコ、モナコはおそらく軍隊はあると思ひますが、警察みたいなのがやはりおもちやのようなものを持つているかもしれません。

○並木委員 それは軍隊と呼ぶのですか。この前軍備のない国はと質問したら、モナコ、リヒテンシュッツタイン、アンドナ、アイスランド、もう一つパナマとそれから日本だとおつしやいました。モナコは軍隊ですか。

○下田政府委員 モナコは軍隊とは言つていないと思ひます。

○並木委員 私の聞きたいのは、一番最小の軍備を持つておる国とその装備なのです。

○下田政府委員 確信がございませんので、調べてからお答えいたします。

(自衛軍及び個別的、集团的自衛権) (外務委 九号 八頁参照)

○並木委員 ……正直に自衛軍創設を言つてゐる改進黨としては、MSAに関する限り、さほど困難は伴わないと思ひけれども、……日本の質問書の中にあります防衛という意味はどういふ意味でお使ひになつたか。英語ではホーム・デイフェンスとしてありますが、防衛という意味と先方から回答の来た平和条約五条に引用されている自衛軍、個別的自衛権、集团的自衛権の關係をお尋ねしたのであります。

○下田政府委員 防衛と自衛とは実質的には同じことだと思ひます。……しいて法律的の差を求めますならば、防衛というのは一般用語でございまして、自衛という方がむしろ法律用語だと存じます。国際法で自衛軍ということは申しますが、防衛軍ということは法律用語にはなつておりません。

○並木委員 防衛の中には、直接侵略に対する防衛というものも、もちろん含まれて来るわけですね。

○下田政府委員 ……防衛と申しますことは、侵略に対応する觀念でございまして、結局實際問題としてどういふことが防衛の核心となるかということ、いかなる形で侵略が行われるかという問題と対応することだと思ひます。昔におきましては侵略というものは国境を越え、あるいは海岸に上陸することによつて、外部から入つて来るものが例であつたのでありますが、……従いまして今日の防衛ということは、外からある日突然やつて来る侵略に対するものよりも、内から事を構えられる事態に対応するという点、外重きをなして来るという一般的形勢にあるのではないかと存じます。

○並木委員 ……この文字から見て、「この援助により国内の治安と防衛とを確保することを得るに至れば」といふ質問書の内容でございますが、国内治安と防衛とをあわせて書いたところを見ると、たとい国内における間接の侵略にいたしましてもそれは侵略であつて、国内の治安とは別なものであると思ひますけれども、いかがでしょうか。

○下田政府委員 国内治安は結局国内の擾乱に対応する言葉であります、国内の擾乱と申しますことは、狭い意味で申せば、何ら外部的な原因との關係なくして、モツブが群衆心理にかられて騒ぎを起すというものが、狭義の擾乱、そういう擾乱に対応して治安を乱すと言ふのが普通でございまして、狭義でなく広義にすれば、外部との連絡があるようなものも擾乱といつてもさしつかえないと思ひます。……

○並木委員 ……そうすると保安隊の目的というものは国内の治安の維持にありますから、この質問書にいう防衛の目的には沿ひかねる、こういうふうな解釈できますが、その通りですか。

○下田政府委員 仰せの通りでありまして、保安隊の任務は、保安庁法に明らかに書いてありますように、国内の平和及び秩序の維持ということになっております。従いまして現在の憲法並びに保安庁法の建前におきましては、先ほど申し上げました内部から来る擾乱に対応する防衛は保安庁がなすことが可能であります、外部から来る直接侵略に対応する防衛は、日米安保条約によつて米軍がなつてくれております。……

○並木委員 ……私は保安庁法というものを改正しなければならぬだろう、こういう意思を持つております。……

○下田政府委員 ……第三の任務として外部から来る直接侵略に対応する任務を正式に持つものである。従つて保安庁法を改正しろ、そういうお考えのように考へるのでございまして。現在のわが国の法制のもとにおきましては、その第三の点は、保安庁の任務外であると存するのであります。これは外部からの直接

侵略に対するものは、安保条約によりまして米側が分担する、そういうことになっております。

(MSA援助と自衛力の漸増) (外務委 九号 九頁参照)

○加藤(勤)委員 ……この回答文書の中で、第一項に掲げてありますものの中で、日本政府の質問書とは食い違つた平和条約第五条(c)項が取上げられておりますが、これに対しては外務省はどのような意味でこの(c)項がアメリカ側で取入れられたか、これに対する御見解を伺いたい。

○岡崎国務大臣 ……アメリカ側としては安保条約にもごらんになるように、自衛力の漸増ということをおアメリカは期待しているわけでありまして、この自衛力の漸増ということに寄与したいのであつて、今の国内の防衛という、漸増の意味の入らない、今だけのことには寄与しようというのではない。もつと自衛力漸増にも役立つものにしたいたいものだという意向を表明したものの、というように私は理解しております。

○加藤(勤)委員 ……(c)項は日本が日本の独自の立場におきまして、集団的もしくは単独に安全保障条約をどこの国とも結ぶことができるという国連憲章の精神をうたつたものであります。これが特にここに持ち出されて来るということは、やがて日本が太平洋軍事同盟というようなものに参加を強要されるという伏線でないかという疑惑が起るのであります。……

○岡崎国務大臣 これは平和条約締結当時に何べんも念を押してあの平和条約ができたのでありまして、今おつしやる平和条約の第五条の(c)項にははつきり「自発的」という字が入つてあります。これはあくま

でも自発的にといい意味でありまして、日本政府は「自発的」というのに特に重きを置いておるのであります。……

○加藤(勤)委員 ……もし日本が援助を受けることになると、アメリカはどういう機関でそういう実施に当るのであるか、この点についての見通しを聞かしていただきたい。

○岡崎国務大臣 ……そのおもなる仕事は大体において安全保障法にも書いてありますが、これはむしろこれを読んでしまつた方が早いかもしれません。「軍事援助顧問団の任務は当該国政府と協力して完成兵器援助計画の実施、海外調達に関してアメリカ陸海空三軍の調達官との連絡調整、軍事訓練計画の実施が主要なものである。」こういうことになっておるのであります。

○加藤(勤)委員 ……その顧問団の権限は、今おつしやつたように軍事的な性格に限つておつて、現在の保安隊に顧問団があるような性格のものであるか、あるいは日米合同委員会というような行政面にまで関与する性格のものであるか、その点はどうでしょう。

○岡崎国務大臣 ……おそらく今申したような援助計画の実施であるとか、海外調達に関する連絡調整であるとか、それから軍事訓練計画の実施、こういうようなことを、これは一般的な規定でありますから、日本の場合には軍隊はないからそこは直さなければなりませんまいが、これ以外のことにはならぬというつもりでありますし、また交渉のときにはそういう意味で話をしようと思つております。

○加藤(勸)委員 ……現在保安隊に貸し付けてある武器を、そのままMSAの援助に切りかえるということの一つ、それからアメリカ製の兵器をそのまま武器として日本に持つて来て貸与するということが一つ、それから日本の保安隊の使用する兵器を日本の内地で生産せしむるように注文をすることが一考えられるのでありますが、外務大臣としてはどういう形式がとられると見込んでおられますか。……

○岡崎国務大臣 ……保安隊に貸与してあるものをどう扱うかということは、今ただちにお答えはできないのであります、これは話してみないと私はわからないと思っております。……

○加藤(勸)委員 日本の自衛力漸増ということアメリカ側が要望してあるわけですね。その要望の自衛力をどうして漸増するかという具体的な方法について、これは広い意味で自衛力ということになれば、経済力も全部含まれることになりましたが、直接には武力的な漸増もありましたし、いろいろあります。……

○岡崎国務大臣 ……防衛力を強めるということには、経済の安定が先決条件だとわれ／＼は考えておりました、今おつしやつた経済というか、民主の安定ということも強い一つの要素になると思えます。……

(保安隊の自衛軍への移行) (外務委 九号 一〇・一一頁参照)

○加藤(勸)委員 ……アメリカの要望が単なる要望でなくして強い趣旨となり、さらに強要となるということは当然考えられると思うのですが、もし強要されるというような場合に、これをはねつけるだけの勇

気をお持ちになるかどうか。

○岡崎国務大臣 ……どうも日本政府なり日本の国民、ことに日本国民の一般の考え方に違つたようなことを強要するというようなことは、私どもには考えられないのであります、……

○須磨委員 ……保安庁法の第四条に、わが国の平和と秩序を維持するということが規定されておる。それがまたよつてもつて出ておりますのは、前の警察予備隊令第一条にあります平和と秩序ということでいわゆる治安維持でございますが、その治安維持から一歩進んでおるということをお認めしてよろしゅうございませうか。

○岡崎国務大臣 保安隊にしても、警察予備隊にしても、一般の警察力の及ばざるがとき大規模な騒擾とか外国の使嗾による暴動とか、こういうものに対抗するという趣旨でありまして、このホーム・デイツェンスもそういう趣旨であります。

○須磨委員 ……今までの保安隊より一歩を進めて、自衛軍という言葉は当るか当たらないかしりませんけれども、そういうものの創設のスタートを切るということになりはしないかという疑いが出て参るのであります。このことを申し上げますことは、単にホーム・デイツェンスについてはアメリカ側と連絡があり、でき上つている一つの解釈法があると仰せられますけれども、そのほかの点におきまして、こちらから出しました手紙の第二にも、日本の防衛、ジャパンズ・デイツェンスという言葉を使つておられます。ま

た第二には、日本の防衛力、デイフェンス・キャパシテイズという言葉も使つてあるわけでありまして、何もホーム・デイフェンスだけではないのであります。これは言葉の問題より、この文書によつてお問合せになるときのお気持は、もうすでに保安隊から一歩先んじてある。実質的にはもつと軍の方に近いものであるという考え方が働いておることは、あの文書から自然に受ける印象でございます。……

○岡崎国務大臣 ……現在の保安庁法第四条なりを出ておらないということを申し上げたのであります。

われ／＼の考えをいたしましたしては、もし政府がそういうふうなことが必要であると考えれば、そういう一歩進めたようなことを国内で声明するなり、あるいは法律をかえるなり何とかわいたすことは必要があればやるでありましようが、これをアメリカに対する何かの質問の中に、今までの方針をかえたようなことを入れて知らぬ顔をしているというふうな、そういうことはやるべきものではないと思ひます。……

○須磨委員 ……自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはない。

という言葉にこちらでは訳してございます。……単に今大臣のおつしやるような保安隊の兵力のみを考へておるのでなくて、これから回転すべき自衛力を持ちました自衛軍というものを創造して行くことがアメリカ側の主張であるとも考えられるのであります。その点いかがですか。

○岡崎国務大臣 そういう御疑問の点はありませんしやうけれども、……主として保安隊と海上警備隊を含んで意味してあるのであるけれども、それを一々保安隊及び海上警備隊とはつきり言うことはおかしいので

セキユリテイ・フォーセズというふうには、日本の治安維持を担当する部隊というふうには言つておると了解してあります。

○須磨委員 ……政府はMSAの今度の受諾をスタートとしまして、今までの保安隊というものから百尺竿頭一步を進めて、自衛軍の創設というふうなものにちよつと近づいて参るといふ考え方がおるといふことは、この文章から自然と受けるのでございます。……自衛軍の創設ということをもつて、初めから正直にまづすぐに進んで来ておるのでございます。それと、ほぼどころではない、同じラインに趣旨が沿いつつあるのではないかという解釈をいたしますから、それをお確かめしている次第であります。……

○岡崎国務大臣 ……海上警備隊と保安隊ということがすらすらとした解釈ではないかと思ひるのであります。

(MSAとプリンシプルの問題) (外務委 九号 一六・一七・一八頁参照)

○池田(正)委員 ただいまプリンシプルというお言葉が使われたのですが、その場合のプリンシプルとは一体どういうことをさされておるのですか。

○岡崎国務大臣 ……たとえば極端な場合ですが、例を引けば、日本に軍隊を持たなければアメリカ側では援助を出す気はないということならば、これはプリンシプルでさしさわりが来ます。またそうでなくて国内の防衛だけやるにしても、日本の経済におかまいなしに防衛力だけ大いにやらなければならぬという

条件であれば、これはプリンシプルにさしさわつて来ます。それから五百十一条の(a)にも軍事的義務という事が書いてある。そこで軍事的義務というのが日本側で考えておる以上のことを先方で考えておるとすれば、これも受けられない一つの理由になります。そこでそういう大筋についてはつきりとさせて、これは異常がないような返事が来ていると私は思いますので交渉に入る、こういうことであります。

○池田(正)委員 ……先ほどあなたのおつしやつた国会の承認を受けるか受けないかという問題にも関連して来るのですが、つまり基本的にはなるべく多くを日本の経済にもあらゆる面に寄与するように、しかも拘束を受けないようにするのだ、そういうものであつたならば、欣然として受けるといつたようなことは、はつきり言うて国民にあらかじめこれを知らしてやるのが政治じやないか、政治家としての、政府としての責任じやないか、…その点に対する見解を伺いたい。

○岡崎国務大臣 それは先ほどもお答えしたように、いよ／＼交渉になれば、なるべく多に越したことはないだろうということは言つておりますが、このプリンシプルのことで先ほど言い落しましたが、一つは私どもの言つておる自由主義諸国との提携強化という意味で、これは何もアメリカからむやみにしぼり取るだけが能じやないのであります、お互いに助け合つて強化するという趣旨であります。経済的にもそうであります。親のすねをかじるように、みなアメリカからよけいとれば手柄であるというふうには私は考えておりません。こちらからも寄与すべきものは寄与すべきであつて、それが私はプリンシプルであ

らうと思つておりますが、しかしそのさしつかえない範囲で、なるべく日本の経済のよくなるようにするには、援助も相当多く来ることが望ましいことは、お話の通りでありますから、私はそういうつもりであります。

○池田(正)委員 これ以上あなたと議論してもしょうがない。ただ要するに、日本の従来の外務省、ことに吉田内閣における外交のやり方というものはいかにもたよりない。そうして国民には知らさない、これが私は不満なんだ、そういう政治のあり方はいかぬ、こう言うのです。ですからもつと率直に国民にこういう方針で政府は今後の折衝をするとか、それでいけないならもちろんとりやめるのだ、そのくらいのはつきりとした腹を割つた一つの方向だけは国民に示してほしい、こういうことを私は最後につけ加えておきたいのであります。……

○戸叶委員 MSAの援助に対しまして、国会において調印前に審議をするか、あるいは調印後にするかという事は、先ごろから幾たびか質問いたしましたけれども、岡崎外務大臣は原則論だけお述べになりました、はつきりとした意思表示をなすつておりません。私どもといたしましては、調印前にぜひしていただきたいと思つております。……ぜひとも調印前にこの重大な問題は国会の審議を経てほしいということをまず第一に私は望みますが、それに対して岡崎さんの御答弁を伺いたいと思つております。

それからついでですから申し上げますけれども、ただいままでのお話を承つてありますと、交渉の過程

において、もしも日本側の希望に沿わないようなことがあつたときには、拒否する用意もあるというようなことでございます。そういったしますと、非常に大切なことは、やはりこの交渉に当る人たちの人選というところでございます。……そこで問題になりますのは、受けてもさしつかえないではないかというふうな態度をもつて交渉される場合と、また公平な立場で日本のいろいろな情勢を考えてみて、MSA援助というものは考えなければならぬ余地があるのではないか、というふうな疑問を抱いた人がその中に加つていないかとは、非常にかわつて来ると思ふのです。質問の内容もかわつて来ると思ふます。そこでこの受けていいとか悪いとかいうことは別といたしまして、そうした人の意見をもこのMSA援助の上に反映させるという意味から、公平な考え方を持つた、また適当と思われる民間人なり、あるいは国会の人なりをその中にお入れになつていただきたいと思ひますが、それに対する岡崎大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 こういう交渉につきましては、私は、日本の憲法から見ましても、三権分立の趣旨からいいたしても行政官庁が責任を持つて交渉に當るべきであつて、それに対する可否、つまり承認するかどうかの決定は国会にあると思ひます。交渉に対する責任は、行政府の持つべきものであると考えておりまして、こういう問題についても民間の人も入れる考えは、今のところは持つておりません。……

なお国会に承認を求めることについては、先ほどもお答えしたのでありますが、調印と同時に効力を発生する場合には、その前に日米間にはつきりした合意をとりつけまして、両方の代表がイニシア等をしまして、これならいいというはつきりした双方の合意が成り立つた上に国会にかけて、そして承認を得たら調印する。調印したらすぐ効力を発生することになるのであります。批准条項の場合には、その前にはつきりした両国の合意が成り立つと、イニシアでなくして署名調印をする。そして国会の承認を求めからこれが効力を発生するということで、調印と同時に効力を発生するつまり調印前に国会の承認を求めるといふ形ならば、日米間の話し合いはいいかげんだからかつてに直せるとか、批准を求めるやつはなかなか直せないのだとかいうようなことは、実はよくお考えくだされば心理的にもほとんど私はかわりがないのでと思ひます。少くともわれわれ、外務省の者として考えますと、日米間の——この問題は日米間であります、日米間の合意がはつきり成り立つということは、いずれの場合でも同じだと考えております。……

○戸叶委員 ……一般の人からの質問書なり何なりを取上げて、そして交渉の過程の中に入れていただけるかどうかということをお伺ひたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 これはもちろん内容にもよりますから、何でも質問書は全部交渉の中に入れていくことはできませんが、質問書とかあるいは意見書とかいうものが来ますれば、それは十分考慮いたすのが当然であります。なお私の言ひますのは、調印して批准を受ける条約であれば、批准のときに、幾らでもか

えてよいのだという意味ではなくして、調印と同時に効力を発生するような協定でも、調印後批准を受けて効力を発生する協定でも、いずれも国会の承認を求める前には、日米間のはつきりした合意が成立して、片方ではイニシア等をいたしましたし、片方は調印をいたすのであつて、その実際上の中身について両国間の意見がはつきり合致してあるということは、同様だということを申したのであります。従つてもし今おつしやるように、調印したから、もうちよつとぐあいが悪いということがかりにあり得るとすれば、調印前にイニシアをして調印前に承認を求める場合にも、もう日米間ではつきり合意をしたのだから、と同じことが言えるわけでありませう。中身は全然同じだということでありませう。調印をしてから効力を発生する場合には幾ら直してもよいが、批准と同時に効力を発生するものは、そう直せないのだという事情のものではない、こういうことを申してあるのであります。

○戸叶委員 次に伺いたいことは、政府がMSAを受けるにあつて、幾たびも外務大臣は防衛に役立つということを言われて、防衛力漸増ということは少しも言つておられません。ところがこの援助の中には自衛力漸増ということを言われておりますが、そういたしますと、結局岡崎大臣もこのMSAを受けるということは、日本にとつて自衛力を漸増することが必要であるということをお認めになつたものと了承していいのですが、そうでしょうか。

○岡崎国務大臣 自衛力を漸増したいというのは、これは安全保障条約の前文にもありまして、アメリカ側が期待しておるところであります。これは義務ではありません。前文に書いてある期待でありますから義務ではありませんが、日本側からすればやはりそういう合意に到達したから前文に入れたわけで、できるだけ自衛力を漸増したいという考えは持つております。これは今に始まつたことではありません。しかし現実の事態はそう思うように行つていないのは御承知の通りであります。……

○戸叶委員 次にもう一点伺いたいことは、朝鮮休戦に伴いまして、米韓防衛協定というようものを申し出ておりますが、それに対する見通しのほどを伺いたいことと、もしもこういう協定が結ばれて、そうして日本にはすでに日米安全保障条約があり、その軍事的な義務をさらに強く負わなければならないようなMSAの援助を受けるといたしましたならば、その米韓防衛協定と関連して何か問題が起りはしないか。たとえば好むと好まざるとにかかわらず、日本が間接的な基地化されるおそれがないかどうか、こういう問題について伺いたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 まだこの中身については私も承知しておりません。おぼろげなことは話をしておられるでしょうけれども、実際には米韓両国間にも具体的なものはまだないのではないかと思ひますが、大体の構想として私が想像してありますのは、おそらくフィリピンとアメリカ、アメリカとニュージラランドや濠州との間に結んであります今までの条約のような種類のものではなからうかと想像されます。しかしいざにいたしましても、日本としてはこれによつて特殊の義務を負うというようなことはしないものと考え

ております。

(保安隊と防衛任務) (外務委 九号 一九・二〇頁参照)

○並木委員 ……かりに自衛軍という軍を持ちましても、海外派兵というものは日本としても絶対にやらないのだという条項をうたう意思を持つてもらいたい、そういう意思をお持ちであるかどうかを確かめておきたいと思えます。

○岡崎国務大臣 海外派兵ということとは、これは実は日本の政府なり国民なりがきめることでありまして、外国政府に対して自分の国の保安隊は海外に派遣しないとか……海外に派遣しないのだという保証を求めるとはどうもおかしいように思いますが、もしそういう点で必要という御意見ならば、十分先方の意向をはつきりさせることはいたしましうけれども、協定の中に、どうも自分の国できめるのを相手に保証してもらおうというのは、かつこうとしておかしいのではないかと考えます。

○並木委員 ……集団的自衛権の発動として、集団安全保障機構に日本が入つたときには、外国の防衛にも出て行くことが起り得るといふことが言えるかどうか、……個別的な自衛権の発動の限度内においては、日本の国内に限られますけれども、集団的の場合において、自衛権に基づく外国の防衛という義務が生じ得るのではないか、こういう懸念を持つておりますので、説明を願いたいと思えます。

○岡崎国務大臣 これは日本が具体的に入る集団安全保障機構の内容によつてきまるのでありまして、今

どうということは言えませんが、たとえば北大西洋条約のようなものを前例として見れば、これはお互いに軍隊を派遣して助け合うということになりますから、もしそれがいやならばそういう安全保障機構に入らないよりしかたがないというふうに考えております。

○並木委員 ……さつき最初に質問したところで下田局長は、保安隊は間接侵略にも応ずるんだと言われたが、そうすると侵略に対するものは、やはり交戦ではないかと思えます。日本では交戦権を放棄しておりますが、保安隊というものは、間接侵略に対するものとすれば交戦権の行使ということになるのではないかと思うのですけれども、交戦権というもののとの関係をお尋ねしておきたいと思えます。

(国連加盟・MSAと軍事義務) (外務委 一五号 二四・二五・二六頁参照)

○戸叶委員 ……日本が国連加入を希望いたしますにあたりまして、当然今の憲法のままでは国連の加盟を希望していると思えますが、今後においてもそのままであるか。その意味はMSAの援助を受けるにあたりまして、先ほども並木委員が御指摘になりましたように、アリソン氏が、「日本が国連の参加国となつた際には引受けるところの義務であります。」というふうに、わざ／＼引用しておられますけれども、しかしこれは当然今の憲法のままでは日本が国連に加盟することを予想していただけるのかどうかを承りたいと思えます。

○下田政府委員 国連に加盟申請をいたしましたときは、当然今の憲法のままでは加入できるという前提

のもとに申請いたしてある次第であります。……

○戸叶委員 ……日本に軍隊がないけれども、国連に加盟するには当然国連の規定している軍事的な義務を負うというようなことが、暗々のうちに含まれているのではないかということ承りたいと思いません。

○下田政府委員 軍事力または兵力の行使の義務というようなのは全然含まれていないと思います。問題となりますのは、直接、間接の侵略に対する自衛力を増強する義務、これは安保条約で米側の期待となつておつたわけでありませんが、MSA協定を結びますと、これがはつきり法律的義務になるわけでありません。日本の自衛力漸増が、従来期待であつたところが義務になるわけでありません。

○戸叶委員 そうすると、結局日本は自衛力の漸増ということは義務として受けて行くということ、これによつて証明されたか理解するわけでしょうか。

○下田政府委員 この自衛力の問題と国連憲章の問題は直接には関係はないと思います。しかしながらそのすぐあとに言つておりますように、国際間の理解、親善を増進させますとか、国際間の緊迫の原因を除去するためである、そういう義務もMSA法で規定しております、そういう面はまさに国連憲章の定めるところと一致してあるわけでありません。

○戸叶委員 そうしますと、結局自衛という意味が、今まで解釈しておりました自衛力というものと、そ

れから国連側においての解釈の自衛力というものが違つて来るように私は思うのですが。

○下田政府委員 違つて来ないと思つておりますが、自衛力を漸増するということは従来安保条約の前文におきまして、アメリカ側の期待にすぎなかつたものが、日本の法律的義務になるであらうという点は明白な違いであります。しかしながらその自衛力の行使の態様はどうかといひますと、これはもと／＼国連憲章の集団的及び個別的の自衛の措置、安保条約でも集団的及び個別的の自衛の措置によつて、日本の安全が確保されたならばアメリカ側は兵力を引揚げて、そうして日本側がみずから責任をとることを期待するという精神はすでに言つてあるわけでありまして、結局考え方としては何らかわることではないと存するのであります。

○戸叶委員 そうすると日本の集団的な自衛の措置が確保されるということと同時に、ほかの自由諸国の集団的な自衛の措置ということも、当然考えられると思うのですけれども、それに日本も当然関係して来ることになりはしないでしょうか。

○下田政府委員 これは日本の憲法の制約がある間はできない相談であります。しかしながら日本のように交戦権を行使せず、また軍備を保有しない国というものは、世界における例外であります。国連憲章のような一般条約におきましては、少数の例外のために規定をかえることはいたしません。結局それを適用する場合に、個々の国の憲法その他の法制によつて、現実にかなる義務を負担するかという点を判断す

るほかはないと存じます。

○戸叶委員 それではこういうような日本の国の例外であるという点をもう一度確かめつつ、MSAの交渉に当られるかどうかを承りたいと思います。

○下田政府委員 先般発表いたしました日米往復文書で、アメリカ側は日本国民の疑惑を解くために、相当はつきり言つたつもりであります。また一昨日のアリソンのメッセージでも、前の文書で不十分だと思つたところをはつきり言つたつもりであるのだろうと存するのであります。これらの点は協定の際には十分に考慮をいたすことはもちろんでございます。

○並木委員 ……これからいろいろの場合に国連協力の義務というものが出て来ると思いますが。朝鮮動乱のような場合に、その都度日本政府としてはこれに協力するという承諾を与えなければ、義務が生じないと了解していかどうか、こういう点でございます。それともアリソン氏の言葉によると、そういう意思表示を一々しなくても、当然包括的に協力の義務が出るのだというふうな解釈が成り立つのかどうか、その点お伺いいたします。

○下田政府委員 これは平和条約にも書いてありますように、集団的自衛の固有の権利を有することを確認し、同時に集団的安全保障とりきめを結ぶ場合も、これは自発的にすることができると書いてあります。従いまして、一国の場合に日本側の自発的意思が動かない以上は、いかに憲章なり、あるいはMSA

法で規定をしておりまして、自発的に日本が引受けるということがない以上は、日本の意思に反して一定の義務を押しつけられることはないと存じます。

○大橋(忠)委員 ……岡崎外務大臣はMSAを受けることによる援助は、安保条約の範囲内のものである、それ以上の義務は負わぬということをしよつちゆう言つておる。ところがMSAを受けると今までは自衛力漸増が期待であつたが、今度は義務であるということになつて、安保条約以上の新しい義務を負うことになる。少しその点が岡崎外相の言明と矛盾するように思うのですが、その点もはつきりしてもらいたいと思う。……

○下田政府委員 岡崎外務大臣も昨日の参議院の外務委員会におきまして、安保条約の自衛力漸増の従来米側の期待が、期待であつた間は、道義的には日本は責任があつたが、法律的義務ではなかつた、しかるにMSA協定を結べばこれが法律的に義務となるということをはつきり昨日明言されております。

(自衛力と軍隊) (外務委 一六号 九・一〇・一一・一二頁参照)

○戸叶委員 このMSAの援助を受けることによつて、今までは日米安全保障条約によつて日本は防衛力漸増が期待されていたのですが、今度は義務となつたということがはつきりいたしております。そういったしきりと必然的に漸増して行かなければならないことになりましたが、この漸増の程度は一体どういふうにお考えになりますか。たとえば岡崎外務大臣は先ごろ千名ぐらいのことは大した問題ではないとおつ

しやいましたけれども、そのようにお考えになつていられるかどうか。

○木村国務大臣 今後M S A援助の交渉に入りましたときに、具体的にそういうことをよく話し合つて行きたいと思つております。今の段階におきましては何名まで増加するとかいうようなことはまだ考えておりません。

○戸叶委員 もう一点伺いたいのですが、日本が自分の国を守るために自衛力を漸増するのであつて、決してよそのためにするものではない、これははつきりいたしてあります。そこでこれは憲法違反にならないと言つて、極力軍隊と異なつてゐるのだということを強調されてありますが、しかし国連の規定によりますと、どこの国でも軍隊というものは他の国へ侵略するために設けるのでなくて、自分の国を守るために軍隊を置くのだ、こういうふうの規定されてあります。そういったしますと、結局日本がいうところの自衛のために保安隊なり何なりを置くということ、それから国連が申しておりますところの軍隊に対する定義というものが、ややもすると同じになるのではないかと考えます。そこでアメリカも自分の国の軍隊というものは、やはり自分の国を守る自衛のためのものだ、こういう考え方のもとに日本との交渉をするといったしましたならば、日本の私どもが考える自衛のためのものというのと違つて来るのではないかと思ひますが、この点に関して岡崎外務大臣と木村保安庁長官の解釈を承りたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 私よりくつの上ではお話のようなことだと思ひますけれども、日本の場合は前に戦争をしまして、それが侵略戦争であるということになつてあります。そのために自衛という名前で侵略戦争を行うということを防ぐというのが憲法の趣旨で、その点を特に強調してゐるのだと思ひます。それからなお実際上の問題からいたしますと、憲法では交戦権を放棄してありますので、これは私どもは多少疑問がありますが、もし日本でかりに今の憲法のまままで自衛軍というような軍隊を設けたとしましても、交戦権のない軍隊というのは一体ほんとうの軍隊であるかどうか、こういう点では多少の疑問ももちろんあるだらうと思ひます。

○木村国務大臣 岡崎外相の今お答えした通りであります。そこで私の考えでは、保安隊は御承知の通り、今の性格上外国へ持つて行くことはできない。アメリカとかにM S Aの交渉がありましたも、日本の憲法を無視してまでやらせようとは向うは考へておりません。その点については今岡崎外相の答弁の通りであります。

○戸叶委員 ……アメリカで軍隊が使つてゐる武器を日本の保安隊が使つた場合、これは軍隊が使うものでなくて、自衛のために使うものであつて、その同じ武器がアメリカで装備されたときには軍隊で、日本へ来た場合には保安隊となる、その違いを承りたいと思ひます。

○木村国務大臣 これは使用目的によつてかわつて来るわけでありませう。軍馬を払い下げて農民が使いますれば、これは何といひませうか、だ馬になるのであります。決して同じものだからといつて、いつも

同じものであるとは考えられないのであります。使い方によつて違つて参るのであります。

○戸叶委員　それでは今アメリカの軍隊が使つていると同じものが日本へ来ているのですか、それとも違つたものが、もう使えなくなつたものが来ているのですか。

○木村国務大臣　いや、アメリカで使つておつたものでありまして、決して世の中にいわれております廃品というようなものではありません。ただ使用目的が違つておるのであります。

○並木委員　先ほど須磨委員の質問に対して木村長官が、保安隊の性格をかえるつもりである、必要によつては保安庁法の改正も必要であろう、名称もかわるだろうとおつしやつた。私は聞いていてまことにこれあるかなの感を抱いたのです。……保安隊の性格をどういうふうにかえて行かれるつもりでありますか、要するに直接侵略に対しても当然対応できるようにかえて行くと思ひますが、これを具体的にお答え願ひたい。

○木村国務大臣　……私は今ただちに保安隊の性格をかえようと言つたものではありません。MSA援助の受け方いかんによつては、保安隊の性格もかわつて来るだろう、こういうことを申し上げたのであります。当然そうなることと私は考へております。どういふ形でMSA援助を受けるかということは、今後の交渉にまたなくてはならぬのであります。その結果においては保安庁の性格がかわつて来るかもしれぬ、その場合においては保安庁法の改正は必要となるであろう、しかしその場合においては国会の十分

の御審議を願ひたい、こう申し上げたのであります。

○並木委員　それでいいのです。要するに今まではどうあつても性格もかえない、保安庁法も改正しない。この前高射砲は何に使うのだと、増原次長に質問したところが、あれは間接侵略に呼応して、外から暴徒が入つて来るためのためにでも使うのでしようという苦しい答弁になつた。事ほどさような状態なのです。それが今日は、MSA援助に伴つて性格を変更するかもしれないということになつたことは、これは数段の前進を遂げて来たものであらうと思ひます。そこで考えられるのは、当然直接侵略に対応するよにならうと思ひますが、その点は間違いないでしょうか、いかがですか。

○木村国務大臣　直接侵略に対して防衛組織をつくるかどうかということについては、やはり今後MSAの受け方いかんによらうかと考へております。しかし私が常に申し上げます通り、直接侵略があつた場合には現在のままでも黙つてあるわけではないのです。私は常に言つておるのですが、日本の国民の大多数はこれに向つて行くであらう。おめく／＼と手をあげて侵略にまかせるといふようなことは私は想像できません。その場合は国警であらうと自警であらうと、極端に言えば消防隊であらうとやるのであります。保安隊にありましてはこれに対処するということは私は当然なことであらう、こう考へております。

○並木委員　……MSAの交渉を進めて行くに従つて、必要ならば直接侵略にも当るといふことは、今まで政府が答弁しておつた点から見ればコペルニクスの転回なのです。そこで私はお尋ねしますが、直接侵

略にぶつかつて行くことになれば、当然憲法に抵触して来ます。今までのような解釈をとつて来て
いる政府の憲法解釈では抵触して来ると思うのです。先ほども岡崎外務大臣のお言葉にありましたが、交
戦ということが考えられずと、おそらく政府は今度保安隊、海上警備隊の性格をかえ、直接侵略に向う
ようにしても、なおこれは戦力ではないと言われるかもしれませんが、戦力ではないにしても、交戦という
ことが行われる、——行われなければなりません。そうすると交戦権を放棄した日本の憲法と抵触して来
るのではないかと思います。長官あるいは法制局長官いづれでもけつこうですが、政府としての答弁をお
願ひしたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 お察しの通り、戦力に達しない限度においてというわくは私はあると思ひます。そ
れからさらに今の交戦権についての御心配であります、われ／＼は憲法議会で審議されました当時から、
交戦権の定義をずつと続けて持つて来てあるのであります。それは戦争をする権利ということではないの
であつて、交戦者として戦時国際法上認められてある権利というものを放棄してある、こういうことで来
てあるわけでありませう。そこで戦時国際法上交戦者として持つてある権利というものはありませうが、
たとえば敵性中立船舶の拿捕とかいろ／＼な行為があるわけです。そういう手段は放棄してある、そうい
うことになりませうから、先ほど岡崎大臣からお答えしましたように、その行動の形において交戦権を放棄
してあるという点からの制約は、憲法を改正せざる以上はやむを得ないというような結論になると思ひま

す。

○並木委員 その点につきまして木村長官の御意見を伺つておきたいと思ひます。先般九州で憲法を改正
しなくても、自衛軍というものは持ち得るといふ説に傾聴したということが、今日初めてぴたりと思ひ当
つて来るわけなのです。ですからここであらためて、たゞいままで長官の御発表になつた計画によつてM
SA援助を受ける場合に、実行に移つたときに、はたして憲法を改正しないかどうか、長官の見解
をこの際につきりお伺ひしておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 自衛戦力の問題について私は傾聴に値するといふことは確かに言つたのです。これはさ
つき須磨さんも言われたように、佐々木惣一博士が明らかに言つてある。自衛のためならば戦力を持つて
よろしい、これに対して最近若き学徒の桜田誉という人が長文の論説を書いてあります。私はこの分析的
な理論の進め方について、これは傾聴に値するから傾聴に値すると言つたのです。何もそれをそのまま自
分が賛意を表するわけではないのであります。実に分析的によく研究されております。しかし、われ／＼
といたしましては、自衛のためであつても戦力は持ち得ないのだ、これは憲法第九条第二項の解釈上、当
然そうなるのだといふことを終始言つて来てあるのであります。そこで、自衛のために戦力を持たなくて
はならぬといふことになれば、憲法の改正の必要はある、これは一貫したわれ／＼の考え方であるのであ
ります。

○並木委員 交戦権の点はどうです。

○木村国務大臣 むろん憲法第九条第二項によつて、交戦権は否定されておるのでありますから、今申しますように、外国と戦うということになりますと、これは交戦権の問題にひつかかつて来るのではなからうか、こう考えております。

(保安隊増強と米軍撤退) (外務委 一六号 一三・一四頁参照)

○田中(稔)委員 ……現在日本の自衛権の行使は、国内の治安の維持及び間接侵略に対する備えという意味においては、大体保安隊、警備隊がやつておる。直接侵略に対しましては、アメリカの軍隊に依頼しておる、こういう姿だと思つております。この二つの保安隊と在日米軍というのは、別に形式上統合されたものじやありませんが、精神的には一つの統合されたものだと思つております。この場合に、在日米軍が日本を撤退する前提条件としましては、保安隊なり警備隊がだん／＼増強されて参りまして、在日米軍にかわり得る実力を備えた場合だと思つております。つまり保安隊が軍隊になつて戦力としての自衛力ということにならなければ、アメリカとしても安心はできない、こういうわけだろうと思つております。先ほど保安庁長官はMSA援助の交渉の進展によつては、保安隊の性格がかわり、従つて保安庁法改正をする必要が生ずるであろうと言われたのでありますが、そういうことはもう大体見通しがついていなければならぬと思つております。ついでに言つておるのをはつきり言われぬのだからと思つておりますが、結局保安隊

がだん／＼強化されて行く、そうしてそれが間接侵略に対してと同時に、また直接侵略に対しても、抵抗し得る自衛力、戦力としての自衛力、こういうようになることをアメリカは希望し、期待しておると思つております。はつきり言えば、結局再軍備への発展であります。これをわれ／＼がどれだけ追究しても、いろ／＼言葉の上でごまかしを言われるのがありますが、今日の国会の議論は国民の常識からずれておりました。国民はもう国会の議論なんということには飽き飽きしております。私はここで外務大臣は、木村保安庁長官が午前の答弁で比較的率直に吐露されましたと同じような気持で、はつきりそうだ、アメリカの軍隊が撤退するためには、日本の保安隊を増強し、アメリカの軍隊にかわり得る軍隊、かわり得る戦力というものにならなければ、いつまでたつてもアメリカの軍隊の撤退はできないものではないということ、私は明言していただきたいと思つております。無理だろうと思つておりますが、ひとつ……。

○岡崎国務大臣 そういふような場合も、一つのアメリカの軍隊が撤退する場合でありましょう。もちろん安全保障条約によりまして、日本は個々の自衛権を持つておる。しかし片一方には「無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていらないので」云々、こうなつております。従つて無責任な軍国主義というのが世界から駆逐される、つまり日本側が自分でそういうものがあつても防げるという場合と、日本は大して何もしなくても、無責任な軍国主義というものが世の中から消えてなくなつちまうという場合もありましょうし、それから国連の組織が完備して、これによる安全保障の措置が十分にできるという場合も

ありましようし、場合はいろいろあると思います。あなたのおつしやるのもその一つの場合かと考えます。

○田中(稔)委員 無責任な軍国主義と言われますが、これは安保条約に確かに書いてあります。しかし日本の周辺においては、一体どこの国がそういう無責任な軍国主義をとっておりましようか。

○岡崎国務大臣 私は外務大臣としてそういうことを一々申し上げる立場にありませんけれども、朝鮮における事変、今の戦闘行為のごときは、やはり一つの無責任なる軍国主義と言えろのじやないかと思いません。

○田中(稔)委員 ……アリソン大使のあいさつの中に、日本がM S A援助を受けたあとに引受ける義務の一つとして、「自国の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持のために、自国の政治的及び経済的安定と矛盾しない限りにおいて、自国の人力、資源、施設及び一般的経済状態が許す限り全面的寄与を行うこと」というのがあります。これは日本の純粹の自衛のために考えられたものだとこういうふうに釈明はしておりますけれども、私はやはりこれが気がかりなのであります。日本が個別的な自衛だけでなく、集団的な自衛、集団安全保障体制というものにいずれば入るようになりアメリカ側からいろいろ働きかけられると思うのであります。いわゆる太平洋同盟というふうなことになると思うのであります。そういうふうな将来への展望というものを考えまして、M S A援助後の日本の行き方を考えてみますと、日本で自衛力

が戦力として増強されて、そうして結局再軍備になりました場合に、その軍隊が自国の防衛力だけでなく、自由世界の防衛力の発展のために寄与しなければならぬ、こういうことになりますと、朝鮮でもまた戦争でも起りますならば、やはりこの軍隊でも繰出さねばならぬということになるのじやないか、ならないと言いましても、国民はそう簡単に信じないのであります。この際ひとつ外務大臣の御見解を承りた

5。
○岡崎国務大臣 今国連へ加盟している国でも、特別に軍事条約を結んでおりませんから、どの国も国連の決議によつて兵隊を出すという義務はないのであります。勧告によつて出したものは出すというのが、朝鮮でも行われている事態だと思ひます。わが国がよその方へ兵隊を出すとか出さぬとか、今は兵隊もないし、現に保安庁は直接侵略にも防止しない建前を今とつてありますので、これを一足飛びに兵隊をつくることについて考え、またその兵隊が外へ出るか出ないかということは今から議論するのは、実におかしなことと思ひますが、しかしこれはいづれにしても、そのときの政府がきめる問題であらうと考へますから、そのときの政府にお聞きになるよりいたし方がないと思うのです。そういうことはまだ何年先かわかりませんし、また太平洋条約というものがいつできるか、これはわかりませんが、自由党内閣がそこまで続けば、そのときに自由党の政府がお答えいたしますけれども、要するにそのときの政府に考へてもらう。これは今議論しても始まらないことだと思ひます。

(MSA援助と防衛力) (外務委 一六号 五・六頁参照)

○並木委員 MSAの問題ですが、岡崎大臣のあいさつの中に、「この交渉にたずさわることには私の欣快とするところがあります。と申しますのは交渉の前提となる部面において既に意見の一致をみているからであります。」こういうことを言われております。これは下田局長は列席しておりましたから、どういふつもりで大臣がこういうあいさつをしたかわかると思うのですが、交渉の前提となる部面においてすでに意見の一致を見ているということは、具体的にどういふことをさすのですか。

○下田政府委員 六月二十四日にわが方から出し、六月二十六日に先方から返事が参りましたその往復文書の中に盛られてある事項について、意見の一致があるということの意味するものだと存じます。

○並木委員 あれは質問に対しての答弁で、意見の交換とか申込みに対する承諾とかいうものではないと思うのです。質問に対する単なる答弁です。しかもその中には相当意見が一致しておらないということ、この国会でも問題になつておる重要部分があるわけなのです。だからあれじゃないと思う。もつとほかに前提となる大きな意見の一致があるのじゃないかと思うのですけれども、もし条約局長がわからない点がありましたら、土屋局長は交渉に当つておられる方ですからよくわかると思うのです。どちらでもけっこうです。

○土屋政府委員 ただいま下田条約局長から申し上げたように私も了解しているのでございます。つまり

今回の交渉を進めるのにあたりまして、MSA援助を日本が受ける際、日本の国内治安あるいは経済関係、並びに日本の受持つ軍事義務等が規定されますものが、安保条約に規定されている範囲を出ないという点を確認いたしましたので、この点については、日本政府がアメリカ側と交渉いたします前提となる部面について、アメリカ側の意見においてもさよう認めておられるわけでありまして、その意味をここでうたつたのであります。

○穂積委員 ……この援助を受けますことによつて、日本が防衛力の発展維持に努力しなければならなくなると思ひますが、その場合におきます国内の防衛力の主体というのは、現在の保安隊と理解してよろしゅうございますか。

○岡崎国務大臣 保安隊、警備隊と思つております。

○穂積委員 それから、一昨日の参議院の外務委員会、従来の保安隊の任務に加えて、外からの直接侵略に対しても、これの防衛に当る任務があるということをお答弁になつたようであります。これは私は新聞で拝見したのでありますが、その通りに理解してよろしゅうございますか。

○岡崎国務大臣 これはイエス、ノーではちよつとお答へしにくいのですが、大体言えば、そうじやありません。

○穂積委員 直接侵略には当たらないという意味でございませぬ。

○岡崎国務大臣 お許し得て少し長く申し上げますれば、協定はまだ交渉をこれからして固まるのですから、MSAの援助を受けることについて、どういう義務が具体的になるかというのは今後の問題でありませぬ。従つて、アメリカ側とその点についてまだ話を十分にやつておりませぬ。今日では、言えないのであります。……

○穂積委員 ……防衛力増強の問題については、今まで安保条約におきましては期待であつたものが、もしこの協定を結ぶといたしますと、こちら側の義務になると思ひます。その内容、量を決定するのは日本の政府並びに国民の自主的判斷云々となつておりますが、少くともそれを行うという原則的な義務はこちらが負うと思ひます。それに関連しまして、アメリカ政府の責任者でありますダレスが、最近ただちにではないけれども、終局において十個師団、三十五万云々という話をしておりますが、この問題について、外相は何らかの意味で予備的な意味でも、向うからお聞きになつたでしょうか。

○岡崎国務大臣 その点は予備的にも聞いておりませぬ。

○穂積委員 これはこの間政務次官にも、実はわれ／＼希望として申し述べておいたのですがMSAの問題につきましては、第一点は、言うまでもなく、これを受けますことによるこちら側の義務がどういふ内容のものであるかということ、もう一つは、その裏返しはどういふ経済的利益を受けるかということかと思ふのです。従つて兵力、防衛力増強の義務並びに予測されます直接侵略に対する防衛の権利と義務を

日本の保安隊に課すような、そういう条約が予測される。しかも兵力の問題につきましては、向う側でもすでに数量すら意見を述べているわけでありませぬので、従つてこの二つの問題につきましては、交渉に入られます前に、向う側の意向を最小の必要条件としてお尋ねいただいて、当委員会に忠実に御報告いただくように、ぜひお願いいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○岡崎国務大臣 これはダレス氏の、何といひますか、積明的な再度の談話でもつて、私ははつきりしてゐると思ひます。三十万とか三十五万という数字だけをお引出しになるから、驚くようなことになりませぬけれども、ダレス氏の言つてゐることは、たとえば日本には再軍備を禁止してゐる憲法があるということをお申したり、それから国内に相当平和的な勢力といひますか、反対の勢力があるのだということも言つてあります。またこれはアメリカ式に考えた場合の究極のことで、日本政府がすべての問題はきめるのだということも言つておりますから、ただ三十五万ということだけ引出して言われると、ちよつと響きが違ふと思ひまして、そういういろ／＼なことを入れてお考えになれば、ダレスの意図してゐるものはどこであるかは、私ははつきりしてゐると思ひます。

○穂積委員 この点に関連して木村保安庁長官にお尋ねいたしますが、防衛力増強の期待でなくて、義務を生じましたときに、しかも向うでも一応の腹案を持つてゐるわけでありませぬ。そういう場合に日本側といたしましては、その原則的な義務に従つてこちら側でも、たとえばダレスの話によりませぬと、本年度す

ぐ三十五万云々ということをおっしゃるのではない。究極においてという言葉を使っておりますが、それにしては、一年、二年にして、急速に十一万から三十五万にふやすということは、いろいろな点においてどういふ困難だと思ひます。従つて漸増の計画が具体化しなければならぬ。先般試案としておつくりになつたという問題とは別個に、こういう新たなるM S Aの交渉が始まると思ひますれば、もとより、それに対する義務に従つて、こちら側で自主的に防衛力増強の内容を決定しなければなりません、そのことについて、どういふふうにお考えになつておられるか、新しい情勢に従つてお尋ねいたします。

○木村国務大臣 ……このM S A援助の受入れは、どういふ内容になるかということは、ただいまのところ予測することはできません。しかし、アリソン大使も言つておられますごとく、いかに日本に対して防衛力増強を期待しておろうと、それは日本の政治的及び経済的安定を害してはいかぬのだ、そこに大きな含みがあると思ひます。そこでだん／＼に交渉に入つて参りましようが、いよ／＼日本がこれを受入れる態勢を整えるということについては、われ／＼当局者といたしまして、その交渉の経過にまぢましてすべの計画をやつて行きたい。もとよりわれ／＼といたしましては、十分な資料をふだんから集めまして、これからそういうように内容に入つて行つて、時々それを受入れるような計画を立てて行きたいと思ひます。

○須磨委員 ……今回のM S Aの交渉の往復の文書並びに今回外務大臣とアリソン大使との間に交換されました演説の両方を見ますときに、明らかにわが国の防衛のためにこの話が出て来たということが見られるのであります。と同時に今後出て参りますものはすべて防衛である。御指摘申し上げるまでもなく、防衛するということは何回か申してあるのでございますが、わが国の保安庁法の第四条によりますと、平和及び秩序を維持するために保安庁が存在し、また保安隊が存在してあるわけでありまして。そういういたしますと今すぐでなくとも行く行くは、この交渉が成立いたしましたならば、保安庁法の第四条に防衛を加えるということが必然的に必要になつて参ると私は思ひますが、そういうお心組みはございますでしょうか。

○木村国務大臣 ただいまの御質問まことにごもつともなことであります。そこで今後M S A援助をどういふ形で受入れるかということが問題であります。少くとも今の保安隊の性格があるいはかわるのじやないかということをお私に考へております。その場合には、もちろん保安庁法の改正は必要になつて来るであろう、そのときには当然国会に法案を提出して御審議をお願いしたい、こう考へております。

○須磨委員 ただいまの明快なる御答弁に満足いたします。それでだん／＼おかえにしなければならぬということになりますと、ただいまの保安隊の性格もかえる必要があるというお話も出たのであります。このことは外務大臣が二十四日付をもつて送られました文書の中にも、ホーム・デイフェンス、国土防衛という言葉があるが、このことはダレス国務長官も二、三触れておられ、アリソン大使の言葉の中にもある

のであります。私の見ております感想では、今の吉田総理大臣は軍という言葉をおきらいのようでもあります。おきらいなら軍という名はおやめになつても、国土防衛隊というようなものにでもなざるつもりであります。ちよつと伺いたいと思ひます。

○木村国務大臣 今申しましたように、保安隊の性格が変わり、保安庁法の改正ができるものといたしますれば、もちろん今の保安隊という名称もあるいはその機会にかわるかもしれませんが、しかしどういふぐあいにしておいて行くかということは、今まだ考えておりません。

○須磨委員 外務大臣にお伺いをいたします。アリソン大使は、この間の十五日の御演説の中で、「世界の自由諸国家は、自らを護ると同時に侵略及び暴力の勢力を阻止することができる」ということを如実に示しています。」と言われてある。わが国がMSAを受けますと、結局自由諸国の中に入るわけでございます。自然直接侵略に対して防衛をいたします義務が、ミリタリー・オブリゲーションズの一つとしてわが国に起つて来ると思ひますが、いかがなものでありましようか。

○岡崎国務大臣 これは的確に申しますと、実はまだそこまで協定の交渉が進んでおりませんから、はつきり申し上げることができないのであります。ただ相互安全保障法の五百十一条の(a)項等から一般的に推測しますと、そういう結論が出て来るのじやないかということは言えるわけであります。いずれこれは交渉がもう少し進みまして、的確な形でどういふふうにかこれを協定に盛り込むのか、また向うの考えがどうい

うものであるかということが少しはつきりしませんが、具体的に申し上げる段階にはまだ至つていないと考へております。

○須磨委員 ……そこで今一番的確に外務大臣にお伺ひしたいことは、だん／＼直接侵略に対します義務というようなものが出て参りますと、あるいは政府の今までの御見解では憲法に反するということを申されるかしりませんけれども、たとえば佐々木惣一博士のごとき、最近岩田宙造博士のごとき、これはわれ／＼の立場をまた学説的に証明をいたしてあるのであります。私どもは自衛の範囲を出ない軍備は憲法の条項とは違反をいたさない、こういう建前をとつて、わが改進黨のごときは選挙上あるいは不利であつたかもしれませんが、この防衛を掲げて参つたような次第であります。そういうような建前は、ただいま岩田宙造、佐々木惣一両博士をあげただけでございますが、まだほかにもあるようでございます。さような学説というようなものにつきまして、保安庁長官もこの学説は傾聴に値するといふお言葉でございます。したが、きようは外務大臣から、アメリカ側であります空気とあわせて、こういうようなことは政治的に考へれば、大乘的立場から乗り切らなければ、この交渉の成功を期することはできぬと思ふのであります。が、いかなる御見解でございますか、伺ひたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 今須磨君もお話のように、アメリカ側も日本の国内の感情といひますか、輿論の趨向等については非常に鋭敏に考へておりますから、まだ具体的に交渉に入つておりません。今日はつきり申し

上げることができませんが、かなりそういう点を考慮して、アメリカ流の考えならまつすぐにびたつと行くのだという場合にも、日本との交渉であるからまわり道をして、日本の国民の感情等も考慮してという点もあるだろうと思います。従いまして、五百十一条にこうあるから、すべて協定の文面はこうなるのだというような結論まで、やつてみないとわからないと思います。一方今おつしやつた日本の国内の有力なる学者の説、佐々木博士とかその他にもあるようであります。私、実はあまりそういう方面に専門家でもないし、大して判断する能力もないのであります。しろうととして見ますと、それは必ずしも通説とか多数説にまだなつていないわけでない、そうでないという意見もずいぶんあるのではないかと思ひます。私のごときしろうとにお聞きになりますれば、やはり憲法学者、専門家の人が多数がこうなつたということにその意見が正しいのだろうということ、自分の判断も多少は加えましようが、憲法学者の大多数がこういう意見であると言へば、それが多数の通説になつて、それに普通なら従うということになります。従いまして将来お話のような説が非常に国内で多数行われるということになりますれば、またその説に従うということもあり得るかと思ひますが、ただいまのところは、どうですか、私の考えが間違いかもしれません。必ずしも多数説とはなつていないのじやないか、こういうふうな気がいたすのであります。

(直接侵略防衛と憲法第九条)

(外務委 一六号 一六・一七・一八・一九頁参照)

○並木委員 ……かりに保安隊が、自衛軍、防衛軍、あるいは自衛隊、防衛隊というふうな名前をかえ、あるいは軍というものを名称につけても、それだけでは憲法第九条に低触しないと政府は考えていると思ひますけれども、まずその通りでありますか。

○岡崎國務大臣 これは今申しました通り、いろいろ学者の議論がありました。学者の中でも意見は一致してないと思ひます。従いまして政府の意見をお聞きになりますれば、私では適任ではありません。それは法制局長官なり、あるいは閣議の決定を経たりしなければ、外務大臣の意見というものは法律的問題については差控えなければならぬと思ひます。

○並木委員 ……戦力の問額ですが、ダレス長官の言うところの三十五万というものに増員した場合にも、戦力という解釈によつて、これは憲法第九条にいう軍隊ではない。あの戦力にはならないのだという逃げ道はあるわけです。ですからもしそういう場合が起つたときに、今よりも保安隊が増員をする場合が起つても、そのときになると政府はなおこれは近代戦を遂行するに足る戦力でありませんかと言つて思ひます。でありますか、そういうことを大臣は考へておられるかどうか。

○岡崎國務大臣 このMSAの交渉にあたりましては、アメリカ側は、すべての決定は日本政府がなすべきものである、その日本政府の決定がいかようであろうとも、これに基いてアメリカとしては援助する用意があると言つておるのであります。従つて憲法の関係がどうかというようなことは、日本政府で考慮す

べき問題ではありませんけれども、アメリカとの交渉においては、日本政府のきめる通りということになつておりますから、交渉においてはさしつかえないと思ひます。

それから何十万にふやすという問題につきましては、これはただいまの問題でないことはダレス長官も言つておられます。

○並木委員 ……保安隊、海上警備隊が直接侵略に当る場合、要するに防衛いたしますその場合に、憲法では交戦権を認めておりません。従つていわゆる交戦権に基づく防衛行動というものはとり得ないと思ひます。ですから憲法に抵触しないという見解をとる以上は、おのずからそこに限界が出て参ります。そこではつきりお伺ひしたいのですが、交戦権に基づく防衛行動に出る場合と、そうでない場合との違いはどこにあるか、この際につきりしていただきたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 これはいろいろ／＼な法律的問題ですから違いがあらうと思ひます。先ほども法制局長官が申し上げました通り、たとえば船を拿捕する権利、臨検する権利、こういうものは交戦権がなければないと一応考えられるだらうと思ひます。

○並木委員 そのほかにいろいろ／＼違があると思ひます。これはあとで法制局長官、条約局長から聞いていいと思ひますが、その違いをたどつて行くと、結局交戦権に基いてやらないと、大体警察行為程度のものでなくなつてしまふ。だから強い防衛行動に出られないということださうでありますけれども、大臣はその

点をどういふふうにご考へておられますか。

○岡崎国務大臣 普通の軍隊はもちろん交戦権を持つておるわけでありまして。交戦権を持つていなければ欠けるところがあるのは、これは当然であります。

○並木委員 ……かりに保安隊、海上警備隊を直接防衛に当らせるようになった場合、憲法を改正しないという建前をとる政府としては、これは交戦権に基づくものではないのだという主張をしなければならぬと思ひますが、そういうつもりでございますか。

○岡崎国務大臣 ……保安庁法をかえるということは、政府として決定しているわけではありません。そういう点についてはまだ何も決定しておりませんが、しかし仮定の議論としては交戦権というものは憲法に放棄しているのですから、当然憲法を改正しない限りは交戦権はない、これは明らかなことだと思ひます。

○並木委員 前から政府は憲法は改正しないと言つておるのですから、聞くのはあるいはむだかもしれませんが、政府は憲法を改正しないと断言いたしますか。

○岡崎国務大臣 これは総理がしばしば／＼申しております通り、憲法を絶対改正しないとは言わない。しかし憲法というものは不磨の大典とも言われるようなものだから、容易に改正すべきものではなくて、慎重に検討をいたすべきものだ、こういうのが政府の態度であります。

○並木委員 もし衆議院の三分の二、参議院の三分の二の発議がされるような状態になつたら、憲法改正もあり得るといふことになりませんか、今の大臣の御答弁では……。

○岡崎国務大臣 理論的なことだけ言つては、つまり憲法には改正をするという手続が書いてある以上は、改正を予期してあるわけでありますから、未来永劫絶対に改正なしというなら、改正の手続をつくるのがおかしいわけであります。

○穂積委員 ……今まで日本の保安隊は直接侵略に対しては、これに出動しないということをお大臣初め政府の方々は明言しておられたわけですが、この十五日のアリソンのあいさつ文書を読みますと、明らかに将来は日本の自衛軍に育てる目的をもつて、日本の現在の保安隊が直接侵略に対して出動することを求める、そういうことが予想されるわけでございます。そこでお尋ねいたしたいのは、そういうような直接侵略に対して出動する性格にかえることを向うが要求した場合でも、MSA問題の受諾する交渉をおやりになるつもりであるかどうか、……

○岡崎国務大臣 アメリカ側は、従来から日本が直接、間接侵略に耐え得るようになってもらいたいということをお希望してあることは、これは隠すべきではありません。安全保障条約の前文にもそうなつておる。われわれもこれを了承しておりますから、できることなら、そつちの方に早く行きたいと思つておりますが、実際上はまだできないわけであります。しかしアメリカ側の今度のMSAの交渉に立つての態度を明らか

にしたところは、すべての決定は日本政府が行うのであつて、その日本政府の決定がいかなるものであつても、これに対してアメリカ側としてはそれに応じたる援助をするつもりだと言つておりますから、向う側からそういうことを要請されるということはないのじやないかと思つております。

○穂積委員 ……万一外敵の直接侵略に対して対応するための部隊に性格を切りかえますと、憲法第九条の問題も当然であります、それだけでなしに、同時に統帥権の問題が当然出て来ると思ひます。すなわち軍隊の指揮命令でございます。しかもそれは憲法に規定してございません。戦争とか軍隊ということをお考へておらぬ憲法ですから規定してない、その問題になりますと名前は保安隊でありましたも、現在の保安隊に対します指揮命令の系統をもつてしては、これは外敵に当るといふことでございますから、そういうことではどうして現在のままでは許されないことであると思ふのであります。憲法の問題も討議される場合には、政府当局として責任のある御答弁のできるように、統帥権の問題についても、それから宣戦布告の問題につきましても、はつきりした統一をしてとりかかつていただきたい、これはアメリカとの交渉に對してもそうでありまして、国民に対する政治的責任からも当然のことでありまして、その点を重ねて念をおしておきたいと思ひます。

それからもう一点は——これでもう打ち切りますが、アメリカとMSAその他の、あるいはまた西ヨーロッパのような集団自衛機構を持つてある国々との関係でございますが、それらがその協定の軍事的義務によ

りまして、いろいろな行動を起す場合にこれに同意することになっておる、そういうことをアメリカが希望しているわけでございますが、そういうことになりませんと——日本が兵力を第一に出してこれに協力するかしないかは別といたしまして、そうすると同意だけではなしに、協力するということになると思うのです。ほかのところの文章でもそういうことが出ておるわけですが、そうになりましたときに、アジアにおきましての中ソ条約、それと日本の行為との関係はどういうことになって発展して行くか、そのことに対しては外相の御解釈を煩わしておきたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 ……全体直接侵略に現在の保安隊が対抗するかどうかという問題もまだきまつておらない、いわんや軍隊を持つかどうかということはきまつておらない、さらに太平洋条約のようなものができるとどうかきまつておらない、そういういろいろの仮定のもとに、そういう場合今度は中ソ条約の関係はどうだとお聞きになつても、それはちよつとお答えのしようがないと思ひます。

○穂積委員 ……つまり日本が軍隊を持ち、あるいは軍事的義務を背つて、それで軍事行動における協力をするという場合のことを言つたのではなくて、それ以外の協力の場合です。その場合における中ソ条約と日本との関係でございます。そのことをお伺ひしたのです。軍隊をつくつた後とか、あるいは太平洋の防衛同盟を締結した後の日本と中国との関係そういうことをお尋ねしたのではないので、それ以外の協力です。

○岡崎国務大臣 ちよつと具体的に言つていただけかないとわかりません。

○穂積委員 たとえば経済的な協力、あるいはまた軍隊としてではありませんが役務、戦場における役務の部隊を日本から協力の形にする、あるいは輸送の協力を、通信の協力を、あるいは情報の協力を、いろいろあると思ひます。日本の軍隊としての出動の任務行為による軍事的協力以外の協力ですね、そういういろいろな場合が想定されると思ひます。

○岡崎国務大臣 われ／＼はただいまのところ、よその国に対してはコマーシャル・ベースで武器を売るといふことは考へておりません。その他経済上の締結をやつて、貿易その他で互に親善関係を結ぼうといふことは考へておりますが、それ以外には別段考へておりません。

○並木委員 さつきアリソン大使のあいさつを引用しての安保条約以上の義務を負うこと、保安隊が直接侵略にも応ずる必要があるといふことは法律上の解釈であるといふふうに答弁された、法理論からいふと法律上の解釈はそういうふうになるといふので答弁されておりましたけれども、これがいよ／＼MSAの交渉ができて、協定の中に条文として入つて来ますと、今度は条約上の義務にはつきり具体化されて来るのじやないですか。その点をお伺ひしたい。

○岡崎国務大臣 つまりMSAの法律を解釈すればそのようにとれるということを私は申し上げた。ところがMSAの法律というものは、御承知のように世界中が軍隊を持つていふという前提のもとに、軍事援助といつて常に軍隊に対する援助といふふうな前提のもとにやつておりますから、日本の場合にはこれが

いろ／＼かわる場合があり得ると思っております。現にダレス長官も日本は憲法でこういうものを禁じておるといふようなことを言つておるのであります。ですから、MSAは世界中日本以外はほとんど軍隊を持つておりますから、それに合うような法律をつくつておる。日本の場合にはそれをかえる必要が出て来ましようから、實際協定をつくつてみないかという形になるか、これは相手との交渉にもよりまうからわからないのであります。従つてこの間申したのはMSAの法律をそのまま解釈した、法律というか理論を交換したのだということをお申し上げしました。

(侵略と交戦権)

(外務委 一六号 一一・二二頁参照)

○並木委員 ……保安隊、海上警備隊が直接侵略に当る場合に、日本の憲法は交戦権を認めておりません。従つて交戦権を認めておらない日本の憲法のもとにおいて、憲法を改正せずして直接侵略に当ることが出来るか。……もし憲法を改正しないで直接侵略に対抗できるということならば、その限界はどこにあるか。つまり交戦権に基いて行う行動と、交戦権のない日本の憲法のもとにおいて行う直接侵略の防衛の場合とで、どういう違いが出て来るかという点を、詳しく専門的に御説明願いたいと思ひます。できるだけ例をあげてお願いいたします。

○佐藤(達)政府委員 交戦権の大体の概要につきましては、先ほどお答えした通りでございますが、憲法制定の際に、金森さんが例にあげておつたのは、たしか先ほどあげました船舶の拿捕の関係でありますと

か、あるいは占領地関係の行政権のこととか、そういうことをあげておりました。そのほか国際法上どういふものがあるだろうかということについては、たとえば俘虜の待遇を要求する権利というふうなことも、数えて行けば入るだろうと思ひます。私も国際法専門ではございせんから、中心としてそういうものを考えれば、大体の観念はわかると思ひますが、なおもう一つ、ホールという国際法の学者がおりますが、その人の本の中に書いてあるところを見ると、交戦の実体として、戦争の場合には、相手をやつつける限界というものは、相当幅広く認められているのじやないか、不必要という用語がありますが、多少合理的な範囲を越えても追いかけて行つて殲滅させるというふうなことも合法と見られる、そういうことがまた一つの交戦権の内容だといふようなことを書いておる、こういう学者もあるようであります。しかしそんなことは、私どもは今さしあつて研究をしなければならぬという責任ある場面には追ひ込まれておりませんから、そういうことを御紹介する程度にしかなんして申し上げるわけには参りませんけれども、そういうものが一応あるということを考えますと、今度憲法上許された実力部隊が、直接実力行動をやる場合にどういふ拘束があるかということになるわけでありまう。そうしますと、まず間違ひのないところは、少くとも保安隊その他警察隊というふうなものが、治安上の目的から実力行動をやる場合がおります。それと同じ実力行動ができることはこれは問題ないと思ひます。さらにそれを越えてどういふことができるかといふと、先ほど申しました例で言えば、たとえば中立国の船舶が敵性貨物をたくさん積んで

目の前を通つて行く、しかしそれを拿捕するということは差控えねばなるまいという種類の問題が出て参ります。それから先ほど触れましたホールという学者の言つておるような見解をかりにとり上げれば、その実力行動の限界はやはりいわゆる警察行動の場合と同じように、比例の原則といいますが、必要の限度における実力の行動でなければならぬというような制約が来るのではないかというようなことで考えておるわけでございます。

○並木委員 ただいま引用された比例の原則ですか、比例の限度ですか、その点を説明してください。

○佐藤(達)政府委員 ……戦争の場合ならばずっと追撃してとことんまで追つかけて行つて殲滅させるというようなことが一つの権利として許されておる。ところが普通の警察の実力行使の場合においては、たとえば急迫性の侵害というようにならば、その侵害を排除するに必要な限度ということに、実力行使の限界があるというようなことを言われておりますが、そういう点からの違いがありはしないかというようなことであります。

○並木委員 今の説明ですと交戦権に基く行動と、基かざる行動とは雲泥の相違があるように感ずるのですけれども、いかががでしょうか。つまり一種の警察行動の範囲を出ないであろうというような答弁にも受取れたのですけれども、そうだとすると、保安隊の性格をかえてまで直接侵略に当つて行くという目的などから考えますと、ほとんど用をなさないような感じがいたします。今のままで一旦緩急ある場合には

実力行為としてやるであろうという今までの政府の答弁で事が足りるし、またその限度しかできないように思われるのです。ですから交戦権に基く行動というものとの間では、非常にそこに差があるように思われますけれども、その点いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 それはやはり憲法解釈の問題になると存じます。憲法九条二項で言つてありますその交戦権というものを、広く戦争する権利ということを言う学者さえありますけれども、それはわれわれとしては先ほど申しましたようにそこまでは考えない、ただ交戦者としての権利を言うのであるということ、これは憲法解釈の問題はそれだけのことであります。次にはやはり国際法上どういうものが交戦者の権利として一般的に認められているかという、その判断の問題になりますから、私は先ほど決して断定的な意味ではなくて、こういうものが交戦権の問題として考えられますということを申し上げたわけでありませう。これは保安隊をそういう直接侵略に対応するものに改めるといふようなことは、われわれまだ研究を命ぜられてもありませんから、とことんまで責任あるお答えをここで求めになりました。これは御無理であることはおわかり願えると思いますが、大体の点としてはそういう点が数えられますということも申し上げて、あとそれが雲泥の違いがあるか、あるいは雲泥までは至らぬものであるかということ、これはいろいろの見方の問題じゃないかというような気がいたします。

○並木委員 やはりそこに逃げ道があるように感じます。いかがでしょう。つまり戦力の問題で、これは主

観論でどこまで行つてもいたちごつこでらちが明かない。政府は戦力の限度に来ていないということ、憲法に抵触していないと言つておつたのと同じように、交戦権を認めてない日本の憲法に抵触しないということ、やはり逃げ道がそこへ出て来るように思いますがいかがでしょうか。つまり保安隊があるいは海上警備隊が直接侵略にぶつかつて行く、実力行為に出る、それが憲法には抵触しないのだ、この限界までは抵触しないのだということ、その限界が、今の長官の答弁によつても明らかを通り、かなり幅があるようです。そうすると結局憲法を改正しないで相当交戦権に基くような行動ができるようになって行くのではないですか、その点いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 逃げ道というお言葉であります、要するに私の申し上げてある趣旨は憲法でのわくというものは今申しましたように、戦力についてのわくが一つあることと、交戦権についての制約があります。その範囲内でやれることは憲法はもちろん禁止しておりませんからやれるわけです。これはそれだけのことであります。ただ逃げ道というお言葉の趣旨は、おそらくそういつたいろ／＼列挙しているけれども、またそのどたん場になつたら、少し解釈がかわりはしないかという御趣旨であるとするならば、それはさつきも申したように責任ある研究を遂げておりませんから、今思い当る交戦権の態様としては、こういうものがございませうという程度のことでありまして、まだ逃げるところまで立至つておらぬということでございます。

○並木委員 私たちは漠然とこういうふうに考えておつたわけです。いやしくも直接侵略にぶつかつて行くときには、これはもう交戦だ、だから交戦権を放棄した日本の憲法に抵触するんだ、こういうふうに非常にナイーブであつたかもしれないんですが、考えておつた。その点においては政府はそういう考え方はとらない、こういうことは言えますか。

○佐藤(達)政府委員 それは憲法制定の審議の際から、政府としては交戦権というのは戦争をする権利でございませぬ、戦争が客観的にかりにあつたとした場合の、その戦争当事者としての権利というふうに言つておりますから、戦争そのものをする権利というのとは違うということをずっと申して来ているわけです。

○並木委員 ……憲法を改正しないで自衛権を持つてるといふ説を唱えております。ほかの学者にもそういう説を唱える人もあります。ところで第二項の「国の交戦権は、これを認めない。」という項目になつて参りますが、そこまでは私達は芦田さんの意見を聞いたわけではありませぬけれども、政府としての考えをお聞きいたします。「国の交戦権は、これを認めない。」というのをかりに芦田説をとる場合に含まれているのかどうか、つまりあの憲法の書き方から言つて、その前のところが切れておつて、項をあらためて第三項にしてもよさそうにも思われる節がある。もし三項であるとする、芦田説をとつても交戦権の問題だけは憲法を改正しなければならぬということになります。その点政府はどういうふうにお考えになつて

おりますか。

○佐藤(達)政府委員 ……私もその通りに思うのでして、「前項の目的を達するため」というのは「その他の戦力は、これを保持しない。」というところで終つて、言葉がマルがついて、そこで終止形になつておる。そこであらためて「国の交戦権は、これを認めない。」とありますから、おそらく今の御疑問は「前項の目的を達するため」というのは戦力を保持しないというところにはかかるけれども、交戦権の方にはかかるぬのじやないかという御疑問だろうと思ひます。それは私も同じ疑問を持つておりますけれども、これは芦田先生に何うよりほかにわからぬのじやないかという気がいたします。文字としてはかからないという事は私は言えると思ひます。はつきりマルぽつがついておりますから……。ただ趣旨からいつて芦田さんは「目的を達するため」というのは下までかかつているのだよとおつしやるかどうか、その問題にかかると思ひます。

○(自衛軍と憲法改正の不必要) (外務委 一七号 一七頁参照)

○須磨委員 ……だん／＼MSA交渉が進むに従ひましては、保安庁法の第四条の改正も必要となるであろうし、従つて保安隊というものの名称の変更にも至つて、保安隊の性格がかわるだろうというお話があつたのであります。さらに並木委員の御質問もあつて、それに対しまして外務大臣は、このMSAに關して憲法の改正はいたさなないという御説明があつたやに、私は覚えておるのでございますが、さように了解してよろしゆうございますか。

○岡崎國務大臣 ……憲法を改正したり、あるいは實質的に憲法の改正になるような協定を、MSAについてつくるつもりはございません。木村保安庁長官の言明につきましては、私から確認するということはおかしなものであります。これは速記録等ではつきりしてゐると思ひます。

○須磨委員 ……自衛隊もしくは直接侵略にも当るような兵力ができて参るわけでございます。しかもそのためには憲法の改正を必要としないということになりますならば、私の属しております改進黨は、從來、国力に相応いたします自衛軍は、憲法の改正を要せずして置けることを主張して参つた次第であります。そういったしますと、わが党の主張と政府のこれからだん／＼おやりになります、MSAの援助の上ででき上ります実態は、何もかわらない。まつたく同じものである。従つて政府もわが党の方策に御同調なさると私は申したいのですが、いかがでございますか。

○岡崎國務大臣 このMSAの交渉につきましては、理論的には、法律等がありますから、当然いろいろ考えられる点がたくさんございます。しかし日本の場合いろいろ特殊の事情がありますから、協定がどういう形ででき上り、またその協定をつくるにあたりまして、われ／＼としてどういふ考え方で行くか。これはわれ／＼の考え方は一応きまつておりますが、その結果が協定にどういふふうに現われて来るかは具体的には草案ができた上でないとはつきりいたしません。従ひまして今後の協定の中で、どういふ

ふうになるかということについては、われ／＼はまだ申し上げることはできないのでありますが、今おつしやつたように、一方においては憲法の改正を要しないという方針をわれ／＼もとつておる。今伺えば改進黨の方もそういうつもりでおられる。他方においてMSAの援助は受けるのだ、できるだけさしつかえない限りは受けたいのだ。こういう気持を私どもは持つておるのでありますし、政府も持つておりますが、須磨君等のお話によると、須磨君あるいはその他の方々も、やはり受けた方がいいのだという考えを持つておるように想像するのであります。そうすると、憲法を改正しないということと、MSAは特別の事情がない限りは受けるのだ、受けたいのだ、こういう点では上と下のわくは一致しておると思えます。その中において自衛軍といえますか、あるいは今保安隊といつておりますが、名前はいろ／＼言えましようが、それが実質的に同じようなものになるのだ、こういうことをただいま須磨君がお考えになつても、われ／＼としてはやむを得ない、こう考えております。

○須磨委員 ……私の趣旨を御了承になつてお認めになつたと了解いたしましたして、私の質問を打切りませぬ。

(自衛軍・戦力と軍隊) (外務委 一八号 八・九・一〇・一一頁参照)

○佐々木(盛)委員 ……現行の憲法の範囲内において、憲法改正を行うことなく自衛軍をつくるということが憲法に違反をするということになりはせぬか、私は最終的には最高裁判所において審判を受けなければならぬ問題であると考えますが、政府といたしましてはどういうような見解を持つておられるか……まずこの点を承つておきたいと思ひます。

○高辻政府委員 きわめて重要な問題でございますして、私からお答えして御満足がいただけるかどうか、私自身危ぶむ次第でございますが、一応私どもの考え方を申し上げますれば、この改進黨の御見解というものの、これも正規にどういふものであるか、私ども承知いたしません、芦田先生等の御見解等を伺うところによりますと、九条の第二項といふのは、「前項の目的を達するため」と書いてあるから、それはいわゆる侵略戦争のための戦力の保持は禁止されるけれども、自衛のためならよろしいという御解釈であるように存じております。ところで法制局の在来の考え方と申しますのは、実は憲法改正の際の考え方と同じでございますが、第二項の「前項の目的を達するため」といふのはそういうことは解釈しておりませんが、国際平和を誠実に希求するといふ、それ自身を達成する目的である、こういうように考へております。従つて自衛のためといへども陸海空軍その他の戦力は持てないといふことでございますが、ただここでこれも御承知の通りのところでございますが、例の戦力といふものの限界を一応政府の考え方としては言つておりますから、その限界を越えるものについてはいけないけれども、越えないものならよろしいという結論に今までなつておるわけでございます。

○佐々木(盛)委員 ……木村保安庁長官が先般保安隊といふものの目的をかえて、外敵に対する防衛とい

うことを主目的にしよう、そういう性格を持った、名前は保安隊と申しますか、自衛隊と申しますか、自衛軍か知りませんが、とにかく外敵に対する防衛を主目的とした防衛力を持つとういうことを申されました。そういうことになりましたときに、外敵に対する防衛というものは私は考え方によつては戦力である、木村法務総裁の説明に原子爆弾を持たなければ戦力でないというようなお話もあつたようであります。それは今日、朝鮮の軍隊はあれは軍隊ではないのか、あるいはインドネシアの軍隊は軍隊ではないのか、エチオピアの軍隊は軍隊ではないのか、これは一般国際通念として通らない議論であろうと私は考えます。従いまして、外敵に対する防衛を主目的としたものに保安隊の性格が切りかわつても、なおかつそれは戦力ではない、こういうふうに政府が言いさえすれば、そういうふうに認めさえすればそれでいいというふうなお考えでありましようか。

○高辻政府委員 保安庁法を改正いたしましたして、それをもつば軍事目的のために使うという場合にどうかということでございますが、これは抽象的に申し上げてはなはだ恐縮でございますが、結局戦力に当るものかどうかということ、一応判定してからお答えをしなければならぬということになるのであります。ただ、たとえば現在の保安隊におきましても、これは今までしばしば、私に限りませんが、いろいろ政府側から申し上げておるところでございますが、保安隊の使命と申しますのは、保安庁法の第四条か何かに明らかでありますように、わが国の平和と秩序を維持し云々というふうになつておりました、あれは

本来は警察目的のためだ、こう解釈されておるわけでありませう。しかしながら、たま／＼そういうものが、外国の侵略がありました場合に、旗を巻いて山の中に逃げなければならぬかというところ、そうではない、その際にはやはりそれに力及ばずといえども、ある程度の抵抗ができるであらう、しかしそれだからといってそれは軍隊として解すべきでないということは当然であらうと思ひます。従つてそういう限度においての作用というものがあつたために、軍隊になるということとはもちろんないのであらうと思ひます。これは御参考のためにつけ加えておく次第であります。

○佐々木(盛)委員 私が先ほど申しましたように、今日の日本の保安隊の持つております、必要な場合に於いて立ち上ることのできる実力というものと、エチオピア、インドネシアの持つておるものと比べましたときに、はるかに日本の方が強大であらうと考えます。しかし、エチオピアやインドネシア等においてはこれを軍隊と認め、国際的にもそう認めておられますときに、日本におきまして、これは現状のままでもけつこうであります、しかし今後MSAを受諾するとすると、従来日米安全保障条約によつて日本の自衛力を増加して行くということが期待されておつたことから、おそらくは今度のMSAによつて義務づけられて一歩前進するものであると考へるわけでありませう。その意味において、何個師団となれば戦力であるとか、あるいはどの程度になれば戦力として認めるかということについて、一体基準でもあるのであります、これらの点についてどういふふうな見解を持つておられるかを承りたい。

○高辻政府委員 エチオピアの軍隊等の例をあげられまして、日本の保安隊の実力と比べてどうかというような御質問でございました。これは今までも相当出ている問題でございますが、世界の一番弱小の国の力よりも強いからといって、それが必ずしも戦力になるとは考えられないのでございまして、それはもちろん日本の現在置かれておる環境のもとにおいて、日本が一定の規模の戦争を有効適切に遂行し得るかどうかがということが問題になるわけです。従つてわが国の前の時代に取りつばに戦力であるといつても、それが今日戦力とは言えないように、また同じ時代においても、他の国の軍隊よりも少し強いからといって、それがわが国の戦力になるとは言えないのでございまして、そのことは御了解いただけたらと思うのでございます。そこでM S Aの義務の問題でございますが、この点は私しかと承知しておりませんので、また別の方からの御答弁にまつていただきたいと思います。

○佐々木(盛)委員 ……それでは今日の保安隊の目的を、警察的なものから外敵の侵略に対して備えるもの、つまり防衛を第一目的としたものにかえても、それはなおかつ戦力でないのかどうか、先ほどあなたは外敵に対するものが軍隊であつて、国内の治安に当るものが警察であるという概念には同感ですと意思表示をなさいました。そのあなたの前提からいたしますれば、当然外敵に対抗する場合には、これは軍隊の性格を持つたものであると解釈されますが、私の考え方に理論の飛躍、あるいは矛盾があるのでありますでしょうか。

○高辻政府委員 私は今申し上げたつもりでございますが、悪かつたのかと思ひますけれども、軍隊と警察との区別については、まさにあなたのおつしやるところに本質があると思つております。ただし、憲法が禁止しておりますのは陸海空軍その他の戦力でありまして、要するに陸海空は戦力の例示でございまして、戦力については、従来から法制局ないし政府として、御承知の通りの解釈をとつております。従つて陸海空軍であつても、それが第一項のようなおそれがないまつたく弱いものであり、戦力に当たらないものであれば、九条は禁止しておらないというのが今までの解釈でございます。それを申したわけでありませぬ。

○佐々木(盛)委員 私は今の最後の答弁がちよつとはつきりしないのでありますが、主目的を外敵に備えるものにしても、それがすぐさま軍隊である、戦力であるというふうにはならぬ、こういう御趣旨でございませぬか。

○高辻政府委員 陸海空というのは、戦力の例示だというのが法制局の考え方でございまして。従つて戦力に当たらなければ、必ずしも九条二項で禁止されておらないという考え方でございまして。

○並木委員 そこで例の五百十一条の三の軍事的義務でございまして。軍事的義務については、前に局長は、日米安全保障条約の限度内でありと思はれるという御答弁をしておられるのでございまして。ところが先般来、日米安全保障条約の限度内ではなく、それよりも少し進んだもつと広い義務を負うものである、つ

まり、自衛力の漸増という点で、外国から直接侵略を受けた場合、保安隊などがそれにも対抗して行くようになったと思ふのです。その点について、この軍事的義務というものは国内治安の限度でよろしい、また日米安全保障条約の限度でよろしいという前の局長の答弁は、かえて行かなければならないと思ふますが、いかがですか。

○下田政府委員 政府当局が最も重大関心を抱いております点は、並木さん初め皆様の本委員会で御表明になりました問題とまつたく一致いたしております。つまり、日本の政治的経済的安定を害してまで、自衛力を漸増することはいかぬということが第一であります。第二は、日米安保条約で、日本が引受けた義務以上の新たな義務をこの際負うことはいかぬということでもあります。これは、本委員会に反映された皆様の御意見を私どもよく体してあります。従いまして、ただいま御指摘になりました第二の問題について、これは推察されるというようなことでなく、二回の第一は、日米往復書簡におきまして、第二は、M S A交渉の会議冒頭におきまして、アリソン大使のメッセージにおいても、日本の国は日米安保条約以上に出るものでないということを明白に申しております。この点は、何ら両国間に疑いのない問題であると私どもは存しております。

○並木委員 安保条約の限度を出るものではないと言われますけれども、かりにそれに一步を譲つたといつたとしても、今度のM S A協定によつて、保安隊が直接侵略に対抗する義務が生じて来ると私どもは思ふのですが、それはいかがですか。

○下田政府委員 これは安保条約とは関係なく、日本が自主的に決定いたすべき問題であります。日本が独立国であり、主権国であり、他の独立国、主権国と同じように、国際法上認められた自衛権を持ちます以上は、いかなる限度内におきまして自衛権を行使するかということは、これは条約によつて他国から、求められるものではなくして、わが国が主権独立国として自主的に決定すべき問題であります。従つて、義務の問題ではなくして権利の問題であると存じます。

○並木委員 それについては、政府としては漸次保安隊を直接侵略に対抗せしめるように持つて行くといふことは、木村長官も岡崎外相も答弁しておるのであります。ただいま自主的な権利だと言われたが、権利でけつこうです。大いにそれを強くして行かねばならぬという見地から私は聞いておるのでありますから、権利は大いにけつこうですからやつてもらいたい。もしそれをやらなければ、逐次駐留米軍に日本の保安隊がかわつて行くのだということは実現できないと思ひますけれども、いかがですか。

○下田政府委員 これは、すでに安保条約の前文ではつきり掲げておりますように、米国が日本の自衛力を漸増を期待してありまして、そうしてその期待が実現せられた場合、つまり日本が日本自身の手で守れるようになったときには、一日も早く本国に帰りたいたいというアメリカ側の希望は、もうすでに何度も明白にされております。従いまして、ただいま並木さんのおつしやいました通り、自衛力の漸増が実現したあか

つきにはアメリカ軍は帰る、従つて、安保条約自体がもう存在を必要としなくなるという事態が来るという事、これは道理の当然であろうと存するのであります。

○並木委員　そこで私はこの際お尋ねをしたいのですが、保安隊が直接侵略にぶつかるといふことになれば、これは今までの目的がかわつて参ります。私たちは今まで、保安隊それ自身をすでに軍隊であるといふふうに言つて参りましたが、かりに今までの政府の態度に一步も百歩も譲つて、保安隊は今まで軍隊ではないとしても、自衛軍ではないとしても、今度は目的がかわるのでから、その目的がかわるところを一つのめどとして、今度こそはこれが自衛軍である、これが軍隊である、憲法にいうところの戦力であるといふふうに言つて行かないと、はてしない力を軍隊の名前を使わずにつくり上げてしまふおそれがあると思うのですが、いかがですか。

○下田政府委員　自衛軍とおつしやいますが、新聞にも出ておりますように、軍という言葉は、学生軍と申しましたり、救世軍と申しましたり、きわめて不正確な意味で日本では使われておるようでございませぬ。しかし英語でドイツ・フランス・アーミーと申しますと、これはやはり戦力になる軍隊だと思ひます。ドイツ・フランス・フォーセスという場合は、これはボリス・フォーセスという場合もありますので、自衛軍と称するかどうかは、これは厳密な法律問題としては大した差別のない問題だらうと思ひます。

○並木委員　そう軽々しく扱つてしまふと、憲法の九条の精神は台なしになつてしまふと思ひます。私

が今聞いたのは、国内治安の維持を目的としたところから、今度は直接侵略にも対抗し得るといふ目的にかわるのだから、そこで初めて憲法にいう戦力になるのだ。少くともかりに軍という名前をつけなくとも、憲法九条には「陸海空軍その他の戦力」といふ文字が使つてあります。少くとも「その他の戦力」の中にこれが入らないで、ほかに何が入るかと思ひます。いかがですか。

○下田政府委員　これは私ども外務省からお答えすべき問題ではないと思ひますが、戦力といふことは、政府の考えでは近代戦争を有効適切に遂行する能力ということになつております。日本の保安隊は、とうてい近代戦争を有効適切に効果的に遂行する能力はないのでございませぬから、これは憲法にいう戦力に該当しない。たとえば直接侵略が起りまして、国家の基本的権利たる自衛権に基きまして、保安隊の本来の任務以外の措置に出ましても、その措置に出たがために、軍隊でないものが軍隊になるといふことはないと思ひます。

○並木委員　そのところが、やはり今まで通り水かけ論でなお残つて居るので。私どもは目的でもつてはつきり線を引けば、一步も百歩も譲つてもよろしい。しかしなおそれを固執するんだつたら、今までの議論を繰返して、これは戦力でないから、憲法に違反しないのだといふことで、今度は保安隊といふものは直接侵略にもぶつかつて行くといふことになります。それを私は恐れておるわけです。保安隊が直接侵略にぶつかつて行けば、これは軍隊でもない、警察でもないわけです。それは何ですか。その性格は軍

隊でもない、警察でもない。今までは保安隊は、少くとも警察の一種だというふうに政府は答弁をして来たけれども、今度は何になりますか。

○下田政府委員 保安隊は、保安庁法第四条によりまして、国内の平和及び治安の維持を任務といたすものであります。ただ国内の平和及び治安の維持を任務とするものが、直接侵略が起つたような場合に、自衛的行動に出るということは、これは憲法も禁じませんし、国際法も禁じませんし、また保安庁法の禁ずるところでもなし。

○並木委員 禁止していなくとも、日本の法律できめなければ強制力はないので、今までは国内の治安だけに保安隊を使うのだということになっておりますから、隊員だつてそのつもりであります。ところが禁止しておらないということ、当然直接侵略が起つたら、それに向つて行くだろうということはこれは期待であつて、その期待がはずれることがあり得る。その場合には単なるその土地の義勇軍ですか、民兵ですか、単なるその集団にすぎないとみなされる場合もある。一つの集団、要するに戦うわけです。交戦するわけですから交戦者になると思つておられるのです。交戦者になるためには、保安庁法を改正して、その法律のもとに行動をとらなければならぬ、ですからそこで憲法にいう「陸海空軍その他の戦力」に、入るのではないか、交戦をするのですから入つて来るのではないか、こう思つておられるのです。

○下田政府委員 交戦という言葉をお使いになりますとまぎらわしくなりますが、これは現実の敵対行為という意味でお使いになりますならばいいと思つておられます。交戦権を行使して戦うという意味だと、これは憲法と抵触する問題になつて参ります。本来国内の治安及び平和の維持を目的としている部隊が、万一直接侵略がありました場合に、自衛権に基きましてこれを防ぐといふごく例外的の場合を予想して、ただいまから保安庁法を改正するかどうかということ、これは法律問題でなく政策問題であらうと思つておられます。

なお並木さんが前にお聞きになりました、戸叶さんも先日御質問になりました、留保しております問題がございますので、この際お答えを申し上げたいと思つておられます。国連加盟国で、最も小さな軍隊を持つておる国はどこかというお問合せでございます。調査いたしましたところ、ルクセンブルグでございます。これはわずかに三千人の軍隊しか持つておりません。もつとも三千人と申しますと非常に少いようでございますが、ルクセンブルグという国は、どだい人口が二十九万八千五百である、ざつと三十万人でございますから、この三十万人の国に三千人ということは、ちよつと一％に当ります。でございますから日本の八千五百万の一％といひますと、八十五万になります。小さい国では三千人、これはあながち絶対数によつて……。しかしルクセンブルグは、りつぱに軍隊と称してあるわけでありませぬ。陸軍と称してあるわけでありませぬ。

そこで申し上げますが、結局これは国によつては、三千人の兵力を持つて軍隊として、大いにやつておるのだということをお呼号することが得策とする国がございます。そこでルクセンブルグはNATO協定に

も参加しておりますし、アメリカからMSA援助ももらつておるわけであります。でございますから、これはまづたく政策の問題でありまして、日本は一体軍隊の名に値しないものを軍と称するのが得策かどうかという問題になりますと、これは現在の国際情勢から見まして、何も近代戦争を有効に遂行する能力がありもしないものを、しいて軍と称するということは、不得策ではないかと思つております。

○並木委員 今の最少三千人をもつて軍隊とするという説明でありましたけれども、これはまさに一寸の虫にも五分の魂なのです。吉葉山と子供とを比較して、子供にも魂がある、あれが軍隊だということで、それならば日本なんかは、よほどりつばな魂を持つております。三千人でも魂になるならば、それこそわれわれは自衛軍というものをつくつて、そうして直接侵略があつたときにこれで十分対抗できるだということに持つて行かなければ、保安隊は戦力に至らざる力でもつて直接侵略を防ぐのだというときに、だれが一体これに応募するものがあるかというのです。あぶなくて保安隊、警備隊に入る人はありません。外国の直接侵略があつても、大丈夫という力を持つて、初めて保安隊などに入る人もありません。もし来たら、政府のような態度をとつておりますと、あぶなくてしようがない。戦力に至らざるものは、もし来たら、すぐやつつけられてしまうかもしれない。……あれは戦力である。政府はこういう答弁をしてあります。そこでしからば駐留米軍と日本の保安隊と一緒に協力した場合にはその一部になるのだから、保安隊は戦力ではないのが戦力になるのではないかというわれわれの質問に対しては、目的が違ふから戦力になりません、こういう答弁をしてあります。今度は直接侵略にぶつかると、駐留米軍と一緒になつて、同じ目的に共同動作をとることが起つて参ります。明らかに今度は駐留米軍、すなわち戦力の一部として保安隊は戦力になると思つておりますけれども、政府の見解を伺つておきます。

○下田政府委員 駐留米軍は、これは戦力以外の何物でもございませんが、但しこれはアメリカの戦力ではありません、日本の戦力ではございません。そこで直接侵略が万一起りました場合には、戦力たる駐留米軍と、戦力ではない保安隊とが共同動作をすることも考えられるところでありますが、その場合には戦力に付加されたものが戦力になるということはございませんので、これはあたかも軍隊と警察と両方を有する国が、軍隊だけの力でなくて、警察まで自衛的行動に参加するというような場合が生じた場合には、警察隊あるいは消防隊まで戦力になるということがないと同様であつて、たとえは戦力である米軍と、戦力ではない保安隊が共同動作に出ましても、両者の性格はあくまでも異なつた上での共同動作と観念せられるのであります。

(交戦権・保安隊の切替) (外務委 一九号 四八・四九・五〇頁参照)

○穂積委員 ……国内の治安にのみ当るといふ保安隊の性格を切りかえようとしておられる政治的を理由は、一体どこにあるのか、それをまず第一に明らかにしていただきたいと思つております。

○岡崎国務大臣 政治的の理由というのは私よくわかりませんが、切りかえるか切りかえないかは、まだ

きめていないのだと了解しております。……

○穂積委員 ……もしそういうふうに切りかえなければならぬような義務が、M S Aを受けることによつて生ずる危険がある場合には、M S Aをお受けになるのをおやめになる意思があるかどうか、お尋ねいたします。

○岡崎国務大臣 アメリカ側は自衛力の漸増ということを念願してあるけれども、その時期、態様等は日本政府がきめるものであつて、アメリカが干渉するものでないということをお尋ねしておりますから、直接侵略に当るべき義務というようなことが、協定の中に出て来ると私は想像しません。

○穂積委員 それでは日本政府のみずからの意思によりまして、保安隊——まだ名前がどうかかわるかかわりませんが、現在の保安隊その他のものを直接侵略に当てる方針をお持ちになるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○岡崎国務大臣 これは私の担当でありませんが、実は申し上げるのは適當でないと思ひますが、私の了解するところでは、その点を保安庁でも研究してあると思ひます。

○穂積委員 この前保安庁長官の御出席をお願いしたのですが、あいだになりません。この前も外相と同じ席上におきましては、場合によればその意思があるということをお尋ねいたしました。そして今までの岡崎大臣初め、政府の御説明は、事実行爲としての抵抗はあり得ても、自衛戦争としての武力的な抵抗は、直接侵略に対してはないということをお尋ねしてはつきましたが、今度はそれに対してこれを行うということを言われ、それが憲法違反ではないということを説明しておられるわけですが、その点について重ねてお尋ねいたします。

○岡崎国務大臣 われ／＼の説明は、現在の保安庁法にはそういうことがはつきり出ていないということをお尋ねしてはつたのであります。直接侵略に当つても、戦力にならない力を持つてある限りにおいては、憲法には抵触しないということは何も事新しいことではありません。穂積さんはおられなかつたかもしれませんが、一昨年安全保障条約が国会に審議されるときに、非常に長くその問題については討議されたのであります。

○穂積委員 それではちよつとお尋ねしておきますが、憲法九条の「陸海空軍その他の戦力」というその他の戦力とは何をさしているのか、どういう解釈になつておられるのか、伺つておきます。

○岡崎国務大臣 私は憲法学者ではありませんが、政府の解釈としては、「陸海空軍その他の戦力」とは、わけて見るものであつて、一体として、要するに、陸海空という名前をつけようと思つてまいと、戦力にわたるものを持つてはいけぬ、こういう意味で、「その他」という字も入つてゐる、こう解釈してあります。

○穂積委員 はなはだ不明確であります。これはアメリカが示しました原文によれば、ウオー・ポテンシ

ヤルという言葉を使つておりました、潜在的な兵力を意味するわけでありませぬ。従つて現在の保安隊は、もちろん当初の解釈によりませぬれば、戦力の基礎になる軍需産業すらこれはアザー・ウォー・ポテンシャルの中に入るといふ解釈をしたわけでありませぬ。それについては大臣はどういふふうに解釈しておられませぬか。

○岡崎国務大臣 われ／＼は憲法の条文は日本文において研究いたしておりました、英文は何も関係しておりませぬ。

○穂積委員 もとより法の解釈は条文によつて解釈すべきですが、そのよつて来りませぬ経過を見ること、憲法の正しい解釈のゆえんであるから私は申したのであります。従つて「その他の戦力」といふのは、名前のいかんにかかわらず、目的のいかんにかかわらず、そういう国際関係の紛争を解決するのに、実力行為をもつてやる危険があるといふもの一切を含むといふ解釈であると思つたのですが、その点について所見をお伺いしておきます。

○岡崎国務大臣 憲法は自衛の名において侵略的な戦争をすることを非常に押えてあります。従つて戦争を放棄すると同時に、国際紛争解決の手段として武力を用いないといつてあります。そうして念のためにさらにその目的を達するため、陸海空軍その他の戦力を持たない。従つて侵略戦争をやめるといふことが第一の目的であつて、それに続いてこれは出て来ると思ひます。従いまして、戦力と申すのは、当

然侵略戦争を行い得るような内容を持つたものである。これを言いかえれば、近代戦を行うぐらゐの装備編成を持つたもの、こういうことに考へております。

○穂積委員 この条文の中に、あるいはこの法のできませぬ過程において、侵略戦争はいけぬ。それ以外の戦争はいいということがどこにも書いてありませんが、どういふところによつてさういふ、すなわち自衛戦争はこれを否定してないといふ解釈は、一体どこから出て来るのでしょうか。

○岡崎国務大臣 憲法は侵略戦争を禁じておるのであつて、自衛権は持つておるのであります。要するに、憲法がさらに禁じておるのは戦力を禁じておる。従つて戦力を持つといふことは憲法上許されぬ。戦力に至らざる範囲内で自衛の力を持つことは当然許される、こゝう解釈しております。

○穂積委員 ……それから第三点は、政府はまぢ／＼ではあります、最も露骨になつて来ました御意見では、自衛のための戦争、あるいは兵力といふものを承認しておられるようですが、さうなりません、日本国憲法には統帥権のことが規定してありません。憲法におきまして自衛権は放棄してない。自衛のための戦闘はできるといふことになりましたならば、部隊が保安隊であろうと軍隊であろうと名前は別といたしまして、部隊を動かすべき統帥権が当然憲法になければならないのですが、それは一体どういふふう処理せられるつもりであるか、対外的な戦争をしようとするときに、この憲法の規定によらないで、統帥権をかつてに一片の法律をもつてかゝるといふことは考へられないところでありますが、その矛盾を一

体どういふふうに解釈されるつもりであるか。……

○岡崎國務大臣 交戦権ということを国内法的に解釈されるかどうか、これは別問題として、われ／＼の関心を持つのは、もちろん国際法あるいは戦時国際法等のいわゆるベリジエレンシーの権利であります。これには開戦は含んでおられない。これは国際法ですから、どうしても外国語が入つて来る、これは開戦というものでなく、その内容ははつきりきまつております。しかしこれは保護を求めるとおつしやつたが、そういう権利だけではありません。たとえば敵性船舶を拿捕するというような権利も交戦権の中に入つて参ります。それから集団的自衛措置、これは国連憲章にもあるものでありまして、大筋はそれでけっこうだと思いますが、太平洋にそういうものができるかどうか、これは何も議論になつておりません。自衛のため統帥権云々、これは外務大臣の関連するところではないのでありますから、保安庁長官にひとつお聞きを願いたいと思ひます。

(戦力の解釈) (外務委 一九号 五一・五二頁参照)

○浅沼委員 ……そこで問題になりますものは戦力とは何ぞやということでありまして、今政府で考えております、今までの質疑応答の中で現われたところは、MSA援助を受ける場合においては、新たなる防衛の義務が負わせられると言つておる、負わなければならぬであろう、こう言つております。防衛の任務とは何であるかということ、おのずから協定によつて生じて来ようと思つておりますが、それは木村保

安庁長官が言つております通りに、保安庁法のいわゆる第四条の規定をかえて自衛のためなら、防衛のためなら保安隊を使つてもいい、そういうぐあいに書きかえるということが言われておるのであります。それについては昨年の十一月二十六日に政府で発表いたしました戦力の解釈に対する統一した意見がある。その意見との間に私は非常に躍進をした姿を見ないのであります。いろいろ書いてありますが、大体この軍備とか戦力というものは、相対的なものであるということ、これは私もこれを承認いたします。しかしながらこの点はやはり社会通念からいたしまして、この間のように現在の保安隊の持つております組織、しかも保安隊については警察予備隊から保安隊に切りかえられる場合において、諸君こそ新国軍の基礎であると言つて、総理大臣は警察予備隊の若い隊員に鞭撻激励をなしております。すなわちそこには国軍的考え方を持つておつたことには間違いございません。しかもその際の装備あるいは富士山麓において行われた演習、あれらを見て、これが戦力でないという否定にならないと思ふ。しかし一步を譲つて政府の考え通りに解釈をしてみますならば、政府は戦力について保安隊及び警備隊は戦力ではない。これらは保安庁法の第四条に明らかなるごとく、「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊」である、こういう規定をしてあります。その本質は警察上の組織である、従つて戦争を目的として組織されたものではございませんから、軍隊でないことは明らかであります。また客観的にこれを見ても、保安隊の組織、編制は決して近代戦を有効に遂行する程度のものでないから、憲

法の戦力に該当しない、こう言っております。この点は一応認めることにして、今度MSA援助を受入れることになつて防衛、組織を切りかえて、いわゆる外敵の侵略に対してこれを受けとめる機関に保安庁の規定をかえたときに、これは明らかに戦力であると思う。これを戦力でないと言うならば、私は何をもつて戦力とするかということでありまして、明らかに今までの規定より一歩前進をいたしますならば、今まで政府が戦力に対する解釈を統一をしたものから、この解釈が防衛の機関としてこれをとるということに躍進した形だけはわかつて来ようと思う。これに対する御見解を伺いたい。

○岡崎国務大臣 政府としては、一貫して憲法九条第二項の趣旨は、侵略に流用されることを防ぐために、戦力の保持を禁じておると解釈しております。そこで戦力を保持することを禁じておりますが、この戦力というものの基準が何であるかということ、われわれの解釈では、近代戦争を有効に遂行し得る力である、こう思っております。この有効に近代戦争を遂行し得るやいなやということが、戦力の唯一の判定基準であろうと思っております。いろいろ説明するときには、さらにこういうこともある、ああいうこともあるということをつけ加えることもありますけれども、ほんとうの戦力の判定基準は、近代戦争を有効適切に遂行し得る総合的な力、こういうことになると思ひます。従つて名前は陸軍、海軍と言ふとも、あるいは任務がどうであろうとも、この判定基準において戦力でないものは戦力ではないのである、戦力であるものは戦力なのであります。保安隊は保安庁法で規定されております。これを将来どうするかは保安

庁できめることではありますが、りくつだけを申せば、戦力にならないものを持つておる限りにおいては、これは名前をどうつけようと、目的をどうしようと、一向戦力にはならないと考えております。

○浅沼委員 そうしますと、侵略に対する防衛措置といつたようなぐあいに、今までは警察的機関として国内治安に當つておつた保安隊が今度は切りかえられて、侵略に対する一つの任務を持つようになつた。そうなつて参りますならば、明らかにこれは戦力であり、一つの軍隊に質的転換を行つたことになると思ひますが、その現実も否定するわけですか。それではもう一ぺん伺ひますが、緒方副総理の言を引くのであります。緒方副総理の言うことに答弁を求めようというのではありませんから、ひとつこれは御了承願つていただきたいと思ひます。緒方副総理は、昨日の東京新聞を通じてこういうことを言つておる。「たとえ日本が原爆やジェット機を保持しても、これを国際紛争解決の手段として行使しない限り戦力ではない、またその行使は自衛のためであるから、保安隊などの海外派遣は認められない。」こういうような考えであります。これと同じような考え方を政府の統一せる意見として考えてよろしゅうございませうか。

○岡崎国務大臣 これは緒方副総理に聞いていたのですが、私が承知しておりますところでは、緒方副総理が長いこといろいろの事情を話したところが、そのうちのごく一小部分をとらえてクロージングアップされたのがその記事のようでありまして、全体の緒方副総理のお話は、大分それとは違ふと私は了

解しております。

○浅沼委員　そうしますともう一ぺん念のためにお伺いいたします。改進黨の自衛軍組織は、今の近代戦争を遂行するに足るものを持ち得ないことは、改進黨も私はわかつておろうと思っております。従つてそれと同じような考えであるかということについて、もう一ぺん私は言明を願いたい。

○岡崎國務大臣　私は改進黨の諸君がどういふふうな真意を持つておられるかということについては、詳しくは確かめておりません。ただ須磨君のお話によりますと、憲法は改正しないのだということでありませう。またMSAは条件もありましようけれども、さしつかえなければ受けた方がよからうという御意見のようであります。その範囲内においては私は自由党の意見に同調されたものと思ひます。

○浅沼委員　外務大臣が野党第一党の改進黨の外交政策を存じておられない、これははなはだうかつ千万なことであると思ひます。少くとも外務大臣である限りにおいては、改進黨といわず一名の共産党といえども、その政党がいかなる外交政策を持つておられるかということを考えてやるのが、外務大臣としての当然の任務でなければならぬと思ひます。これに加えて、友党として大いに政策協定をもやらんとする改進黨に対して、外交政策を存じ上げないということは、はなはだ遺憾千万に考えます。そこで独立国家として自衛権のあるということは、私といえども認めます。自衛権がある以上は自衛力の培養もやらなければならぬと思ひます。しかし自衛力には私は二つあるうと思ひます。一つは広い意味の自衛力

であります。一つは狭い意味の自衛力であります。広い意味の自衛力は国民生活の安定であります。狭い意味の自衛力は軍隊であり、戦力であり、大砲であろうと思ひます。従つて憲法九条の規定は、広義の意味の自衛力といひますか、国民生活の安定ということが確保されることは当然であるうと思ひます。明らかに保ありますが、これが組織化され、集中化された力になることは禁止してあるのであらうと思ひます。明らかに保安隊というものは一つの戦力であり、さらにかりに一步譲るとしても、MSAを受けることによつて、今までの警察的任務を持つておつた保安隊が、今度は防衛的任務にかり、直接侵略に対して防衛をやるということになると——もう一ぺん私は念のため伺つておきたいが、それでも戦力でないというお考えですか。

○岡崎國務大臣　MSAを受けるにあつて、保安隊の性格をかえるというようなことは私は言つておりませぬ。これは先方も保安隊なり日本の防衛力をどういふふうに増強するか、その時期とか態様とかは日本政府が決定すべきもので、アメリカ側の関与すべきものでないということは言つております。そこで繰返して言うようで恐縮ですが、戦力でないものならば、りくつから言えば目的のいかんを問はずやはり戦力でない、こうわれ／＼は考へております。

(永世中立・保安隊の実力) (外務委 一九号 五三・五四頁参照)

○田中(稔)委員……米軍の撤退が平和的に行われる場合がありあるとしますならば、極東において日本を取巻く、諸国、アメリカなり、イギリスなり、それからソ連なり、中国なり、北鮮なり、関係諸国が

何か極東会議というようなものを持ちまして、そこで話合いをつけた上で、アメリカ軍が撤退するという場合も私はあり得るだろうと思う。しかもこれが最も望ましい状態である。わが社会党におきましては、実は外交政策としていざれ近く発表しようと思っておりますが、日本を永久に平和な国として、これを中立化するために、今申し上げましたような極東並びにもつと広い範囲内での関係諸国の会議で、永世中立の国際条約を結んでもらいたいと思うのであります。そうになりました場合には、米軍が撤退し得ると思う。そうして米軍が撤退する、つまり日米安保条約が必要でなくなる。こうなりますと、同時に中ソ友好同盟相互援助条約というものも自然その必要がなくなる。こういうことになりましたら、極東の平和が確立し、日本の安全が永久に保障されるということになります。こういうわが社会党左派の外交政策についての岡崎外務大臣の御所見はどうでありますか。

○岡崎国務大臣 社会党左派が雄大なる計画を持つておられることは非常に敬服いたしますが、第一次欧州大戦のときは、ベルギーは永世中立国としてまわりの諸国、つまりドイツにもフランスにも、イギリスにも、その永世中立の権利を認められ、かつその義務を履行することを要請されておつたのであります。しかるに戦争が始まりますと、この永世中立の条約は、悪く言えば、一片のほごとされてしまつたのであつて、私はこういう過去の事実から見て、社会党左派の雄大なる計画が実現はされることを望んでやみませんが、自由党内閣ではちよつと受取りかねるのであります。

○田中(稔)委員 ごもつともで、自由党内閣では絶対にそういうことはできない。しかしそういうことになりませんと、日本の安全はほんとうに確立しないと思つてありますが、その問題は意見の相違になりますから、よします。

その次に現在の日本の保安隊が戦力でない、これが増強されても戦力には至らないというお話を聞いてあります。しかもそれは憲法の許さざるところであるから、こういうふうな御説明であります。なるほど戦力に至らざる実力ではあつても、アメリカの軍事援助が行われまして、装備その他がだん／＼強化されて行きますならば、保安隊の実力がだん／＼増強する、しかもこれが急速に増強する、こういうことになりまますならば、結局これは戦力に至らざる実力ではあるが、戦力に近い実力ということには私はなろうかと思ひますが、外務大臣はどうお考えになりますか。

○岡崎国務大臣 政府としましては、これは先のこと、いつのことかわかりませんが、行く／＼はとにかく日本の国は、自分たちの手で守れるようにいたしましたところまで考えております。但しそこまで行く前には、やはり憲法の改正も必要であろうし、またそれに至るまでには、経済の回復とか、国民の心構えとか、いろ／＼なことが入り用でありましよう。しかし究極にはそこまで行くべきものだと思つてあります。ただ憲法に違反するようなことはいたしませんし、もし国民の輿論がそこまで来て、いよ／＼憲法改正ということになれば、輿論に従つて改正するだけの話であつて、今のところはただ

その方向に向つてはあつても、憲法を改正するところまで行く考えはないのであつて、いわゆる八合目説になるのであります。

○田中(稔)委員　そこで日本の保安隊が戦力ではないといへば、私どもはそんなことは考えない、戦力だと思ふのだが、増強されても戦力ではない、実力だ。しかし米軍があつて、これは明らかに戦力である。そうすると日米安保条約なり、近く結ばれる相互防衛援助協定、こういう協定の精神によつて、戦力としての米軍と戦力に至らざる実力としての保安隊とが、直接侵略が行われたような場合に、そのために協力するということはもちろんあり得るわけです。そういう場合に保安隊は、それ自体戦力ではなくとも、日本とアメリカの総合された戦力の一部分を構成するということは言えると思ふのであります。これはさう解釈してよろしいかどうか。それ自体は戦力ではないが、戦力を構成する部分であるということは言えると思ふ。

○岡崎国務大臣　結局アメリカ軍と日本の保安隊がどういふふうに関係するかという問題になりましようが、憲法に規定してありますのは、日本において戦力を持つてはいけない、こういうことでありまうから、その憲法の規定に忠実に従ひ、われ／＼は戦力を持つつもりはない。

(戦力と軍隊) (外務委 一九号 五五・五六頁参照)

○戸叶委員　……先ほど淺沼委員との質疑応答の中にもございましたが、戦力ということに対していろいろ

言われております。近代戦を遂行し得ないものは戦力でない、これは私どもが耳にしたことができるほど聞かされております。今ここで常識的に考えてみますと、近代戦といふものは結局米ソの二大陣営が相手国として想像されると思ふのです。その場合に、フランスにしてもイギリスにしても軍隊を持つておりますが、それはとてもフランスなりイギリスが単独で戦うことはできない。けれども自国を守るためには、地域的集団安全保障なりによつて自分の国の安全を求めてあり、その義務、責任を果すために、軍隊を持つていふのだと私は考えております。それでも戦力を持つ軍隊といわれておるのであります。日本ではまるでそれと同じ内容でありながらも、それに対して、戦力は持たない、軍隊ではないといふ表現をしております。今申し述べたような面からいつて、違つていふ点を述べていただきたいと思ひます。

○岡崎国務大臣　戦力といふものは、よく申し上げますように相対的なものであり、地域的な環境とか歴史的な事情によつて違いますから、一概には申せませんけれども、フランスを今お引きになりましたが、フランスは人口こそ日本の半分にも満たないのであります。またその他の装備も非常に優秀なものを持っております。また飛行機も非常に優秀なものを持っております。またその他の装備も非常に優秀なものを持っております。これがどこまで行けばといふような議論もありますけれども、一般的、社会的な通念からいつて、日本の保安隊を軍隊、しかもフランスの陸海空と違わないものだという事は、私は言えないだらうと思ひます。

○戸叶委員 私はその意味でフランスなりイギリスの例を引いたものではありません。内容の意味で引いたのでありまして、フランスなりイギリスは堂々と軍隊を持つております。けれども内容から申しましたときに、フランスなりイギリスなりは、自分の国を守つて行くために軍隊を持つており、しかもその自分の国を守るには自分の国だけではできない。集団安全保障なり何なりに加わらなければならぬ。その義務を果たすための軍隊を持つてゐる。そうであるとするならば、日本の場合にもそういう内容を持つてゐるに、どうして違ふかということ承りたいのであります。

○岡崎國務大臣 これは実際の保安隊とフランスの陸海空軍とを比べになるならば、やはり雲泥の相違であります。保安隊がどこまで行けば軍隊になるかということになりますと、それは相対的なことでありますから、はつきりしたことは言えません。これは社会通念から言つて、どこまで行つたらあぶないぞというところはだん／＼出て来るだろうと思ひます。

○戸叶委員 私の表現が悪いかどうか知りませんが、外務大臣は、私の聞いていることに答えていただけないので。つまり何と表現していいか私はわからないのですけれども、今軍隊を持つということとは自分の国を守ることであつて、他の国を侵略するために軍隊を持つのだというような、そういう考え方は、おそらく国連憲章によつても許されておらないと思ひます。そういう観点に立つて考へてみたときに、私がフランスなりイギリスなりの大きな国の例を引いたことが間違つておりましたが、さつきルクセンブル

グでしたか、三千人しか兵隊がないという国、人口の1%しかないという国、その国の例を引いてもいいのですけれども、そういうような国でもやはり戦力を持つた、自国を守るための自衛隊とでも言つてかまわないと思ひますけれども、戦力というものはつきり持つておりますから、戦力を持つた軍隊と言へると思ひます。そういう意味からいつて、日本の保安隊というものはどこが一体違ふかということ承りたい。

○岡崎國務大臣 ルクセンブルグという国を一つあげてはかえつて失礼ですから、国をあげませんが、たとえばある国が三千の、装備の非常にないようなものを持つていて、これを軍隊と称してゐる。称するのはかつてでありますので、われ／＼もたとえば日本における消防隊を消防軍と言つたつて、ちつともさしつかえない。ただ日本の憲法が禁止しているのは、戦力を禁止している。よその国が、三千の非常に貧弱なる装備を持つておつて軍隊といつても、それが戦力であるかどうかという基準は別問題である。軍隊であるから、すべて戦力を持つてゐるといふわけではないのです。同時にわれ／＼の方からいへば、名前がどうであろうとも、戦力に至るものを持たないということになります。

○戸叶委員 そうすると、戦力さえ持つていなければ軍隊と呼んでもかまわない、こういうことになつて来ますから、結局自由党のおつしやつていらつしやるどころの保安隊というものと、改進黨の言われてゐるところの自衛軍というものとの違いがどこにあるか、私頭が悪いのでわからないのですけれども、教え

ていただきたい。

○岡崎國務大臣 ……戦力でなければそれを軍と呼ぼうが、隊と呼ぼうが、それは同じことだといふので、す。ですからもし改進黨のおつしやつた内容が同じことならば、自衛軍と言われようとも何と言われようとも、名前だけの話であつて、中身にはかわりがないのです。ただわれ／＼が軍と言うのが適當でないといふのは、普通の通念からいまして、軍隊というものは相當の大きな、その国にふさわしい、人口がこれだけあればこのくらいというような通念があるわけでありませう。また軍隊というものはその国に交戦権がありまして、その交戦権を使うのが當然であります。日本の場合は交戦権を放棄してあります。そういう交戦権のない国におけるそういうものを軍隊と呼ぶことが適當であるかどうか、これは呼んだつてさしつかえないわけですが、適當であるかどうかという点、私は適當しやないのではないかと、……

○戸叶委員 今交戦権のお話が出ましたが、政府のお考えによりますと、自衛のために侵略軍と交戦するのは、憲法に禁じている交戦権に基くものではない、こういうふうに言われていたと私は了解いたしてあります。そうなつて来ますと、保安隊がそれをなし得ることになりますから、事実上これは自衛軍ということになる、こういう点から考えてみましても、私は改進黨の言われる自衛軍というものと、岡崎さんの言われる保安隊というものが少しも違わないように思いますが、……

○岡崎國務大臣 ……しかし憲法にいいます「国の交戦権は、これを認めない。」ということとは、ほかの条項にくつついてはないようでありまして、別の文章になつております。従つて交戦権というものはやはり持てないものであらう、憲法からいへば交戦権というものは放棄したものであらう、こう私は考えております。

○戸叶委員 そうするとよそから侵略軍が来た場合に、日本がこれと戦うといひますか、衝突をする、そういう場合には交戦権とは言わないわけなのですね。

○岡崎國務大臣 交戦権というものは、戦時国際法等に、はつきりした規定があります。たとえば敵性船舶とおぼしきものを臨検したり、あるいは拿捕したり、その他捕虜に対する待遇とか、いろいろな規定があります。これを交戦権と申すのであります。

○戸叶委員 今の交戦権の問題で、私さつき申しましたように、自衛のために侵略軍と交戦するのは憲法に禁止している交戦権に基くものでないということをお政府のどなたかが答弁なすつていらつしやるように私は了承しております。私はそう帳面に書いておるのですけれども、そういうことは間違つておるのです。どうか、確かめておきたい。

○岡崎國務大臣 これは国際法上の解釈の問題ですから、具体的に例をもつて申し上げることは差控えませんが、要するに交戦権という言葉から言つて、いくさをする権利のように見えますけれども、そうではないのであります。戦闘行為のうちにおいていろいろのことができる権利であります。

○戸叶委員 戦闘行為の中においていろいろなことができる権利というところ、やはりそれを詰めると交戦権になるわけではないでしょうか、どうでしょうか。条約局長がいられますけれども、それはどうなのでしょう。

○下田政府委員 交戦権を憲法が放棄いたしておりますが、交戦権を放棄するというところは、通俗にいいますと、戦つちやいかぬというようにおとりになる方があるかもしれませんが、これは非常に違うことであります。交戦権と申しますのはライト・ベリジェレンシー、国際法上一定の関係なり、一定の地位に立つことができる状態をさすわけでありまして。でございますから、自衛の目的のために戦うということには、交戦権を行使するということは、全然無関係のものであります。憲法に規定する交戦権を行使することなく、自衛のために戦うということは憲法の何ら禁じてないことであります。

○戸叶委員 そこが一番大事なところだと思ひます。それは何か言葉のあやのやうに思ふのですけれどもどう考えても、自衛のために戦つていいということになると、やはり交戦権の行使ということになると私は承しますが、それでもならないのでしょうか、それを伺いたい。

○下田政府委員 万一直接侵略が起りましたときに、交戦権を禁止してあるということは戦つちやいかぬということだとすると、これは日本国民みな敵のなすがままに自殺しなければならぬ、そういうことは国際法上禁じていないのであります。これは国家の固有の基本的権利といたしまして、自衛のためには何人と

いえども戦えるということでありませぬ。

(戦力と憲法第九条の解釈) (外務委 一九号 五七・五八・五九・六〇頁参照)

○有田(八)委員 ……憲法第九条第二項に、「前項の目的を達するため」という文句を挿入したのは同氏の提案によるものであつて、従つて戦力を保持しないというのは絶対的ではなく、侵略戦争の場合に限る趣旨であると述べ、自衛手段としての戦争に用いるものとしての軍備を持つことは、憲法上許されておるといふ議論をしておられるのであります。政府としては憲法第九条を芦田氏のごとく解釈するかどうかということでありませぬ。政府は今日までそういう解釈をとつておられなかつたと思ふのであります。……

○岡崎国務大臣 ……戦力というものは憲法上持つことを禁止されると考へております。その理由は、はなはだ心もとないようであります。芦田博士の議論とか、あるいは佐々木惣一博士の議論とか、あるいは岩田宙造博士の議論とかも伺つておりますが、多くの憲法学者の通説はやはりそういうふう考へておりました。その通説に従つておるのであります。

○有田(八)委員 ……戦力ということについて簡単にお伺いをいたしたのであります。政府は最近戦力というものを定義して、近代戦を有効適切に行うことができる能力というふう解釈しておられますが、そこで私のお尋ねいたしますことは、ここにある近代戦ということはどういうことでございませうか。

○岡崎国務大臣 この近代戦の内容は時々刻々かわるだらうと思つておるのであります。政府は常に軍

備と戦力問題は、これは相対的のものである。つまり非常に極端な例を申し上げますれば、大昔なら弓と矢を持つておれば非常に強い戦力であつたらうけれども、今ではこれは戦力の中には入らない、そういうことから言いますと、やはり近代戦の内容はどん／＼進化するものであらう、こう考えております。

○有田(八)委員 現代の近代戦とはどういふことでありましようか。

○岡崎国務大臣 それは判定が非常にむずかしいのでありまして、われ／＼もたとえば軍艦が何そう、飛行機が幾つというふうなのが、近代戦を遂行する能力というふうに限定はできないと思つております。また今度は、その置かれてある環境によつてもその必要は違つて来ると思ひます。しかしこれはいずれにしても社会通念がありまして、この程度なら近代戦を遂行する能力があるのだということの通念はあるだらうと思ひます。ただいま現在のところは、それにすれ／＼ならば問題になります、それよりはるか下のものであるから、これは安全である、戦力でない、……

○有田(八)委員 戦力とは近代戦を戦う云々というふうなことは、何か根拠があつたことと思つておりますが、その根拠をお知らせ願えれば仕合せだと思つております。

○岡崎国務大臣 これは、憲法の大きな目的が、侵略戦争をとめるということにあつたことは間違いないと思ひます。そしてそのために侵略戦争を自衛戦争というふうな口実でやりますから、自衛のためといへどもそういう戦力を持つことをとめたとわれ／＼は了解しております。従いまして侵略戦争を行うことの

ないようにするために、それに至るべきような力は持たないといふところから判定をいたしまして、近代的な戦争を行う能力が戦力だ、こう考えております。

○有田(八)委員 ……近代戦を戦い得る国は今日の世界においてどういふ国であるとお考えでありますか。

○岡崎国務大臣 これはどの国ができてどの国ができないといふことは、ちつと私にも言えないし、また言うべきことではないと思ひますが、少くともよくいわれるように、アメリカとソ連のみがそういう大きな戦力を持つておつて、ほかの国は戦力は持つてないといふほどに狭くは考えておりません。相当多数の国が戦力を持つてゐる。しかし軍隊といつても、戦力に至らざるものも実は中にはあらうと考えております。

○有田(八)委員 戦力を定義して、近代戦を有効適切に行い得るような実力と申しますか、能力といふふうに定義した根拠は、侵略戦争をすることができないといふ見地から来ている、こういうふうな御説明があつたようであります、しかし世界のいづこにも非常に小さな国があるのであります。また軍隊と称しても先ほどお話のありましたルクセンブルグのように三千の軍隊しか持たないようなものがあるようでもあります。アジアの諸国、ことに日本に近接する諸国においても、相当小さな国がある。むしろ小さな国が非常に多いのであります、これらの国に対してもし侵略をするといふふうな場合には、日本が持ち得る戦

力はきわめて小さなものであつても、やはり侵略ができるものであらうと思つのであります。そういうふうなことを考えてみますと、侵略戦争をすることができない、そういうことから近代戦を行い得る能力というふうにとることは、少し徹底を欠くような気持もいたしますが……。

○岡崎国務大臣 ……要するに侵略戦を禁圧しようというのが憲法の趣旨でありましようから、外に出て戦うような力ということは、やはりこれは戦力になるのであらう、もつともこれは極端な場合に、非常に少数の国を守る軍隊があるのに対抗する程度のもを持つても戦力というような非常識な議論は別といたしまして、一般に外に出て戦い得るようなちやんとした装備と編成を持つているものは、やはり戦力の部類に入るのであらう、こう考えております。

○有田(八)委員 今日日本はもちろん外へ出て戦うような力は持つていないのであります。ことに海で隔たつてある国でありますから、ただちに隣国を侵略するというふうなことはできない、状態にあると思います。しかしこれはいろいろ奇襲的なこともあり得ますし、またこれからかりに、日本が艦船を持つというようなことになりましたら、近隣の弱い小さな国に対して侵略をするというようなことが、絶対にないと言われなれないと思つたので、近代戦を戦い得る云々ということをもつて、憲法第九条の戦力ということの定義にすることは、私はいかがかと思つておりますが、しかしこの点に関する質問はこれで打切つておきまして、他日またこの点について私の意見を述べる機会があらうと思つて……憲法第九条第

二項には、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」という規定をいたしております。この陸海「空軍その他の戦力」とありますが、この意味が陸海空軍の三軍を戦力の代表的なものと認めて、その他の戦力とともにこれを保持しないと規定してあるのではなからうかと私は考へるのであります。……

○岡崎国務大臣 政府の今まで持つております解釈は、「陸海空軍その他の戦力」というのは一つの言葉と見るべきものである、陸海空軍だけを離しまして、また別にその他の戦力というふうな考へておりませんで、全部ひつくるめまして陸海空という名前がついていようといまいと戦力になるものは持たない、……

○有田(八)委員 日本憲法の、保持を禁じている三軍は、近代戦を有効的に遂行し得る陸海空軍のことであつて、その程度に至らない三軍の保持は、自衛のためならこれを禁じていないというふうになると思いますが、それでよろしゅうございませうか。

○岡崎国務大臣 ……陸海空その他の、戦力という戦力の保持を禁止してあると考へております。従いまして名前はどうかあらうとも、内容が戦力であるものはいけないのであります。こういうことにならうと思つた。その半面には軍という名前をつけましても、実は理論的には戦力でなければ、これは憲法の違反でない、ただそれを適當とするかどうかは別問題であります。

○有田(八)委員 ……陸海空軍を持つていたしますと、戦力に至らないものであれば名はどうでもよろしい、こういうふうなことであります。この近代戦を戦うに足る能力というものは、政府は非常に高く考

えておるようであります、もしそういうふうによく考えておられるということになりますと、憲法第九條というものは、全然死文に化してしまふことになるおそれがあると思ふのであります、政府はさようにはお考えにならないのでありますか。

○岡崎國務大臣 ……非常に大きな戦力を持つておれば、侵略戦争を防ぐためには、それを圧倒するくらい戦力がなければできないわけでありますが、事實は、外国にしてもそれほど大きな武力を持つておる国ばかりとは限らないのであります。従いまして侵略戦争を禁圧するという意味から申しますと、この戦力を非常に大きく解釈するということは、私は間違ひだらうと思つております。

○池田(正)委員 ……防衛といひましても二色あると思う。たとえば、日本の場合を具体的に考えて、日本の国内にだけ来たときにこれを防ぐという場合と、いわゆる集団防衛とあるのです。集団防衛の場合には、集団地域内にそういうものが入つて来たときには協力してこれを防衛するということもあり得るのです。これを認めますかどうか。

○岡崎國務大臣 そういう場合といへども、とにかく戦力に至るものは持つていかぬ、侵略はいけませんけれども、防衛ならいいとか悪いとかというのじゃありません。防衛にしても戦力に至るものは持つてない、こういうのが憲法の解釈でございます。

○池田(正)委員 ……集団防衛の場合に、政府は今海外には兵隊を出さないということ強く主張しておる。またわれ／＼もそれは希望するが、かりにそうした場合があつたとして、一個師団でも二個師団でも集団防衛だか、集団襲撃だかでそれに参加するならば、これは兵力なのです。そういうふう解釈してどうです。

○岡崎國務大臣 池田君のお話は、憲法の解釈と、実際問題と二つ御質問があるようであります。憲法の方からいいますと、戦力は持つてない。従つて戦力を持たない範囲ならば集団防衛に参加してもいい場合があるかもしれない。しかし実際問題としては、政府は、たゞいま保安隊にしても、とにかく海外にこういうものを出す意思はない、また出すつもりもないということをはつきり言つておるのであります。戦力であるかないかということ、実際にこれを出すか出さないかということは別問題であります、政府はいずれにしても出さないと考えております。

(自衛軍と防衛) (外務委 二五号 一〇・一一・一二頁参照)

○須磨委員 ……吉田総理大臣は、芦田さんのこれから国防をやるのではないかという質問に対する答の中に、われ／＼は夢物語ではない、現在の保安隊で国防に当るのだという一節があつたのでございます。人の言葉というものは、期せずして心を語るものでございます。さらにいま一つのことを申し上げます、直接侵略についての質疑に對しまして、吉田総理大臣は、直接侵略があつた場合に、保安隊が横を向いてゐるわけではない、こう申してあるのであります。答弁としては、実に妙を得たものであるかもしれません。

要しまするに、これらの点をあげますと、問題になつております。保安隊の性格はかわらないとはつきり言つたともとれないわけでありませう。いま一つの点は、直接侵略に当らないとはつきり言つたともとれない点でございます。ここに私は、その質疑応答の中に妙味がある、これをもつて内外の全体の感じが、同じ気持を違つた言葉で話合つたという印象を受けるのも無理からざることだと思つてでございます。

それで、つきましては、きようは保安庁長官がおられませうけれども、当委員会において主として質問にお答えになりました外務大臣から、私が今申しましたような、この感想が誤つてあるか、あるいは当事者としてやはり御同感であられるか、これをお確かめたいと思つてでございます。……

○岡崎国務大臣 実は私、改進黨の御意見がどうであるかということについては、正確に把握してあるわけではないのであります。たとえは自衛軍というものは、内容はどういふもので、戦力に至るものであるかないか。それから戦力に至るものであつても、憲法九条にかかわらず持てるという御意見であるかどうか。そういうところは、改進黨の中でも、人によりましては多少ずつ御意見が違つていふ点も見受けられておるのであります。御承知のように、そういう問題について具体的にお話し合ひをいたしたことがないから、正確なことは言えないのであります。従つて吉田総理と芦田さんの考へておられるところが、同じであるかどうかということについては、実は正確には言えないのであります。ただ私の言えることはこういうことでもあります。吉田総理が答へられた点は、主として現状をもつて、現状においてはこうするのだと

いうことをお答えになつておられる。芦田さんの御質問は、主として今後どうするかという点に重点を置かれておられるのでありますから、従つてこのように答弁が多少ずつ食い違つたような点があるのではないかとお思います。そこで現実においては、保安庁法はちやんときまつておりますし、また保安隊等の定員もきまつております。ふやそうとしても、これは法律を直さなければ人もふやせないし、また任務もかえることはできないわけでありませう。そこで現状においてどうするかということのお答えとしては、この十一万をもつて、現在保安庁法に定めるところによつて防衛をやつて行くのだということしか、総理大臣にはお答えの方法がない。これを今後どういふ気持で自衛力増強に関連して考へるのかということになりますと、これはまた別のお答えが出て来るかもしれないませんが、ただいまのところは、保安庁長官の言われましたように、人もふえる場合があるかもしれない。あるいは目的がかわる場合もあるかもしれない。しかしただいまのところは、まだ研究中に属してござりまして、いずれそういうことに結論が出ますれば、法案を具して、国会の御審議を得て、その承認を経なければできないわけでありませうから、政府の答弁として正確なものを求められますと、やはり現状をもつて言わなければならぬということに拘束されるわけでありませう。しかし保安庁長官が再三言われますように、こういういろいろの点につきましては、目下研究中であります。またM S Aの援助が来しました場合に、その内容等によつても、これだけのものを援助として得るならば、これだけの仕事ができるというやうな面もあらうと思ひます。また逆に、これだけの仕事を

するつもりだから、これだけの援助をよこせというので、初めに計画を立てなければ援助が来ないという点もございましょうが、援助の内容によつては、また計画の立て方も違つて来るといふことがありましてこれは鶏と卵のような話でどちらが先ということにもならぬと思ひます。そういう点も考えまして、保安庁の方でこれはまじめにたゞいまいろ／＼の計画——計画と言つては語弊があると思ひますが、研究を進めておる、これが現状だと思ふのであります。いずれ保安庁の方で成案ができますれば、これは私の管轄ではございませぬけれども、保安庁長官の言われますように、国会の審議を求める時期があることと考へるわけでありませぬ。

○須磨委員 ……われ／＼は、名前は自衛軍と申してはいるのであります。自衛軍は憲法九条には違反しないといふことを、われ／＼の大体の見方といつたしてはいるのであります。私の解釈によりますと、新聞紙等の伝えるところによりますと、自由党並びに政府方面では、自衛軍というものは置けるものではないのだ、戦力というものにあらざる限り置けるものだ、こう言うので、戦力と自衛軍との相違という憲法解釈の問題だけがここに違つて参るわけでありませぬ。しかしながらわれ／＼政治を扱うものはこれは憲法の法理解釈をいたしているものではないと思ひます。憲法はまさに生きものでありまして、その生きものをどう御解釈になりますかは、政府の方でおきめになる腹次第であります。それでありませぬから、その点に關しますわれ／＼との相違は、目をつぶらざるを得ないと思ひます。しかしこれは、その実質をつかま

れば、自衛力漸増のある段階におきましては、私どもの考へてはいるところと一つも違わぬといふことを、これだけは外務大臣は御否定なさらないだらうと思ひますので、いま一度おただし申し上げたい。

○岡崎国務大臣 非常にむづかしい御質問で、私は決して逃げてはいるわけじゃないのであります。自衛力漸増といふことはもちろん考へております。そこで今おつしやるのは、政府でも自衛力を漸増して行く、そこであるところへ来ると改進黨で考へておるような内容を持つたものになるのか、こういうお話でありますれば、改進黨で一体その保安隊なり自衛力といふものが何万であり、そうしてどういふ装備を持つておるという具体的なお話を私は聞かないのですが、そのところは、りくつとしてはだん／＼やつて行く、改進黨の方もそういうふうに考へておられるのだから、あるところへ来れば、一緒のものになるかも知れぬわかりませぬが、どうもそういう答へは、私は大して有益なお答へのように思わぬのであります。私から言わせれば、政府は必ず自衛力を漸増するつもりであります。MSAを受けますといふのは、自衛力を漸増する気持がなければ受ける理由はないのだと思ひます。だから、これからひとつ自衛力漸増の一助としてやつてみようといふわけでありませぬが、しかしその援助を受けただけでそれで事済むのか、それともそれ以外に、こちらでもつてその援助を受けたことによつて、いろ／＼な経費を増す必要があるかといふ点は考へてみなければならぬわけでありませぬ。これは財政上の問題にもなりまして、現に改進黨の主張によると、これはいろ／＼保安隊の計画がないからといふお話であります。保定庁費も減ら

されているようなわけですから、うつかり保安庁費をふやすような計画を無理に立てて、国会で通らなければ、これは何にもならぬわけでありまして。そこでいろいろ保安庁で研究してあるんだと思えます。これは私の答弁の以外であります。そこで今申したように、漸増はやるつもりで今具体的に考えておられるのである、そうしてMSAもその意味で受けようとして努力してある、しかしこの話合いの結果も見てみないと、具体的にいろいろの考慮をめぐらすことはできない部面もあるので、いましばらくお待ちを願いたい、こう申し上げざるを得ないと思っております。

○須磨委員 漸増は考えておると言っておられます。それからまたMSAはお受けになると言う。そこでは、漸増というのは具体的にはどういうことをおやりになるのでありますか。これをはつきりおつしやいますると、私どもの申すことときちんと合うだろうと思っております。

○岡崎国務大臣 これは私の方から言いますと、安全保障条約等で漸増ということはずでに言っておるのでありますMSAを受ける点についても、漸増という気持がなければ受ける理由はほとんどないということになるのであります。それをただ具体的にどうするのだとおつしやいますと、これは私の管轄ではなくして、実は保安庁長官の主管するところでありまして。私の想像するところでは、いろいろの關係を見ながら今研究中だと思っております。そこで私は、むろんその内容等は知りませんが、まだ具体的に正式なものが出ておるとは考えないのであります。従つてそこを具体的に示せとおつしやつても、ちよつと

私にはできないのであります。

○須磨委員 このままで繰返しても尽きるところはないと思えますが、大体外務大臣の言われることは、私の申してあることとお聞きになる方がみな御賛同くださると思えますが、結局同じことを言っていることは感じます。このことを申し上げて、このことは打切ります。

(MSA援助と海外派兵義務) (外務委 二六号 三・四頁参照)

○福田(篤)委員 先般の外務省とアメリカ大使館との間に行われましたる開始前における書簡の交換におきまして、このMSA援助はいわゆる安保条約の義務以上には新しい義務を負わない、また政治的、経済的な安定を阻害してまでも援助は受けないという二つの条件、わくをきめられたことはわれわれよく承知しておりますが、巷間ある説は、新しい義務、たとえば海外の出兵だとかその他いろいろ新しい義務について、アメリカ側から申出があるとかないとかいうデマがあるのであります。この問題は、はつきりと公表せられた両者間における交渉前における公約でありますので、はたしてこの二つのわくが守られて交渉を進められておるかどうか、はつきり御言明願いたいと思えます。

○岡崎国務大臣 もちろんこのたびの書簡は交渉の前提として出したのであります。アメリカ側の返事と日本側の質問とは必ずしも全部が全部きちんと食い合つてはおりませんけれども、しかし大筋においては間違いないのであります。そこでこの両方の書簡の範囲内において交渉をいたしておりますから、それを

出ることはないと思えます。そうしてそのアメリカの書簡にはもちろんはつきりは申ししておりません。というものは、海外へ派兵というようなことがありとしましても、これは日本政府がきめるものであつて、アメリカがどうこう言うのではないという建前から、はつきりいたしておりませんけれども、あのアメリカ側の回答によりますと、そう臆測されるようなものはないのだという、つまり日本側は何らそういう種類の義務を負つていないのだということ間接には言つておる点があります。ただ一つ、今私の聞き間違いかもしれませんが、安全保障条約に負う義務以上に新しい義務は負わないのだというふうにおつしやつたと記憶しますが、あの日本側の質問とアメリカ側の返事の点は、五百十一条の(c)項にある「軍事的義務」というのは、安全保障条約に日本がすでに負つておる義務を出でないものである、あの軍事的義務というのは、安全保障条約にある日本の持つておる義務以上には出でないものである、こういう質問に対して、その通りである、こう答えておるのであります。従いましてかりに新しい義務と言いますれば、たとえは今までは自衛力の漸増ということを期待するというのが安保条約の趣旨であります。今度の五百十一条(a)の六項目の中には自衛力を漸増するという責任をとることになりますから、新しい義務といえはその点は義務と言えるかもしれません。しかし今おつしやつたような海外派兵というようなことは全然ないことは、これははつきり申し上げておきます。

○福田(篤)委員 先般ダレス國務長官が朝鮮視察後東京に寄られてアメリカに帰つた直後、日本の防衛力

増強に関する意欲はきわめて不満足なものだというような意見表明があつたと伝えられておりますが、私はこのダレス長官の日本の防衛力増強に関する不満の意見は、どう解釈すべきであるか、具体的に言うならば、現在の吉田内閣の防衛計画に対する、あるいは自衛力に対する見解に対しての不満であるか、あるいは消費経済その他と日本の防衛予算との関連等から見た一般的な日本国民の輿論といえますか、これに対する不満であるか、政府はどう解釈しておるかをお伺いしたいと思います。同時に、東京におきまして、約一時間、あなたもお立ち会いになりました、アメリカ側はアリソン大使も立ち会われて、アメリカ大使館において、吉田、ダレス両者間において、会談がございました。これについて、いろいろデマもありますし、非常に大きな問題だと思しますので、全部、あるいは何もかもというやほなことは申しませんが、少くともさしつかえない範囲で、積極的に具体的にその内容をお漏らし願いたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 政治家はいろいろの意見を述べられますから、私も直接自分で聞いたり、あるいは日本の責任者が聞いたことが正確な意見であると考えております。アメリカ側としましては、幾度も言うようであります。できるだけ早く駐留軍を引揚げて、日本自体で日本の防備はしてもらいたい、こういう希望を言つておることは、これは安全保障条約締結当時から明らかであります。なか／＼しかしそういうつてもできないものですから、アメリカの納税者からいいますと、かなりの税金を負担して日本に兵隊を置かなければならぬ、いつまでも置かなければならぬのかという不平もあるかと思つております。

従いまして、そういう点でダレス長官もアメリカの納税者の気持を察して、いろいろ申されることもあり得ることかと思つております。ただ一方において日本自体の状況から申しますと、御承知のように、占領当時に日本の軍事施設は全部破壊されておりました跡形もないわけでありまして、また憲法の制定がありまして、この憲法を国内に普及するために、当時政府は特段の努力を払い、非常な大きな予算をつくつて国内にずつとその普及をいたして、軍備というものはすべきでない、また、戦力というものは保持すべきものでないということも含めて、宣伝をいたして国民に周知徹底させたような事情でありますから、その後いろいろの情勢が変化して独立国となつた以上、自分の国は自分の国で守るべきであるということとは、これは国民もみな了解してあることと思ひますが、いざ実際にこれを具体的にすることになりますと、いろいろ困難がある。私はこれもダレス長官は十分御承知のことだと思ひます。現にアメリカの上院でも、日本には軍備を禁止している憲法があるのだということを述べたと伝えられております。こういう点で、日本の特殊なる事情もよく了解されておると思ひます。

なお、ダレス長官と吉田総理との意見の交換につきましては、約一時間でありまして、実はその前後の時間がありますから、時間は必ずしも一時間でなく、もつとかなり短かつたと思ひます。その中に、御承知のような奄美大島の問題もありましたし、それに関連して、ほかの島嶼の問題も出て参りまして、従つて、そう長い時間、意見の交換をいたしたわけではないのであります。その間におきましては、

いろいろの問題について相互に意見を交換いたしました。しかしその点は、奄美大島の問題を除いては具体的な話合いというものは別にありませんでした。またこちらの意見を求められるというのではなく、こちらにも自由に意見を述べ、向うも自由に意見を述べ、これは、いろいろの問題についてであります。そういうふうな短い時間の中でございますから、これというふうには、はつきりとまとまつたものというほどのこともなかつたわけでありまして、これは前に国会でも御報告いたしました通りであります。

○福田(篤)委員 今の御説明でダレス國務長官が、この大事な日米間の外交交渉の過程におきまして、日本の政府の方針について不満を述べたのではないかと了解いたしましたわけでありまして、先般ノーランド上院議員が参りまして、一つの意見を發表した。御承知の通り、韓国また国府の持つてある兵力から考えて、日本のような人口多数の国が、はなはだまだ熱がないのではないかと言われた。どういふ意見を言われてもけつこうであります。アメリカ大使館におきまして、改進黨總裁重光さんともいろいろ話された、これもけつこうであります。個人の自由であります。われわれ何とも申し上げませんが、事いやくも日米間において正式に外交談判が交渉中に一上院議員のいろいろな放言なり、あるいは内政干渉に類するようなことを言われることはきわめて迷惑でありまして、私はダレス長官にしろ、あるいは上院議員の人々にしろ、こうして両国間において正式の外交ルートを通じて談判中は、その言動において慎重さを持つてもらいたい。この点は日本政府においてアメリカ側に御注意を願ひたいと思ひますが、この覚悟があるかどうか

か、御説明願いたい。

○岡崎国務大臣 私はノースランド上院議員の意見は——やはり意見と申しますものは、だれでも述べるのでありまして、必ずしもアメリカの人だけが述べるわけではありません。これは性質は違いますが、中共からの放送なんか、始終日本に対するいろ／＼の意見を述べております。これは名前を言わないから、かえつてやつかいであります。事実それは、アメリカ人の気持からいえば、人口に比べて日本の防衛力が少いということは、先ほど申し上げたように、早くアメリカの軍隊を引きたいという気持からいえば自然のことと思いますので、あえて深く問題にする必要もないのではないか、むしろ率直な意見は、これはアメリカの上院議員の意見として、やはりわれ／＼は十分参考にいたすべきものじゃないか、こう考えております。

○福田(篤)委員 今度のMSA交渉につきまして、ある筋では、アメリカ側が日本の国連加入というところを一つの前提条件として話し合いを進めているという説があります。この点についてどうお考えでありますか。

○岡崎国務大臣 私は実は直接話し合いにまだ当っておりませんから、あるいはそういう点が何かの言葉の端に出たかどうか、私の承知しているところでは、そういう意見は一つも出てないと思っております。もつとも、ちよつと局長から補足させます。

○土屋説明員 ただいままでの交渉の中で、日本の国連加入を前提としもしくは懲憚する、あるいは条件

とするというような発言は、アメリカ側から一切ございません。ただ協定の中には、国連憲章との関連性を持つものがあることはもちろんでありまして、そういう点から、国連憲章にこう書いてあるから、日本としても受けられることはあり得るだろう、あるいは将来日本が国連に加入するというようなことが実現した場合においては、この義務は当然日本も国連憲章に従つて負うべき義務であろうからというような説明はありましたが、それを条件あるいは懲憚するというような趣旨の言明は全然ございません。

○福田(篤)委員 先ほど、MSA問題は、軍事的援助が主たるものであり、経済的援助は従たるものであるという御説明がありました。また従たる経済的利益についても一応の御説明が外務大臣からありました。これが、これに関連しまして考えられることは、もしこのMSA交渉がまとまつて調印された場合には、これは将来の問題であります。たとえば太平洋とか、あるいは一定の集団的な地域防衛協定に発展する可能性が一応考えられるわけがあります。このような将来発展を考えられる問題について、何らか示唆があつたかどうか、あるいは話題に上つたのかどうか、その点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 この経済的な関連性におきましては、たとえば先ほど申しましたように、MSAの援助の資金の中から、かりに日本側が建物をつくりたいとかあるいは港湾を直したいとかいうようなことになつたら、それはむずかしいということはあるかもしれませんが。しかしわれ／＼の考えておりますのも、ただいまのところは域外買付とか、日本に注文して保安隊に供給する武器をつくるとか、そういう種類の経

濟的な潤いを考えてあるのであります。しかしこれは域外買付等は量にすれば将来相当多くなるかもしれない。従つて相当大きな経済的の費用を満たす場合もあり得るかと思ひますが、そういう点につきましては、日本側としては原則的には異存がないのでありまして、ただ現実に、どれだけ日本に注文するかということは、これは今後の問題になります。従つて非常に意見の相違があるとは考えませんが、われわれとしてはとにかく今の経済は非常に困難な経済でありますから、これにできるだけ役に立つように、援助の効果をはかりたいという気持はありますので、その点では必ずしも日本の希望通りには行かないことがあり得ると思つております。

それからあとの方の御質問であります。地域的な集団安全保障体制ということに言及があつたか、あるいは日本が将来それに入るというようなことの話合いがあつたか。これは私の承知している範囲内では全然ないと思ひます。いろ／＼意見が新聞等に出ていることはありますけれども、この話合いにおいては全然そういうことは出ておらない、こう思つております。

(戦争の解釈と戦力) (外務委 二六号 六・七・八・九頁参照)

○穂積委員 ……憲法の解釈につきましては、特に戦争または戦力の問題については、ただに第九条だけではなしに前文から全条を含めます新憲法の体系全体の中において私はこの解釈をすべきだと考えますが、部長はどういうふうにお考えになりますか。

○高辻政府委員 ……日本国憲法の規定は、ただに個々の条文だけでなしに、前文等をも加味して判断すべきではないかという御質問でございますが、それはもちろんであると考えます。

○穂積委員 ……特に第九条によつて表現された憲法の法体系全体の精神が、侵略戦争を禁止する、そういう目的をもつて書かれたものではないのでありまして、戦争なり戦力というものを全面的に永久に否定するという精神に立つて、いわば絶対平和主義の思想に立つておる、こう解釈すべきであると思ひますが、その点について法制局のお考えを伺ひたい。

○高辻政府委員 ……精神としてはおつしやる通りだろうと思ひます。但しそれでは九条が侵略戦争に限られるのかどうかということについては、これからい／＼御質問があるうと思ひますから、その点については後刻御質問に応じてお答えしたいと思ひます。

○穂積委員 ……戦争と警察行為の違いをひとつ明らかにしていただきたい。……

○高辻政府委員 ……戦争については、いろ／＼と定義の仕方がございませうけれども、これは一般に言われておりますのは、戦時国際法の範囲内で、あらゆる手段をもつて、相手方の抵抗を破砕し得るような法的状態を言うというのが普通の定義のようでございます。警察はこれは治安維持の目的のためにする国家の行為ということが言えると思ひます。つまり目的においてまるで違ふということが言えると思ひます。

○穂積委員 …… 相手が国権の発動として武力をもつて日本に入つて来た、これが宣戦布告によつて入つて来る場合と、いわゆる第五列的な形で入つて来る場合といろ／＼あると思います。しかもこの場合は戦争にまぎらわしいわけです。ただ思想的な宣伝をする、デマを飛ばすというような、第五列的なものを、日本の治安あるいは民心安定のために取締ることはひろく警察行為になると思いますが、外国の部隊、実力組織が武器をとつて入つて来る、その場合に法制局としてのお考えでは、どこを限界としてお定めになりますか、たとえば宣戦布告がなければ警察行為、宣戦布告があつて入つて来たときこれに対抗する行為は戦争行為とお考えになりますか、宣戦の布告がなくて国内上のいろ／＼政治的な対立がありましたときに、それに対して援助を与えるというような形で、宣戦布告でなしに事実上の戦闘行為が起きる場合もありましょう。そして日本人の生命、財産を維持するために、あるいは治安を維持する、民心を安定するために、これらに対して実力行為をもつて接する場合が考えられると思うのです。そこでそういう意味で私はお尋ねしてあるのであります。そのときに今の抽象的なお答えをさらに具体化しますと、今の私の設問を大体具体的基礎として、警察行為というものと、それから対外的な部隊に対して警察行為の場合と戦争になる場合と、一体どこに限界を置いておられるかということでありませう。

○高辻政府委員 …… いずれにしましても当事国の間に戦争の意思がかりにない場合、そういう場合にまづ武力による何らかの衝突が起るといふのは問題にならないと思います。それからその次に相手国に戦争

の意思があつたような場合、先ほど例をとられたような宣戦の布告があつたような場合、これについては国際法上の問題と国内法上の問題がまさに両面において動いて来ると思ひます。そして国際法上の関係と申しますれば、これは国際法上の諸種の学説にありますように、これが国際法上は戦争であるということとは否定できないかと思ひます。しかしながら国内法上の観点では戦争ということはないのであつて、いやしくも国内において人命、財産に対する何らかの侵害があれば、それはやはり一種の治安攪乱の行為と見られないとは思ひます。

○穂積委員 そうしますと、それは御解釈は警察行為だということになりますね。

○高辻政府委員 …… 国際法の関連と国内法の関連とまさに二つ考えられる。国内法の関連で見た場合には、それはやはり国内法秩序の破壊であるから、その破壊に対する国の治安活動は警察の活動として見られないことはない、こう申し上げるわけです。

○穂積委員 宣戦の布告がありまして部隊が入つて来た場合、明らかに部隊であるが、宣戦布告なしに入つて来た場合、たとえば国内に二重政権のようなものができて、その一方を援助する、内部闘争を援助するというような形で入つて来る場合がありません。一例をあげれば国内に両方ともこちらが日本の代表政権と称するようなものがあつて、その一方を援助するような形で入つて来る場合は、国全体に対しては宣戦布告にならない。そういうものに対して一方の代表の主権を主張する方の警察部隊なり——部隊、

軍隊、名前はともよろしいが、それを出動せしめて戦わしめる場合には、これがはたして憲法にいう戦争と解釈されるか、警察行為と解釈されるか、これをお尋ねしております。その点具体的なお話をしたいと思ひます。

○高辻政府委員 ……戦争の主体に相手国がなっていないわけでありませんが、それは国際法上も戦争と言えないのであります。従つて国内法上のみそれはただ一つの治安攪乱行為として、国内の警察行為の対象になるだろつと思ひます。それからもう一つ、相手国が戦争の意思をもつてたとせば宣戦の布告をして入つて来た場合どうかと申しますと、これは国際法上は戦争となるというのが普通の考え方であらうと思ひます。但しそれは国際法上の関係でありまして、国内法上も同時に一種の法的関係が生ずるといふことがあろうと申しているわけでありませう。

○穂積委員 ……戦争と區別いたしましたして武力による威嚇または武力の行使は、一体どういふに具體的な内容としてお考えになつておりますか。

○高辻政府委員 これはいろいろあるかと思ひますけれども、九条の一項を見ればわかるように、戦争と相對して言つてあるわけでありませう。従つてそれは国際法上の戦争とならないような国際関係において一定の實力を行使することを、国際紛争を解決する手段としてはやらないといふことであるわけでありませう。

○穂積委員 ……武力による威嚇、武力の行使といふものを戦争と區別して書いておられるわけですが、それまで禁止してあるわけです。しかし私は戦争といふ概念をどういふふうにか考へておられるか具體的にお尋ねしたのです。禁止をされているのは戦争行為だけではなくて、戦争をしなくても武力による威嚇そのものもすでに禁止してあるのみならず、また武力の行使すら警察行為とすれ／＼の場合が出て来ると思ふのですが、武力の行使といふ中には、戦争ではなくて、国際法上によるいわゆる交戦状態によらなくて、武力行使をすること、これも永久に禁止してあるわけでありませうが、だん／＼範圍が拡大されておるわけです。一体武力による威嚇または武力の行使といふものは、今われ／＼が当面してある事態を前にして具體的な見解をどういふふうにお考えになつておられるか、少し進んで御説明ください。

○高辻政府委員 ……戦争と武力による威嚇あるいは武力の行使といふものに対してそれらを否認して、放棄してあることは憲法の明文から明らかでございます。但しそれは戦争についてもそうでございませうが、一項に関する限りは、「国際紛争を解決する手段としては、」といふことになつております。そこで「国際紛争を解決する手段としては、」といふことが問題になると思ひます。これについてはただいままでの見解としてはほとんど一本の見解が出てありまして、しかも憲法制定当時から學者間の通説といたしまして、侵略のためといふふうに読みかえられるような意味にとつてあります。そういうものについては、これは国際法上の戦争たる資格を持つ戦争はもちろんのこと、戦争と言われないうようなものにおいても、

武力の行使あるいはその威嚇というものについてはこれを放棄する、これはもう絶対に放棄してあるわけでございますが、ただそれには「国際紛争を解決する手段としては、」というのが頭が乗つかつてあるわけでございます。

○穂積委員 それに関連して一括してお尋ねいたしますが、具体的になつて来たと思ひます。たとえば第三国が日本に対して宣戦布告あるいは布告なしに事実上部隊をもつて侵入して来た。これに対して日本の現在の保安隊を国権の発動として使用して、自然発生的に漁民とか農民、警察の一部が出て行つて、これと戦争する。事実上の戦争行為をやるのではないが、国権の発動としてこれを防衛戦に使うということ、警察行為を乗り越えて憲法の禁止する武力の行使の中へ入るか入らぬか、それをお尋ねしたい。

○高辻政府委員 そこでそういう御質問があらうかと思つて実は「国際紛争を解決する手段としては、」ということをあえて申し上げたのでありますが、これは先ほども申し上げた通り、学界の定説といたしまして、あるいは憲法制定当時から——その当時からいひになつたそうでございますが、その当時から解釈といたしまして、侵略のために何か一定の力を加える。それは警察力でもけつこうですが、警察力でも使うということは、これは憲法第九条第一項で禁止している。こう解釈いたします。

○穂積委員 ……「陸海空軍その他の戦力」の「その他の戦力」をどう解釈するか。これはアメリカのお墨付によりますと、アザー・ウォー・ポテンシャルと書いてあります。当時の解釈では明らかに「その他の戦

力」というのは潜在的なものですから、はなはだしき人に至つては、軍需工場のあれすら禁止すると言うのであります。具体的に申し上げますと、たとえば終戦後電源開発のために資材、労力を使う計画をして向うへオーケーをとりに行くと、君たちは再軍備の用意があるのじやないか、電源が必要だということ、アルミ生産のあれを持つておるのだらうということすら、個人的には言われている事実があります。それを「その他の戦力」で拡大解釈といふか、向うはウォー・ポテンシャルの解釈でありますからそういうように言うのでありますが、日本側でも解釈が厳密に当時はなされていたと思ひます。そこで陸海空軍、近代的な戦争を有効適切に遂行する装備云々と言うが、戦力をどう解釈しているか。そういう意味で特に禁止しているものの最後の限界である「その他の戦力」の解釈について良心的に明らかにしていただきたい。

○高辻政府委員 この戦力の解釈につきましては、実はこれを繰返し政府側からお話があつたと思ひますので、すでに御承知の上での御質問だらうと思ひますが、戦力につきましてはこれをきわめて広く解しまして、今仰せの通り、およそ戦争に役立ち得る力一切を含めるといふ説が確かにあることは承知してあります。しかしそういうことを申しましても、一定の限界があるといふことは言わざるを得ないのではないかと思ひます。日本の国には多くの人口がござりますが、これもよく言われることであります。そういう人的資源といわれるようなものまでが戦力に入つて、それを否認されるということ、はとうてい常識上考えられない、従つてどこかにその限度を置かなければならないといふことは、おわか

りいただけるだろうと思うのであります。その限度が問題になるわけでありませんが、政府の解釈といたしましては、おそらくこれについては矛盾もなかつたのであらうと思ひますが、戦争を適切に遂行し得る程度に達している力と申しておりますが、私もそれを踏襲いたしましてそういうふうにお答え申し上げます。

○穂積委員 「その他」とは一体何ですか。陸海空軍のほか「その他」と特に書いたのは、まぎらわしいので一切を含むというように当然当時は解釈されておつたわけです。それは常識から行けば、現在の国際的水準から見ましても、特にアジア地区における各国軍隊の技術あるいは装備水準から見まして、日本の保安隊並びに警備隊というものは、明らかに「その他の戦力」に少くとも入るといふふうに、われ／＼は事実解釈として解釈するわけです。それに対して法制局は一体どういふふうに考えておるか、その点を明らかにしてほしい。

○高辻政府委員 ……保安庁法という法律が憲法に違反するかというふうなお尋ねがあれば、自信を持つてお答えするのではありませんが、その事実はどうかということになりますと、自信はないのであります。決してごまかすのではありません、責任を持つてお答えはできない、こういうのであります。ただそのまゝでいるのは何でございますが、そういうふうな御議論を立てて参りますと、保安隊でない普通の警察、これも十数万あるわけでございます。これは御質問の方々からよく出る例であります、あるきわめて弱小

な国の軍備に比べても、なおかつそういうものはやはり強力であるということも言えるのじやないかと思ひます。これは事実を知りませんので自信を持つて言えませんけれども、そういうようなものであるからやはり、何でもかんでも一定の強力な組織部隊があれば、これは戦力に当るといふことは少くも言えないのではないか、こういうふうにご考へております。

○穂積委員 ……MSA協定を受けて、日本が……外国の軍事行動に対して、こちらが防衛のために戦闘行為を行う権利または義務を負うという、……そしてその対外的な外国の軍隊または部隊と、戦闘行為を行うことができるように保安庁法を改正した場合は、現在の保安隊は明らかに憲法に抵触する、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○高辻政府委員 ただいまお尋ねがありましたような事柄については、実はそういうことになるということをご予想しておりませんが、正直なところそういう場合の法律関係というものを考へておられるわけではございません。従つて政府の解釈とか、法制局の公的な解釈としてお答えするわけに行かないことを御了承願ひたいと思ひます。そこで憲法の九条一項では自衛権を否認してあるわけではございませんし、第二項における戦力の問題も今申し上げた通りでございますから、その制約の範囲内ならば憲法に違反しないし、その制約に違反すれば憲法に違反するということを抽象的に申し上げざるを得ないのであります。

○高辻政府委員 国際紛争を解決する手段としては武力であらうが戦力であらうがこれは放棄されておる

わけでございますから、国際紛争を解決する手段としては、かりにお尋ねがございましたような保安隊を使用するということは憲法上不可能であるとお答えせざるを得ないと思います。

○並木委員 私が聞こうと思つたのはそこのところだつたのです。私はこう思うのです。国際紛争を解決する手段として禁ぜられておるものは、第一項は国権の発動たる戦争の武力の行使または武力による威嚇、この三つだと思つたのです。ところが政府の答弁では保安隊というものは交戦権もなければまた戦力でもございせん。だから保安隊ならばいくら縦横無尽に国際紛争の解決をするために使用しても、これは憲法違反にはならないと思ひますが、いかがですかという私の質問であります。

○高辻政府委員 九条はただいまのように戦力と武力についての問題からありますれば、並木委員の御疑問が出るようなこともあるかもしれませんが、第一項の趣旨と申しますのは、必ずしも戦力に限定してゐるわけではないのでありまして、第一項の趣旨からいいますと、およそ組織的な実力、そういうものに当れば、少くも国際紛争を解決する手段としては、そういうものを威嚇または行使したりすることはできないと解するのが正当であらうと考へます。

○並木委員 ですからそこにはしなくも政府の戦力という解釈に無理があるということをお発見したわけなのです。つまり一項へもどつて来ると、今の部長のような答弁をしなければおかしいわけでしょう。今の私の質問に対して保安隊を縦横無尽にあるいは海上警備隊を縦横無尽に国際紛争の解決の手段として使

えるのじやないかとお聞きすれば、使えるとは答えられないから、苦しくなつて戦力というものの解釈と武力による威嚇というものに区別をつけてしまうわけです。ところが先ほど申されたように武力と戦力は実質的に同じで、一方は動的、一方は静的なもの、こういう答弁ですから、陸海空軍その他の戦力、この点の解釈を陸軍だけでは戦力にならない場合もある、戦力というものは総合された云々という苦しい解釈をとつてゐるから、この一項へもどつて来ると戦力と武力の間に差がついて来るのです。ですから今の答弁ですと今までの答弁とどうしても違いが出て来るのです。これをよくお考へになつてもけっこうですが、私の聞いていることはわかりますか。……つまり武力と戦力というものが同じであるならばこれはおかしと思つたのです。だからかりに政府の言うことを信用して同じだというならば、ざつとばらんにいへば、武力の行使または威嚇というものは、戦力の行使または威嚇と読みかえていいものではないか、こういうことになります。しからば保安隊というものも政府は戦力でない、すなわち武力でないというのですから、これはいくら国際紛争の用に供しても一向憲法違反ではない、こうなるのではありませんか。

○高辻政府委員 きわめてそこを精密に分析されて御質問になつたということで、ただそのところは先ほど穂積さんの御質問にもございましたが、憲法の前文同様、九条の一項に書いてあります最初の前段等に照し合せて考へますれば、これは保安隊にせよその他のものにせよ、相当程度の実力組織になつてゐるものを国際紛争を解決する手段として使うということは、九条の趣旨に反するであらう、こう申し上げ

るわけでございます。

(自衛戦争と交戦権) (外務委 二七号 二七・二八・二九頁参照)

○並木委員 ……この間うちから岡崎外務大臣はしばしば侵略戦争はいけないのだということが憲法九条の建前であるという答弁はしているのですけれども、さてしからば自衛戦争はできるのかということに對しては、言を左右にしてはつきりしておらなかつたわけです。当然これは自衛戦争はできるという解釈がつかなくてはあかしいわけでありませうけれども、お尋ねしたいと思ひます。

○高辻政府委員 ただいまのお尋ねの中の自衛戦争と言われる意味が問題になるわけでございますが、わが國に對して直接侵略がありました場合に、わが國が實力をもつてこれに抵抗することができるかという意味でお答ををいたしたいと思ひます。

憲法は先ほど来お話が出ておりましたように、自衛権というものの存在は否認しておりません。しこうして九条の二項で戦力と交戦権というものを否認しているわけでございますが、憲法の禁止する戦力に當らない實力であれば、そういう實力を保持することを憲法は否認しているわけではないわけでありませう。従つてこういうような實力をもつて、自衛に必要な範圍におさまして一定の行動をするということは、自衛戦争と言へるかどうかはわかりませんが、そういう内容において行動するということは、必ずしも憲法には違反しないであらう、こう考えます。

○並木委員 その場合に自衛戦争と言つてもさしつかえないわけですね。

○高辻政府委員 私がそこを自衛の行動と申し上げたゆえんのもの、実は法律的に申しまして戦争という意味をどうとるかということにかかると最初に申し上げたのは、そこでございます。と申しますのは、憲法の九条二項には交戦権を否認しております。従つて交戦権が否認されているものが戦争だともし言えるのなら、それは並木委員のおつしやる通りかと思ひますが、憲法上交戦権が否認されているわけでありませうから、戦争の定義いかにかかることではあります、普通の意味の戦争ではないのか、こういうふうに考えまして、内容からお話を申し上げたわけでありませう。

○並木委員 その点条約局長として、戦時国際公法その他国際間の問題があると思ひますが、何か補足することはありませんか、今の部長の答弁に對して……。

○下田政府委員 別に補足することはございませぬ。

○並木委員 私がお聞きしたいのは、国際法上において、いわゆる侵略戦争とか、自衛戦争ということは一つの確立された用語ではないかと思ひましたので尋ねたわけなのです。

○下田政府委員 高辻部長のおつしやいますように、國家の自衛権を憲法は禁止しておりませぬから、自衛行動はとれると思ひます。ところが自衛のための戦争となりますと、これは別のことでございまして、戦争であれば敵の領土まで行つて爆撃してもいいわけでありませう。ところがそれは自衛行動とは別であつ

て、交戦権が認められて初めて敵の領土奥深く入つて敵の首都を爆撃するという権利が発生するわけであり、交戦権が認められて初めて敵の領土奥深く入つて敵の首都を爆撃するということになります。そういう交戦権というものは認めてはいないのでありますから、国際法上の戦争と関連して初めて認められる権利は私は行使し得ない、戦争に至らざる自衛行動ならなし得る、そう考えております。

○並木委員 そうすると、私が聞きたいと思つておりました自衛戦争はできないということになりますね。自衛戦争はいけないのだ、自衛戦争に至らざる自衛行動ならよろしいということですか。

○下田政府委員 自衛の名においてフルに交戦国としての権利を行使しようという意味でしたら、自衛戦争はできないということになります。

○並木委員 フルに交戦権を行使したらということとは、その程度がむずかしいのですけれども、それではちよつと角度をかえて質問します。実はこういうことを聞きたかつたのです。軍隊でない保安隊でも、自衛戦争ならできるのか。保安隊は軍隊ではない。従つて戦力ではない。しかし自衛戦争なら保安隊でもできるのだ。つまり政府の解釈で言うところの戦力に至らざる保安隊でも自衛戦争はできるのだというように言えると思ひましたので、聞いたわけなのですが、この場合はただいまの答弁では自衛戦争という言葉をかえて自衛行動としなければならぬと思ひますが、そうなりますか。

○下田政府委員 憲法第九条には「国権の発動たる戦争」をまず禁じてあります。その趣旨は、よく自衛の名において戦争が行われるが、たとい自衛戦争であつても、国権の発動たる戦争はこれをしないというこ

とだろうと思ひます。従ひまして、先ほど申し上げましたように、敵の直接侵略がありました場合に、これを日本の保有する戦力に至らざる武力をもつて阻止する実行行動に出ることは、これは自衛行動でありますから、憲法の禁ずるところではございません。従つて日本はこれはなし得ることだと思ひます。しかしながら国際法上の交戦権に基いて——交戦権というものは、普段でありましたならば不法行為となるような行為も正当化するものでありまして、公海において敵国の船舶を拿捕したり、あるいは敵国の首都を爆撃したりすることも正当化するものでありますが、そういう意味の交戦権を行使しての戦争ということには、たとい自衛の場合であつても憲法が禁ずるものではないかと私は存じております。

○並木委員 先ほどの高辻部長の答弁と、私が前に佐藤法制局長官からもらつた答弁と違うところがあると思ふのです。私がずつと前に戦力と武力との違いいかんということ聞いたときに、戦力と武力とは実質的には同じであります、ただ動的と静的との違いだというふうに答えております。しかし今日の部長の答弁ですと、戦力の一步手前を武力というふうには私は聞いたのです。武力と戦力と明らかになつた。私はこれは間違いではないかと思ふのですけれども、その後政府の解釈はそういうふうにかわつて来たのですか、どうですか。

○高辻政府委員 戦力と武力との関係でございますが、これは私も佐藤法制局長官が前に言われたことを存じております。私もそういうことを言つたことがあつたかと思ひます。それは佐藤法制局長官の仰せに

なつた通りで、もし私の言うことが誤解の点がございませすれば御訂正を願いたいと思います。

○並木委員　そこでお伺いするのですけれども、私はむしろさつき部長の答弁のように戦力と武力は違うのだ、戦力に至らざるものを前には武力と思つていたわけです。しかし両方が同じだという答弁ですから、しからば武力にあらざるもの、たとえば保安隊、これは政府は武力でないといつております。すなわち、戦力でないといつております。本質は武力と戦力が同じだという前提なのです。ですから保安隊なら……その点は私は非常に問題があると思うのです。なおよくこれを政府部内で考えて統一していただきたいと思ひます。おそらく私の言う通り、そういうふうな解釈をされると違つて来るのではないのか、たとえばさつきの竹島の問題、あれはこの前岡崎外務大臣は明らかに国際紛争だと言つていたので、竹島の問題で国際紛争をこじらせないから云々ということで、海上警備隊の船を出すことを避けたい、すぐ実力に訴えることはやめたいという答弁をしております。そうするとあれが国際紛争であるならば、海上警備隊の船舶を出動させることはできないということになるわけです。これはやはり矛盾ではないでしょうか。日本の領土であると日本が主張する竹島を向うが不法占拠をして来た。われ／＼から見ればこれは国内の治安維持で、治安対策である。だから海上保安庁の警備船で足りない場合には、海上警備隊に出動を命ずることができるわけです。しかるに今のような解釈をとつてしまうと、部長の言う海上警備隊あるいは保安隊のような武力、これは国際紛争を解決する手段としては用いることができないのだ

ということになると、竹島へ出動することができないということになります。その関係を、どなたでもけつこうです、解明してほしいと思ひます。

○下田政府委員　これは外務大臣の先般申し上げましたことを誤解なさつておられるのではないかと思ひますが、竹島という日本の領土内に無断で他国民が侵入しまして、そこで漁撈を行うということは、これは不法入国の問題であります。でございますから不法入国取締りという警察上の措置がございませ。従つて先ほど保安庁の官房長から答弁がありましたように、これは直接警備隊の問題ではないかもしれませ。しかしもし日本漁民がそこで苦勞してあるということがありましたら、海上警備隊の船が行けるかも知れません。しかしこれはほとんど不法入国の取締りの警察上の問題であります。憲法第九条第一項の問題になつて参りますればどうということかと、竹島の領土権の帰属について日韓間に紛争が生じたといひます。外交交渉でなか／＼解決しない、どつちかが業を煮やして軍艦を派遣して、あるいは日本の場合でしたら警備隊のフリゲート艦を派遣して、釜山なりどこなりを攻撃する、そうして実力を行使し威嚇して、竹島を日本の領土であるということを確認させる、そういうことは憲法第九条の国際紛争を解決するために武力を行使することとして禁じられておるのであります。ですから現地へ不法入国者が来てそれを取締るといふ問題と、竹島の帰属いかんという日韓間の紛争を解決するために釜山なりどこなりを攻撃して、武力に訴えて解決するという問題と全然別問題で、後者の問題はこういう紛争を解決するため

に武力を行使することは、その武力が戦力でありましよう、あるいは戦力に至らないような保安隊のフリゲート艦でありましよう、これは同様に禁止しておると解しております。

○並木委員　そうすると戦力と武力はどうしても違いが出て来ます。戦力と武力とは動的と静的の違いだ、それだけだという説明では間違つて来ると思いますが、どうですか。だめを押したいと思ひます。

○高辻政府委員　先ほどから申し上げておるわけですが、確かに並木さんがおつしやいますように、憲法第九条の武力というものに当らなければ九条の規定は働かないのだという前提に立ちますれば、それは仰せの通りにならうかと思ひます。しかしながら、佐藤長官が前におつしやいました戦力と武力との関係はさておきまして、九条の一項、特にその前段にあります規定に目を通しまして読んで参りますと、それはたとえ武力に当らなくても、国際紛争を解決する手段としてこれを使用する、ただいま条約局長が仰せになりましたような例に使うということは、憲法の九条並びに前文の趣旨からいつて許されないものであらう、こう申すわけでございます。

(MSA援助と防衛力漸増義務) (外務委 二八号 一九・二〇頁参照)

○岡委員　……安全保障条約に基き日本が引受けた軍事的義務というのは、一体どういふことを意味するのであるか。

○下田政府委員　安全保障条約の第一条の米軍の駐留を許すという意味と、第二条の軍事基地等を米国に

事前に諮ることなくして第三国には貸さないという二つの義務でございます。

○岡委員　……MSA援助を受諾いたしますと、日本としては当然に自己の防衛力を漸増するということが、義務としてになわなければならぬということに相なるのでありますか。

○下田政府委員　その通りでございます。

○岡委員　日米安全保障条約の前文では、御承知の通り日本が防衛力を漸増することは「期待する」と相なつております。この援助を受けますと、日本は自国の防衛力を漸増するということに義務として条約の上に明確化せねばならぬ、しかもそれはいわゆる完成兵器の供与あるいは貸与等による、いわば反対給付として日本が防衛力の漸増ということに義務づけられる。安全保障条約では道義的な責任として期待にこたえるという立場に置かれたものが、今度はいよ／＼義務としてそれを履行しなければならぬ立場になり、しかも武器援助等を通じその反対給付としてそれがなされねばならない。言葉をかえていえば、おそらく世界の心ある人々は、アメリカの意図によつて日本が防衛力を漸増するということになる。条約としては日米政府が合意をする形においても、実際に完成兵器の貸与あるいは贈与を受け、それによつて日本が自国の防衛力を漸増するということが、義務づけられるということになれば、これは日本自身の意図というよりも、アメリカ政府の意図によつて、日本が自国の防衛力を漸増するという約束をアメリカに与えることに相なろうと思ひますが、その点についての御見解はいかがですか。

○下田政府委員 その点につきましては、日本政府においてはまず自衛力をできる範囲で漸増したいという意思があつて、その大前提がありましたして初めてアメリカの援助を受けるといふことになるわけでございます。

○岡委員 それではこの報告書の「MSA中に援助をうけると日本は相互安全保障法第五一条(a)項に列挙してある六つの義務を引受けなければならないと述べ、右の六つの義務のうち、「国際間の緊迫の原因を除去するため、相互に合意する行動をとること」とあります。そこでこの「国際間の緊迫の原因を除去するため、相互に合意する行動」というの中には、日米行政協定第二十四条によつて、いわゆる非常時の共同措置及び協議、すなわち「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。」ということが規定されております。そこでこの中間報告に述べられておるアリソン大使の示唆、「国際間の緊迫の原因を除去するため、相互に合意する行動をとる」ということは、この日米行政協定第二十四条による急迫事態における両国政府の協議をも含むものでありますか。

○下田政府委員 私どもは、「国際間の緊迫の原因を除去するため」ということは、緊迫が起つてからのことでなくて、緊迫が起るような原因を取除くための措置、そういうように了解しております。従いまして日米行政協定第二十四条のすでに緊迫事態が発生した後の協議と、第六百十一条(a)の第二項は違う考えであると思つております。

○岡委員 それでは保安庁の官房長にお尋ねをいたしたい。先般のこの委員会において、岡崎外務大臣であつたと思いますが、その御発言中に、たとえば日本の内地に対して——その国籍は申し上げませんが、ともあれ外国の侵略の意図を体した武装勢力が参つた場合、保安隊はやはりこれに対して当然に対抗するであろうというふうな御発言があつた。こういう事態があつた場合には、保安隊がそのような行動をやはりとることに相なるのでありませんか。

○上村政府委員 たゞ／＼保安庁長官から国会で申し述べられておりますように、万一外国の武装勢力が侵入して参りました場合には、現在の保安庁法の建前から申しまして、ただちに直接防衛に当るといふ法律上の解釈にはならないのであります。この入つて参りました武装勢力が、わが国の平和と秩序を紊亂いたし、人命、財産に害を与える、従つて保安庁法第四条に規定してあるような事態に該当いたしますために、総理大臣の命令によつて出動いたしました。これを鎮圧するというような建前になっております。

○岡委員 それはよく承知してあるのです。それでも木村長官は、保安庁法第四条の改正の意図について示唆をされておりますが、ただ私は具体的に申し上げておるのでございまして、もう一度繰返してはつきりと具体的に結論をお答えいただければよろしいのでございますが、これはとにかく第三国の侵略の

意図を体した武装勢力が、かりに日本へ飛行機で空挺部隊として落下することもあり得ると思う。あるいは日本の海岸線に上陸することもあり得ると思う。この場合に所在の保安隊というものは、これに対して対抗的な行動を起すものであるかどうか、この点を承りたい。

○上村政府委員 先ほども申し上げました通り、直接侵略に対して直接防衛をするという任務は与えられてないのであります。あくまでも保安庁法の四条に基きまして、正式の出動命令といいますが、そういうものに待ちまして対抗する、それには相手が正規の軍隊であろうと何であろうと違いはないと私ども思っております。

○岡委員 もう一度たしますが、日本の国内にあるいは落下傘で投下されたものであろうと、海岸に上陸したものであろうと、第三国の侵略の意図のための武装された勢力がやつて来た場合は、正規軍であろうと何であろうとこれと闘う、対抗の行動に出る、こうおつしやるのですか。

○上村政府委員 保安庁法には、保安庁法四条のほか、第六十一条というのがあります。「内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安維持のため特に必要があると認める場合」と書いてございます。従いまして、先ほどちよつとあるいは申し上げ方が違つたかもしれませんが、正規の軍隊が侵略をして参りました場合には、厳密に申しますと、単に治安維持のためと言えるかどうかわかりませんが、しかしそのときといえども自衛権に基づく行動ということだけだと思います。

○岡委員 保安庁法四条でも、あるいは総理大臣の出動命令を規定した六十一条でも、あなたの御承知の通り十分な拡張解釈ができると思うのであります。でありますから、その場合事態に即応して、保安隊は国内の治安と申しますが、近代戦の性格は国内の治安とか、思想戦とか、武装戦とか、そういう単純なものじゃない。逆に質問いたしますが、米軍が日本に対する直接侵略に対して行動を起さねばならないといふとき、それに呼応した形において日本の保安隊も国内において米軍の目的に大体同調する。総理大臣から非常事態という立場において、機動力の姿において出動を命令された場合における保安隊の行動と、直接侵略に対抗する米軍の軍事行動というものは、当然この侵略行為に対する同一の抵抗でなければならぬと考えるのですが、そういう場合にはその指揮権というものは一体何人にあるのでありましようか。あるいはそれは行政協定に基くいわゆる第二十四条の両国政府間の協議に基くということになっておりますが、見通しとしてその指揮権は何人が持つのですか。

○上村政府委員 現在の法律上の建前におきましては、あくまでもわれわれ保安隊は国内の治安維持に当るわけでございますが、自衛権の発動といたしまして、外敵が侵入して参りました場合にこれに対抗するということがあり得ると思ひます。その際は米軍との関係がどうなるかと申しますれば、米軍は米軍の指揮下にございませうし、われわれの方は米軍の指揮下に立つわけでもございませうし、あくまでも総理大臣の統帥下において行動する、その間に調整の必要がありますれば、調整をして行くことはあり